

内閣府



表 1-4-① 実績評価方式により事後評価した政策

<p>施策名</p>	<p>公文書等の保存及び利用の取組</p>																			
<p>施策の概要</p>	<p>歴史資料として重要な公文書等の国立公文書館への移管を進めるとともに、中間書庫パイロット事業の推進、電子公文書等の移管・保存・利用システムの運用に向けた、電子公文書等の移管・保存等に関する調査研究等に取り組む。</p>																			
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)                  中間書庫パイロット事業の実施により、今後の中間書庫制度の本格運用に向けた準備が進められるとともに、電子公文書の移管等を平成23年度から実施するための調査研究も着実に実施し、公文書館制度の充実に向けた成果を上げることができた。</p> <p>(必要性)                  国の活動や歴史的事実の正確な記録である公文書は、過去から教訓を学ぶとともに、未来に生きる国民に対する説明責任を果たすために必要不可欠な、国民の貴重な共有財産であり、こうした公文書を十全に管理・保存し、後世に伝えることは、国の重要な責務である。特に、歴史的に価値のある公文書が確実に公文書館に移管されるようにするため、①保存期間を終えていない公文書の移管前選別や散逸防止のための中間書庫制度の導入及び②昨今の電子化の流れを踏まえ、電子公文書等の増に対応した移管ルールとシステムの構築について早急に検討することが必要となっている。このため、実験的に中間書庫を内閣府内で試行する「中間書庫パイロット事業」と、電子公文書等の移管等の実証実験調査を実施することとした。</p> <p>(有効性)                  中間書庫パイロット事業では、制度設計に資するため、実際の運用に向けた利便性、迅速性、安全性等の要素を検証しているが、昨年度よりも多い取扱文書量が確保でき、より多角的な検証を行うことができた。また電子公文書等の移管制度設計に必要な、実証実験による調査では、各府省に対し、実際の環境に近い形でデモンストレーションを行った上でアンケートを実施し、今後の電子公文書等の移管についてのルール化の協議にも有効な回答が得られるなどの成果があった。</p> <p>(効率性)                  電子公文書等の調査においては、プロトタイプシステムを用いた実証実験とする必要があり、通常の調査に比べて多額の予算を計上していたところ、総合評価方式による一般競争入札を行うことにより、当初予定よりも経費が削減できた。</p> <p>(反映の方向性)                  平成21年6月に成立した「公文書等の管理に関する法律」の施行及び国立公文書館制度の拡充を含めた、公文書の保存に向けた体制の整備に取り組む必要がある。平成21年度は新規に「公文書管理課」を設置し、公文書管理に係る取組を明確にしたところであるが、平成22年度以降も引き続き組織体制の充実強化に努めることとしている。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="347 1377 1513 1608"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標 (平成20年度)</th> <th rowspan="2">達成状況</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">達成目標の設定の考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間書庫パイロット事業における取扱い文書数の対前年比増</td> <td>達成できた</td> <td>239</td> <td>262</td> <td>昨年度の実績を踏まえて目標値を設定した。</td> </tr> <tr> <td>電子公文書等の移管・保存・利用システムの運用開始に向けた、電子公文書等の移管、保存等に関する調査研究等における適切な研究成果の確保</td> <td>達成できた</td> <td>—</td> <td>研究成果の確保</td> <td>平成18年6月の内閣官房長官懇談会報告書の提言等を踏まえて目標値を設定した。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値		達成目標の設定の考え方	19年度	20年度	中間書庫パイロット事業における取扱い文書数の対前年比増	達成できた	239	262	昨年度の実績を踏まえて目標値を設定した。	電子公文書等の移管・保存・利用システムの運用開始に向けた、電子公文書等の移管、保存等に関する調査研究等における適切な研究成果の確保	達成できた	—	研究成果の確保	平成18年6月の内閣官房長官懇談会報告書の提言等を踏まえて目標値を設定した。
達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値				達成目標の設定の考え方														
		19年度	20年度																	
中間書庫パイロット事業における取扱い文書数の対前年比増	達成できた	239	262	昨年度の実績を踏まえて目標値を設定した。																
電子公文書等の移管・保存・利用システムの運用開始に向けた、電子公文書等の移管、保存等に関する調査研究等における適切な研究成果の確保	達成できた	—	研究成果の確保	平成18年6月の内閣官房長官懇談会報告書の提言等を踏まえて目標値を設定した。																
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>&lt;予算案&gt;                  公文書管理委員会の運営経費、公文書管理法の施行へ向けた体制整備のための経費、デジタル化・電子化の推進、電子媒体移管システム構築等のための経費を計上。                  (平成22年度予算案：2,414百万円〔21年度予算(補正後)：2,166百万円])</p>																			
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																	
<p>第159回国会施政方針演説</p>		<p>平成16年1月19日</p>	<p>政府の活動や歴史の事実を後世に伝えるため、公文書館における適切な保存や利用のための体制整備を図ります。</p>																	
<p>第169回国会施政方針演説</p>		<p>平成20年1月18日</p>	<p>年金記録などのずさんな文書管理は言語道断です。行政文書の管理のあり方を基本から見直し、法制化を検討するとともに、国立公文書館制度の拡充を含め、公文書の保存に向けた体制を整備します。</p>																	

<p><b>施策名</b></p>	<p>政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進</p>																									
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>政府広報においては、内閣の重要施策や各府省の希望等を踏まえてテーマを選定し、そのテーマに応じた適切な広報媒体、実施時期等を考慮して実施している。</p> <p>世論調査の実施により、国民の基本的な意識の動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を公正・中立・正確かつ適時に把握・公表し、国政モニター制度により、政府の重要政策等に対する一般国民からの幅広い意見、要望などを聴取し、政府政策の企画立案等に資する。</p> <p>国民対話は、「国民との直接対話の推進に係る基本方針」に基づき、簡素な形で開催するとの原則の下、大臣等と国民とが形にとらわれずに直接、双方向で対話を行うことを本旨として実施している。</p>																									
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b></p> <p>重要施策の広報においては、「政府広報に関する媒体横断的調査」(以下「横断的調査」という。)における全媒体統合の理解度・満足度が目標値を超えていること、世論の調査においても、目標値を超える利活用があったことから一定の成果を上げている。また、一般競争入札の原則化により、経費の効率化を行っている。</p> <p><b>(必要性)</b></p> <p>政府の重要施策について、その背景、内容、必要性等に関する情報を国民に提供し、国民の理解と協力を得ることは、それらの施策をスムーズに実施するためにも、また政府の説明責任を果たす上でも、極めて重要であり不可欠な要素である。</p> <p>この広報活動は、各府省においても行われているが、政府広報室においては、内閣府設置法第4条第3項第40号の「政府の重要な施策に関する広報に関すること」に基づき、政府全体の立場から政府の重要施策について、内閣官房内閣広報室の総合調整の下、各府省との連携を図りつつ、各種の広報媒体を活用した政府広報を実施しているものである。</p> <p>また、広聴は、内閣府設置法第4条第3項第41号の「世論の調査に関すること」に基づき、政府広報室において行われるものである。行政の透明性や国民に対する説明責任が強く求められる中、政府が国民や社会のニーズに反映した政策を企画立案するにあたり、国民世論の動向を把握することは不可欠である。</p> <p>国民対話は、大臣と国民とが直接、双方向で対話を行うことにより国民の理解を深めるとともに、国民の意見や提言を聴取するために実施しているものである。</p> <p><b>(有効性)</b></p> <p>重要施策の広報については、横断的調査の全媒体統合の理解度・満足度とも目標値である60%を超えていることから、政府広報の有効性は高いものとする。</p> <p>世論の調査は、各府省において審議会、白書等で利活用されたことから、それぞれの政策の企画立案作業等の基礎資料となっており、有効に機能している。</p> <p><b>(効率性)</b></p> <p>政府広報に関する契約については、平成19年度から、一般競争入札(総合評価落札方式を含む。)の原則化を行い、経費の効率化を図っている。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <p>各種メディアの国民の利用状況が多様化している中、今後の政府広報を効率的・効果的に実施していくために、政府広報における既存の媒体における広報効果を検証するほか、新たな媒体の展開の検討を行う。</p> <p>世論の調査においては、最も信頼性が高いと考えられる個別面接聴取法により世論調査を実施しているが、その他の調査手法についても検討を行う。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="331 1547 1513 1973"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標 (平成20年度)</th> <th rowspan="2">達成状況</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">達成目標の 設定の考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施した広報に対するアンケート調査における理解度・満足度(60%以上)</td> <td>目標以上の成果を達成できた</td> <td>—</td> <td>86%(理解度) 69.3%(満足度)</td> <td>平成19年度の国政モニターに対するアンケートの満足度が、5割程度であったことから、より多くの理解度・満足度を目指すという意欲的な目標とした。</td> </tr> <tr> <td>公共調達や経費支出に関する方針 (基準・方針の遵守)</td> <td>達成できた</td> <td>—</td> <td>基準・方針の遵守</td> <td>一般競争入札(総合評価落札方式を含む。)を原則とすることを目標とした。</td> </tr> <tr> <td>世論調査結果の各府省の審議会、白書などでの利活用 (当該年度調査件数(20件)以上)</td> <td>目標以上の成果を達成できた</td> <td>—</td> <td>24</td> <td>政府施策の企画立案等に資するという目的を踏まえて目標値を設定した。</td> </tr> </tbody> </table>				達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方	19年度	20年度	実施した広報に対するアンケート調査における理解度・満足度(60%以上)	目標以上の成果を達成できた	—	86%(理解度) 69.3%(満足度)	平成19年度の国政モニターに対するアンケートの満足度が、5割程度であったことから、より多くの理解度・満足度を目指すという意欲的な目標とした。	公共調達や経費支出に関する方針 (基準・方針の遵守)	達成できた	—	基準・方針の遵守	一般競争入札(総合評価落札方式を含む。)を原則とすることを目標とした。	世論調査結果の各府省の審議会、白書などでの利活用 (当該年度調査件数(20件)以上)	目標以上の成果を達成できた	—	24	政府施策の企画立案等に資するという目的を踏まえて目標値を設定した。
達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方																						
		19年度	20年度																							
実施した広報に対するアンケート調査における理解度・満足度(60%以上)	目標以上の成果を達成できた	—	86%(理解度) 69.3%(満足度)	平成19年度の国政モニターに対するアンケートの満足度が、5割程度であったことから、より多くの理解度・満足度を目指すという意欲的な目標とした。																						
公共調達や経費支出に関する方針 (基準・方針の遵守)	達成できた	—	基準・方針の遵守	一般競争入札(総合評価落札方式を含む。)を原則とすることを目標とした。																						
世論調査結果の各府省の審議会、白書などでの利活用 (当該年度調査件数(20件)以上)	目標以上の成果を達成できた	—	24	政府施策の企画立案等に資するという目的を踏まえて目標値を設定した。																						
<p><b>政策評価の結果の政策への反映状況</b></p>	<p>&lt;予算案&gt;</p> <p>政府広報を効率的・効果的に実施していくために、行政刷新会議の事業仕分け結果をも踏まえ、テレビ定時番組、政府広報誌を廃止するとともに、ラジオ定時番組を1番組に集約した。また、テレビスポット及びインターネットをより一層活用することとした。</p> <p>(平成22年度予算案：4,978百万円〔21年度予算(補正後)：9,513百万円])</p>																									

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	—	—	—

<p><b>施策名</b></p>	<p>遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進</p>																								
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>旧日本軍の遺棄化学兵器は、未だに中国の各地から発見されている。我が国は、化学兵器禁止条約上の義務を履行するため、これらの遺棄化学兵器が発掘された場合、速やかに発掘・回収を行っているところである。</p>																								
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b>          本事業の目的は、中国における遺棄化学兵器を安全かつ迅速に発掘・回収・処理することであり、化学兵器禁止条約上の義務を果たす本事業を推進することは日中の信頼関係の醸成等に極めて有効であると考えている。平成20年度においても発掘回収事業を着実に進めており、目標を十分に達成することができたと考えている。</p> <p><b>(必要性)</b>          第二次世界大戦中、旧日本軍によって中国に遺棄された化学兵器（毒ガス兵器）について、化学兵器禁止条約（1995年批准、1997年発効）に基づき、日本は「遺棄締約国」として、中国における日本の遺棄化学兵器を廃棄する義務を負うこととなった。          平成11（1999）年3月に、「遺棄化学兵器問題に対する取組について」が閣議決定され、それに基づき、同年4月に遺棄化学兵器処理担当室が総理府（現内閣府）に設置された。また、同年7月、日中間で覚書を締結し、環境と安全を最も優先しつつ、中国国内で廃棄を行うこと等を確認している。</p> <p><b>(有効性)</b>          今回も無事故で終わらせることができたこと、また、発掘された798発の砲弾の全ての回収作業を終わらせることができたなどの成果を上げることができたことから、最後の総括会議の場で中国側からも、肯定的な評価を得るにいたったものである。よって、日中の信頼関係の醸成等にとって有効であったと考えている。</p> <p><b>(効率性)</b>          事業を実施するに際し、バスで移動するなど、原則として全て全員で行動することにより効率化を図っているほか、必要な機材のうち防護衣など日本に持ち帰る必要がないものについては、北京の日本大使館に一時保管させてもらうことにより、往復の輸送費の軽減を図っている。また、現地における作業については、土砂の撤去等、中国側が実施したほうが効率的な作業については、中国外交部を通じてその作業を依頼するなど、費用の削減に鋭意努めている。</p> <p><b>(反映の方向性)</b>          今後の大きな課題は、いかに安全に配慮しつつ、迅速かつ確実に発掘回収を進めることができるか、ということである。現在、河川の中からも砲弾等が発見されるなど、作業が困難な場所での発掘回収も今後予定されている。「迅速さ」と「安全性」はトレード・オフの関係にあるが、これまでの発掘回収の知見・ノウハウを活かし、知見のある人間の積極的な活用等を通じて、「安全かつ迅速な発掘回収の実施」という課題に取り組むことを考えている。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="349 1288 1509 1659"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標 (平成20年度)</th> <th rowspan="2">達成状況</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">達成目標の 設定の考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度計画の発掘・回収対象範囲に対する実施面積の割合（100%）</td> <td>達成できた</td> <td>48.70%</td> <td>100%</td> <td>事前に計画されている実施面積のうち、平成20年度発掘回収において達成できた面積を積算する。</td> </tr> <tr> <td>中国吉林省敦化市蓮花泡で発掘・回収された砲弾数等（埋設されている砲弾数等の100%）</td> <td>達成できた</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>敦化市蓮花泡において発掘した砲弾のうち、回収することのできた砲弾数を積算する。</td> </tr> <tr> <td>発掘回収事業実施後の総括会議等における日本側の取組に対する中国側の評価（肯定評価）</td> <td>達成できた</td> <td>肯定評価</td> <td>肯定評価</td> <td>総括部会等において、敦化市蓮花泡における発掘回収事業に対する中国側の評価がどのようなものであったのか、記載する。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方	19年度	20年度	平成20年度計画の発掘・回収対象範囲に対する実施面積の割合（100%）	達成できた	48.70%	100%	事前に計画されている実施面積のうち、平成20年度発掘回収において達成できた面積を積算する。	中国吉林省敦化市蓮花泡で発掘・回収された砲弾数等（埋設されている砲弾数等の100%）	達成できた	100%	100%	敦化市蓮花泡において発掘した砲弾のうち、回収することのできた砲弾数を積算する。	発掘回収事業実施後の総括会議等における日本側の取組に対する中国側の評価（肯定評価）	達成できた	肯定評価	肯定評価	総括部会等において、敦化市蓮花泡における発掘回収事業に対する中国側の評価がどのようなものであったのか、記載する。
達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値				達成目標の 設定の考え方																			
		19年度	20年度																						
平成20年度計画の発掘・回収対象範囲に対する実施面積の割合（100%）	達成できた	48.70%	100%	事前に計画されている実施面積のうち、平成20年度発掘回収において達成できた面積を積算する。																					
中国吉林省敦化市蓮花泡で発掘・回収された砲弾数等（埋設されている砲弾数等の100%）	達成できた	100%	100%	敦化市蓮花泡において発掘した砲弾のうち、回収することのできた砲弾数を積算する。																					
発掘回収事業実施後の総括会議等における日本側の取組に対する中国側の評価（肯定評価）	達成できた	肯定評価	肯定評価	総括部会等において、敦化市蓮花泡における発掘回収事業に対する中国側の評価がどのようなものであったのか、記載する。																					
<p><b>政策評価の結果の政策への反映状況</b></p>	<p>&lt;予算案&gt;          有識者会議の開催のため、平成20年度予算から所要の経費を計上。          （平成22年度予算案：1百万円〔21年度予算（補正後）：3百万円〕）</p>																								
<p><b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</b></p>	<p><b>施政方針演説等</b></p> <p>遺棄化学兵器問題に関する取組体制について（閣議了解）</p>	<p><b>年月日</b></p> <p>平成9年8月26日</p>	<p><b>記載事項（抜粋）</b></p> <p>遺棄化学兵器問題については、日中共同声明、日中平和友好条約の精神及び本年4月に発効した化学兵器禁止条約に基づいて、その処理に誠実に取り組むことを基本とし、関係省庁の協力による政府全体としての取組を一層確保することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 遺棄化学兵器処理対策連絡調整会議の設置</li> <li>2 遺棄化学兵器処理対策室の設置</li> </ol>																						

	<p>遺棄化学兵器問題 に対する取組につ いて（閣議決定）</p>	<p>平成 11 年 3 月 19 日</p>	<p>化学兵器禁止条約に基づき我が国が有する義務を適正に履行し、日中関係の増進にも資するため、遺棄化学兵器の廃棄処理事業を実施に移すに当たり、平成11年4月以降、以下のとおり体制を強化して取り組むこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本問題に対し政府全体として一体的かつ効率的に取り組むため、関係省庁は、相互に緊密な連絡を取りつつ、以下のとおり事務を分担するものとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>(4) 総理府（本府）以外の連絡調整会議を構成する各省庁は、廃棄処理事業の実施に際し、必要な職員の派遣、知見の提供等につき、十分な協力を行うこととする。</li> </ol> </li> <li>2. 本事業の実施については、相当の組織体制と経費を必要とするので、関係機関の緊密な連携、協力の下、政府が一体となって適切に対応することとする。</li> </ol>
--	---	-------------------------	--



<b>施策名</b>	経済財政政策の推進
<b>施策の概要</b>  <b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p>内外の経済動向を把握しつつ、産業、財政、金融、貿易、雇用等の各分野における個別の政策が全体として整合的なものとなるように誘導し、経済全体の均衡のとれた成長、高い効率性、公正な配分、世界経済との協調を目指す。</p> <p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>（総合的評価）</b>          政府調達に係る苦情処理、道州制特区の推進、物価関連施策の推進、内外の経済動向・地域の経済動向の分析については、ホームページへの資料掲載やシンポジウムの開催等を通じて施策の周知・広報、国民への情報提供を行っており、概ね目標を達成し、一定の成果を上げている。また、P F Iについては、契約の標準化、業務要求水準の明確化などの課題への対応を取り、公共サービス改革についても、平成20年度末までに入札が実施された23事業について年間約100億円の経費削減効果が発揮される等、成果を上げている。O T Oに関しては、苦情申立件数の減少を受けて要員等の合理化を図っている。</p> <p><b>（必要性）</b>          経済財政政策の推進に当たっては、「内外の経済動向を把握しつつ、産業、財政、金融、貿易、雇用等の各分野における個別の政策が全体として整合的なものとなるように誘導し、経済全体の均衡のとれた成長、高い効率性、公正な配分、世界経済との協調を目指す」という基本目標を達成するため、各種の施策を推進している。</p> <p>政策統括官（経済財政運営担当）では、政府調達に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善の施策に関しては、物品及びサービス（建設サービスを含む）の政府調達に係る具体的な苦情の受付・処理により、政府調達手続の透明性・公正性・競争性の一層の向上を図っている。対日直接投資施策においては、対日直接投資増進施策の推進を通じて諸外国からの新技術の導入と内外企業の多様な競争を促している。そして、国民生活の安定確保の観点から物価安定政策を推進しているところ。また、将来の道州制導入の検討に資するため、道州制特別区域における広域行政を推進している。</p> <p>また、我が国の厳しい財政状況を背景に、政府の効率化や民間の資金、技術の活用がより一層求められており、それらは経済活性化という側面からも重要な取組である。現在、政策統括官（経済社会システム担当）が行っているP F I (Private Finance Initiative)の推進、公共サービス改革の推進は、民間活力の活用をそれぞれの手法で進める試みであり、非常に重要な政策である。また、もう一つ重要な取組として、市場開放問題苦情処理体制(O T O:Office of Trade and Investment Ombudsman)の維持があり、苦情件数は既に減少しているが、窓口の存在は諸外国との市場取引を円滑に保つ役割を果たし、経済活動に貢献している。</p> <p>そして、経済財政運営に当たっては、内外の最新の景気動向を的確に把握することが必要不可欠である。現在、政策統括官（経済財政分析担当）が行っている調査分析結果は、月例経済報告等に関する関係閣僚会議や経済財政諮問会議等、経済財政政策を決定する重要会議に提供され、政策運営の重要な判断材料となるとともに、調査分析結果はいち早く内閣府ホームページに掲載され、国民に広く情報提供を行っている。調査分析結果に対しては官民双方から需要があることから、そのニーズに添っていくためには分析手法の質的向上のみならず、調査分析体制の効率化を図り、国民への迅速な情報提供を行うことが重要である。また、調査分析に当たっては、特定の立場に偏ることなく中立的な立場で行われることが重要である。</p> <p><b>（有効性）</b>          政府調達に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善については、政府調達苦情検討委員会において平成20年10月に申立てのあった苦情について検討をし、その結果をホームページに公表したこともあり、ホームページへのアクセス件数が増加するとともに、相談電話等も増え、着実に本施策の周知が広がっていると認識している。また、同年12月25日に苦情の結果を報告書及び提案書として公表していることから、同年度の苦情処理は、適切になされたと判断できる。</p> <p>対日直接投資の増進については、「M&amp;Aの円滑化に向けての制度整備」等を柱とした「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた5つの提言」（平成20年5月対日投資有識者会議）を経済財政諮問会議に報告し、その提言のうち一部の施策が経済財政改革の道筋を示す「経済財政改革の基本方針2008」に盛り込まれた。また、上記の提言を「対日直接投資加速プログラム」に盛り込むため、平成20年12月にプログラムの改定を行った。さらに、平成21年1月に愛媛県松山市にて地方対日投資会議を開催する等、更なる対日投資の増加及び地方への二次投資の促進のための努力をした。その結果、平成20年末の対日直接投資残高は、18.5兆円となり対G D P比で3.6%にまで増加した（平成19年末：15.1兆円、対G D P比2.9%）。一方で、ホームページへのアクセス件数は昨年度実績と比較して下げ止まる結果となった。これは、2008年10月に外部に契約していたウェブサイトから内閣府内ウェブサイトに移行したことによるもので、従来とアクセス件数の集計方法が異なるためである。</p> <p>物価関連施策の推進については、物価安定政策会議及び物価担当官会議をそれぞれ3回ずつ開催し、「生活関連物資等の店頭販売価格等に関する調査」を6回実施した。物価安定政策会議については、年度後半に物価動向に落ち着きが見られたこともあり、目標開催回数には及ばなかったが、原料価格の高騰が生活関連物資等に与える影響等について有益な議論が行えたほか、個別公共料金の改定について議論し、各省庁の施策に一定程度反映させることができた。また、原油や穀物等の原料価格の高騰を受け、物価担当官会議において状況分析及び価格動向の調査・分析及び国民への迅速な情報提供について申し合わせたほか、「生活関連物資等の店頭販売価格等に関する調査」を6回実施し、調査結果を毎月公表することにより、国民への情報提供を行った。</p> <p>道州制特区の推進については、道州制特区の取組を紹介するシンポジウム・説明会を各地の経済</p>



団体との共催等により全国各地で開催し、共催団体の都合により開催を平成21年度に先送りした地域があったものの、ほぼ目標値に達する多数の参加を得た。また、各種報道で紹介されるなど、道州制導入に向けた国民的な論議の進展に極めて有効であった。広報用パンフレットの配布部数は目標値に及ばなかったが、同パンフレットや最新の実施状況はホームページにおいて公表しており、ホームページからの印刷で代替された面があると考えられる。また、今年2月に道州制特別区域推進会議地方部会を札幌市内において開催し、道州制特区の更なる推進に向けて、北海道及び関係省庁間の連携を図ることができた。

民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む）については、PFIアニュアルレポートにおいて、PFI推進委員会報告に掲げられた課題に対する取組状況につき報告した。PFI推進委員会報告に掲げられた15の課題のうち、「重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題」に掲げられた課題を中心に措置した。特に、契約の標準化、業務要求水準の明確化といった課題に対応し、「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」、「PFI事業契約との関連における業務要求水準の基本的考え方」をPFI推進委員会において取りまとめ、公表したところであり、PFI事業導入に当たっての実践的な情報、ノウハウの蓄積・提供を行った。

市場開放問題に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善については、昭和57年1月の発足以降、平成18年度末までに受け付けた苦情は1,071件であり、そのうち約半数の苦情については、所管省庁において法律改正などの改善措置が実施されて処理が終わっているなど、着実に苦情処理を行っており、未解決のままとなっている事例はない。その後、市場開放の進展や消費低迷等を背景に平成20年度まで苦情の申出がないため、苦情解決比率（累積値）は変動していない。近年、苦情件数が減少していること等を受け、市場開放問題苦情処理対策室の業務を、規制改革推進室に移管・統合し、要員等の合理化を図っているが、苦情申出窓口については、従前のネットワークをそのまま活用しており、各省庁の本省庁、税関や検疫所などの出先機関、またJETRO（日本貿易振興機構）でも受け付ける体制は維持しており、苦情の申し出に支障が生じないよう対処している。

競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む）については、官民競争入札等監理委員会において関係府省等からのヒアリングを精力的に行った結果、新たに10事業について国の行政機関における官民競争入札等の対象事業の導入を決定し、導入を決定した事業は平成20年度末現在で国の行政機関における累計で44事業に拡大した。また、応募者から創意工夫を引き出し入札の競争性を実質的に確保するため、監理委員会において実施要項の審議を行い、公共サービス改革法施行後初めて実施する官民競争入札に際しては入札関係書類の評価等の審議を実施した。かかる取組の結果、平成20年度末までに入札が実施された23事業について、1年当たり約100億円の経費削減効果が発揮された。一方、国の行政機関が実施している公共サービスの規模から考えれば、対象事業の数や規模は決して十分とは言えず、平成20年度の目標値も達成できなかった。この要因としては、各府省自らが公共サービスの不断の見直しを行う、という公共サービス改革法の基本理念についての理解が十分に深まっていないこと等が挙げられる。

国内の経済動向の分析については、調査分析結果等を月例経済報告等に関する関係閣僚会議、経済財政諮問会議等へ提供し、経済財政政策論議の活性化への貢献を図っている。また、「月例経済報告」や「経済財政白書」等の公表物及び消費総合指数等の指標等をホームページに掲載し、広く国民への情報提供に努めているなど、各方面からのニーズに対応した質の高い調査分析結果を提供するという目標は達成されている。

国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析については、地域経済動向の分析を広く示すことにより、地域経済動向の迅速かつ適切な把握、経済財政政策の形成、政策論議への貢献等を図るという目標達成に向けて、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」及び「地域の経済」の作成・公表、報告書に基づく経済財政部局への情報提供等を実施するとともに公表物はホームページに掲載し広く国民への情報提供に努めており、目標年度における施策目標は概ね達成されている。

海外の経済動向の分析については、調査分析結果等を、月例経済報告等に関する関係閣僚会議、経済財政諮問会議等へ提供し、経済財政政策論議の活性化への貢献を図っている。また、年に2回公表している「世界経済の潮流」といった公表物はホームページに掲載し、広く国民への情報提供に努めているなど、各方面からのニーズに対応した質の高い調査分析結果を提供するという目標は達成されている。

#### （効率性）

ホームページの運用については外部業者への運用発注はせず、府内担当室にて運用を依頼し、経費削減に努めている。また、委託調査の実施に当たっては一般競争入札により実施しているほか、印刷物等についての発注の際には、一般競争入札や複数の企業から見積もりを取る等して業者を選定しており、効率的な予算執行に努めているところ。

#### （反映の方向性）

これらの政策は、我が国経済の発展のためにも必要性が高いものであり、その推進そのものが全体の課題といえる。すなわち、我が国経済の発展のため、世界経済との協調と国民生活の安定の確保を前提としつつ、対日直接投資の増進等を推進すること、我が国の厳しい財政状況を背景に、政府の効率化や民間の資金・技術の活用を進め、市場活動の改善にも引き続き取り組むこと、内外の最新の景気動向を的確に把握することが必要である。

このような状況の中、経済財政の運営にあたっては、各分野における個別の政策が全体として整合的なものとなるように誘導する必要がある。今後とも関係機関との連携を深めるとともに、外部有識者からの指摘等も踏まえながら、より効果的な政策の実施に務め、その成果を外部へ積極的に発信していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標 (平成 20 年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方
		19 年度	20 年度	
ア－① 政府調達苦情検討委員会報告書について、苦情の内容、処理に当たっての考え方を明確に公表 (実施・公表)	達成できた	—	達成できた	近年の実績を踏まえて目標設定した。
ア－② 政府調達ホームページアクセス件数の増加 (前年度比増：19 年度 8,182 件)	達成できた	8,182 件	15,463 件	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
イ－① 対日投資ホームページへのアクセス数 (150 万回：目標年度 22 年度)	達成に向けての進展はなかった	127 万回	53 万回	近年の実績値を踏まえて目標設定した。
イ－② 対日直接投資残高を GDP 比で 5%程度までに倍増する。 (目標年 22 年末)	達成に向けて進展があった	2.7%	3.6%	
ウ－① 物価安定政策会議等の開催実績 (6 回)	達成に向けて一部進展があった	7 回	3 回	近年の実績値を踏まえて目標設定した。
ウ－② 物価担当官会議の開催実績 (2 回)	達成できた	3 回	2 回	
ウ－③ 価格調査等の実施実績 (2 回)	目標以上の成果を達成できた	3 回	6 回	
エ－① 道州制特区の推進に関するシンポジウム・説明会の参加者数 (2,700人以上)	達成に向けて進展があった	—	2,671 人	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
エ－② 道州制特区の推進に関する広報用パンフレットの配布部数 (5,000 部以上)	達成に向けて進展があった	—	3,700 部	
エ－③ 道州制特別区域推進会議地方部会の実施 (実施)	達成できた	—	実施	
オ 「PFI 推進委員会報告－真の意味の官民のパートナーシップ(官民連携)に向けて－」で指摘された課題に対する施策のフォローアップ(PFI 事業の進捗状況の確認(アニュアルレポートの取りまとめによる PFI 事業の進捗状況の確認))	達成に向けて進展があった	PFI 事業の進捗状況の確認(アニュアルレポートの取りまとめによる PFI 事業の進捗状況)	同左	アニュアルレポート等の作成を通じ、PFI 推進委員会報告で指摘された課題の取組状況を確認することを目標値として設定した。
カ 苦情解決比率(累積値) (苦情解決比率の前年度並水準確保)	達成できた	99.85%	99.85%	19年度、20年度ともに苦情申出はなく、また、過去の案件は全て解決済であることから、累積値はほぼ100%である。このため、今後、苦情申出があった場合には、解決に向け努力することを「前年度並水準確保」という数値で明記した。
キ 国の行政機関について官民競争入札等の導入を決定した事業数 (30 事業)	達成に向けて一部進展があった	—	10 事業	19年度の実績値(28事業)と同水準とした。
ク－① 月例経済報告のホームページへの掲載状況 (公表後毎月掲載)	達成できた	—	公表後毎月掲載	当該施策は、国内経済動向について情報収集、分析を行い国民に情報発信する機能と、分析結果を関連部署等を含め広く提供することにより経済財政政策等の論議への貢献を図るものとなっている。このため、国内経済動向の迅速な分析情報の提供状況を数値として把握するためには、ホームページやマスメディアの掲載状況、各種報告書への反映状況を指標として設定することが適切と考えており、そうした指標に基づき達成状況を確認することとしている。
ク－② 年次経済財政報告のホームページへの掲載状況 (公表後毎年掲載)	達成できた	—	公表後毎年掲載	
ク－③ 「日本経済」のホームページへの掲載状況 (公表後毎年掲載)	達成できた	—	公表後毎年掲載	
ク－④ 主要な会議等への取り上げ (月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ)	達成できた	—	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	

ケー⑤ 各マスメディアへの掲載 (主要紙にて記事掲載)	達成できた	—	主要紙にて記事掲載	
ケー①-i 「景気ウォッチャー調査」報告書の公表日 (調査終了後6営業日)	達成できた	調査終了後6営業日	調査終了後6営業日	統計及び地域経済の動向に関する調査・分析結果を、予定通りにタイムリーかつ迅速に提供することを目標とした。
ケー①-ii 「景気ウォッチャー調査」報告書の配布箇所数 (59箇所)	目標以上の成果を達成できた	59箇所	62箇所	各報告書をより広く周知するため、19年度と同程度の配布を実施することを目標とした。
ケー①-iii 「景気ウォッチャー調査」に関するマスメディアにおける報道の状況 (70件)	目標以上の成果を達成できた	78件	93件	各報告書についてより多くの人々の関心を得ることが重要であることから、それを示す指標の一つとして、各種新聞記事に19年度と同程度掲載されることを目標とした。
ケー①-iv 「景気ウォッチャー調査」を掲載しているホームページへのアクセス件数 (42,475件)	目標以上の成果を達成できた	43,436件	78,659件	各報告書についてより多くの人々の関心を得ることが重要であることから、それを示す指標の一つとして、19年度と同程度のホームページへのアクセス件数を目標とした。
ケー②-i 「地域経済動向」報告書の公表日 (年4回(2、5、8、11月))	達成できた	5、8、11、20年2月	5、8、11、21年2月	統計及び地域経済の動向に関する調査・分析結果を、予定通りにタイムリーかつ迅速に提供することを目標とした。
ケー②-ii 「地域経済動向」の作成に際する関係団体、企業へのヒアリング (132回)	目標以上の成果を達成できた	156回	154回	地域経済の動向把握には、各地域の様々な経済主体の生の声をより多くヒアリングし、分析に生かすことが不可欠であることから、19年度と同程度の回数を目標とした。
ケー②-iii 「地域経済動向」報告書の配布箇所数 (101箇所)	目標以上の成果を達成できた	197箇所	186箇所	各報告書をより広く周知するため、19年度と同程度の配布を実施することを目標とした。
ケー②-iv 「地域経済動向」に関するマスメディアにおける報道の状況 (18件)	目標以上の成果を達成できた	21件	27件	各報告書についてより多くの人々の関心を得ることが重要であることから、それを示す指標の一つとして、各種新聞記事に19年度と同程度掲載されることを目標とした。
ケー②-v 「地域経済動向」を掲載しているホームページのアクセス件数 (11,735件)	目標以上の成果を達成できた	11,682件	20,785件	各報告書についてより多くの人々の関心を得ることが重要であることから、それを示す指標の一つとして、19年度と同程度のホームページへのアクセス件数を目標とした。
ケー③-i 「地域の経済」報告書の公表日 (年1回(年度内))	達成できた	平成19年11月30日	平成20年12月25日	統計及び地域経済の動向に関する調査・分析結果を、予定通りにタイムリーかつ迅速に提供することを目標とした。
ケー③-ii 「地域の経済」報告書の配布箇所数 (88箇所)	目標以上の成果を達成できた	136箇所	218箇所	各報告書をより広く周知するため、19年度と同程度の配布を実施することを目標とした。
ケー③-iii 「地域の経済」に関するマスメディアにおける報道の状況 (4件)	達成に向けて進展があった	2件	3件	各報告書についてより多くの人々の関心を得ることが重要であることから、それを示す指標の一つとして、各種新聞記事に19年度と同程度掲載されることを目標とした。
ケー③-iv 「地域の経済」を掲載しているホームページのアクセス件数 (9,751件)	達成に向けて進展があった	10,936件	5,321件	各報告書についてより多くの人々の関心を得ることが重要であることから、それを示す指標の一つとして、19年度と同程度のホームページへのアクセス件数を目標とした。
ケー④-i 「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」、「地域の経済」の月例経済報告等への活用状況 (19件)	目標以上の成果を達成できた	25件	41件	我が国経済動向の適切な把握、経済財政政策の形成等へ果たす貢献度を測る指標として、各報告書の成果が、月例経済報告に関する関係会議等の主要な会議で、19年度と同程度取り上げられることを目標とした。
コー① 「世界経済の潮流」の一般書店等における販売部数 (前年以上の水準：19年度3,500部)	目標以上の成果を達成できた	3,500部	3,600部	報告書についてより多くの人々の関心を得ることが重要であることから、それを示す指標の一つとして、前年度以上の販売部数、ホームページへのアクセスログ件数を目標とした。
コー② 「世界経済の潮流」のホームページにおけるアクセスログ件数 (前年以上の水準：19年度56,928件)	目標以上の成果を達成できた	56,928件	60,271件	

	<p>コー③ 海外経済動向等に関する分析成果（「世界経済の潮流」など）の経済分析、又は、政策立案への貢献度合い （主要な会議等における海外経済動向等に関する分析成果の活用）</p>	達成できた	—	<p>主要な会議等における海外経済動向等に関する分析成果の活用</p>	<p>海外経済の動向分析は、我が国経済動向を分析する際においても重要であり、経済財政政策の立案等に際してもその前提条件となり得る。また、経済財政政策論議にも貢献するものでもあるため、それを示す指標の一つとして当該事項を目標とした。</p>
--	--	-------	---	-------------------------------------	---

**政策評価の結果の政策への反映状況**

< 予算案 >

- ・ P F I 事業の評価・分析に係る施策については、政策評価結果及び執行状況を踏まえ、調査内容を精査し、各事業を統合するなどの合理化を図ることにより、要求額を減額した。  
（平成 22 年度予算案：65 百万円 [22 年度要求額：21 百万円、21 年度予算（補正後）：23 百万円]）
- ※ 予算案の増額は、別の予算事項（民間資金活用等経済政策推進費 [21 年度予算（補正後）：350 百万円]）を廃止し、必要な調査費を増額したため。
- ・ 競争の導入による公共サービスの改革の推進に係る施策については、委託調査の実施に当たっては全調査において一般競争入札（総合評価方式）を導入する等、引き続き経費の削減に努める。  
（平成 22 年度予算案：49 百万円 [21 年度予算（補正後）：51 百万円]）
- ・ 20 年度予算の執行状況等に鑑みて、22 年度予算要求では政策統括官（分析担当）分の予算としては、全体として大幅な減額を行った。他方、昨今の経済情勢などを踏まえ、よりきめ細かな情報収集、調査・分析を行うために、有識者ヒアリングなどの必要な経費等については増額を行っている。  
（平成 22 年度予算案：238 百万円 [21 年度予算（補正後）：267 百万円]）

< 事務改善 >

政府調達に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善施策については、必要に応じて、ホームページの改善及びパンフレットの増刷を行う。引き続き、ホームページへのアクセス件数について前年度比増を目指す。これに加え、各省等が行っている政府調達セミナーに参加し、参加企業（海外企業含む）に対して本施策の説明を行い、周知を図っていく。

**関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）**

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第164回国会施政方針演説	平成 18 年 1 月 20 日	引き続き市町村合併を推進するとともに、北海道が道州制に向けた先行的取組となるよう支援いたします。
第170回国会所信表明演説	平成 20 年 9 月 29 日	最終的には、地域主権型道州制を目指す
経済危機対策	平成 21 年 4 月 10 日	<p>III. 「安心と活力」の実現—政策総動員</p> <p>1. 地域活性化等</p> <p>○ まちづくり支援・地域の実情に応じた活性化策の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P F I について、民間事業者が創意工夫を發揮しやすい環境の整備等、制度の改正</li> </ul>
第165回国会所信表明演説	平成 18 年 9 月 29 日	公共サービス改革法に基づく市場化テストの積極的な実施により、官業を広く民間に開放し、民間活力を最大限活用します。

<p><b>施策名</b></p>	<p>地域活性化の推進</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>地域の活性化のため、①中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画の認定、②地域主体の様々な取組を立ち上がり段階から包括的・総合的に支援する「地方の元気再生事業」の推進、③地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の配分計画の策定、④地域活性化・生活対策臨時交付金の配分計画の策定、⑤地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域の設定、⑥地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組に対して、地域再生計画の区域設定、⑦地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼす事業を行う特定地域再生事業会社の指定、⑧地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定及び⑨地域再生計画に基づいた地域再生支援利子補給金の支給を行う。</p>
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b></p> <p>地域活性化関連の交付金及び構造改革特区の認定については、件数及び地方公共団体へのフォローアップ調査においても非常に高い実績値を示し、目標を達成することができたと言える。一方で、地域再生計画の認定、特定地域再生事業会社の指定、地域再生基盤強化交付金及び地域再生支援利子補給金施策については目標達成への歩みは緩やかではあるものの、その有効性及び効率性から地域活性化のためには欠かせない施策であると言えることから、より一層の制度活用を啓発し、引き続き目標の達成を目指す。</p> <p><b>(必要性)</b></p> <p>地域には、優れた地域産業、農林水産業、伝統文化、人材などの豊かな「底力」があり、この「底力」を引き出し、地域の自立的な発展を促していく中で、我が国の地域の力が原動力となって我が国全体の国力を上昇気流に乗せていくため、地域活性化の推進が必要である。</p> <p><b>(有効性)</b></p> <p>地方の元気再生事業について、地域活性化の自立的展開が全国各地で着実に芽吹きつつあり、地域活性化の最大の隘路である立ち上がり段階の支援としての役割を適切に果たしたと考えられる。</p> <p>また、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の配分計画の策定においても補正予算として措置される緊急性の高い施策であることから、地方公共団体の自主性・自立性を活かすとともに、地方の事務負担の軽減を図る等の制度設計をしたことが極めて有効であったと考えられる。</p> <p>こうしたことから、地域の創意工夫や発想を起点にした地域活性化政策として有効性は高いと言える。</p> <p><b>(効率性)</b></p> <p>地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定について、事業の進捗に応じ類似する施設間の予算の融通や年度間の事業量の調整ができるなど地方公共団体の自主性・裁量性が高い交付金となっており、また、地域再生支援利子補給金の支給については、対象に対する合計20億円の融資の実行により、雇用効果(維持+新規)として総計688名が予定されており、それに伴う利子補給金の支給は1年間で1,400万円(利子率0.7%)と、少ない経費で高い政策効果が期待できる効率的な制度設計となっている。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <p>地域活性化を促進するため、地域の創意工夫や発想を起点にし、それを的確に後押しできるような省庁横断的・施策横断的な観点の施策を推進してきたところである。</p> <p>こうした施策を効果的に活用し、地方の継続的な発展を担っていくのは何よりも「地域の人材」である。このため、地域の人材力強化を柱としながら、地域の成長力強化、生活基盤の確保に取り組んでいく。</p> <p>さらに、疲弊する地方財政に対する支援、地方と都市の共生を念頭に置きつつ、施策を推進していく。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p>

達成目標 (平成 20 年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方
		19 年度	20 年度	
認定中心市街地活性化基本計画のうち、国による認定と連携した支援措置を受けているものの割合 (100%)	達成できた	—	100%	中心市街地活性化法に基づき、中心市街地活性化に意欲的に取り組む市町村を重点的・効果的に支援していくために設定した。
(目標年次に到達している計画について) 中心市街地活性化法に基づくフォローアップ調査結果のうち、目標を達成したと回答した市町村の割合 (50%)	達成に向けて進展があった	—	—	※ 初年度であるため、目標値は暫定値 認定中心市街地活性化基本計画に対して重点的・効果的な支援を講じることにより目標を達成したと回答する市町村の割合を目標値として設定した。
地方の元気再生事業として選定した取組のうち、具体的な官民の事業に発展する等取組が継続するものの割合 (60%)	達成に向けて進展があった	—	— (100%)	※ 初年度であるため、目標値は暫定値 「地域活性化の促進」という同じ基本目標を掲げる「構造改革特区計画の認定」における測定指標である目標達成の割合を参考とし 60% と設定した。
地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を活用した地方公共団体に対する調査で、当該交付金が、安心実現のための緊急総合対策に取り組むために有効だったと回答した地方公共団体の割合 (90%)	目標以上の成果を達成できた	—	95%	対象となる概ね全ての団体において、交付金が有効活用されるという本施策の目的を数値目標として設定した。
地域活性化・生活対策臨時交付金を活用した地方公共団体に対する調査で、当該交付金が、安心実現のための緊急総合対策に取り組むために有効だったと回答した地方公共団体の割合 (90%)	目標以上の成果を達成できた	—	99%	対象となる概ね全ての団体において、交付金が有効活用されるという本施策の目的を数値目標として設定した。
構造改革特区の認定件数 (70 件)	目標以上の成果を達成できた	—	77 件	新しい特例措置の効果を勘案しつつ、前年度実績を参考に設定した。
計画策定地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」と回答した地方公共団体の割合 (60%)	目標以上の成果を達成できた	—	70.3%	各地方公共団体の達成見込を数値目標として設定した。
地域再生計画の認定件数 (160件)	達成に向けて進展があった	—	100 件	終期を迎える計画数と新しい支援措置の効果を勘案しつつ、前年度実績を参考に設定した。
計画策定地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」と回答した地方公共団体の割合 (80%)	目標以上の成果を達成できた	—	81.7%	各地方公共団体の達成見込を数値目標として設定した。
特定地域再生事業会社の指定数 (1 件)	達成に向けての進展はなかった	—	0 件	指定実績の確保を目指し、目標値を設定した。
地域再生基盤強化交付金を活用した計画の認定数 (30 件)	達成に向けて進展があった	—	23 件	前年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
地域再生支援利子補給金の支給対象となる融資の融資額 (30億円)	達成に向けて進展があった	—	20 億円	従来の金融支援策である「日本政策投資銀行の低利融資等」の実績を参考に目標値を設定した。

政策評価の結果  
の政策への反映  
状況

<事務改善>  
地域活性化の担い手である地方公共団体等の意向を踏まえつつ、必要に応じて、適時・適切な改善を行う。

関係する施政方  
針演説等内閣の  
重要政策 (主な  
もの)

施政方針演説等	年月日	記載事項 (抜粋)
第 169 回国会施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	「地方再生戦略」に基づき、地方の創意工夫を活かした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押ししてまいります。
経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	「地方再生戦略」等に基づき、地方分権改革の推進とあいまって地方の創意工夫をいかした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押しする。



	第171回国会参議 院内閣委員会佐藤 地方再生担当大臣 就任所信表明	平成21年6月18日	地方の元気回復は、麻生内閣の最重要課題であります。このため、「地方再生戦略」に基づき、地域の人材強化を柱としながら、地域の成長力強化、生活基盤の確保などに取り組んでまいります。
--	---	------------	--



施策名	科学技術政策の推進															
施策の概要	原子力委員会は、原子力政策の民主的な運営等のため原子力基本法に基づき設置されている。原子力委員会では、我が国の原子力政策の基本方針である「原子力政策大綱」を平成17年10月に策定しており、その後は同大綱に基づく関係府省等の活動を適時にフォローアップするとともに、必要に応じて各分野の政策の基本方針を企画、審議している。															
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)</p> <p>平成20年度には、原子力政策大綱に盛り込まれた施策のうち、「放射性廃棄物の処理・処分」及び「核融合研究開発」の2分野に関する各府省における取組状況について政策評価を行い、原子力政策大綱に基づく我が国の原子力政策を一層推進するため、関係行政機関等への取組の要求等を含めた提言を記した報告書を取りまとめた。</p> <p>(必要性)</p> <p>我が国の原子力政策の基本方針として尊重することが平成17年10月に閣議決定された「原子力政策大綱」においては、「2030年以後も、総発電電力量の30～40%程度という現在の水準程度か、それ以上の供給割合を原子力発電が担うことを目指す」や「使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用すること(核燃料サイクル)を基本方針とする」等が記されており、これに基づいて原子力の研究開発利用を着実に推進していくことが重要。</p> <p>(有効性)</p> <p>平成20年度には、原子力政策大綱に盛り込まれた施策のうち、「放射性廃棄物の処理・処分」及び「核融合研究開発」の2分野に関する各府省における取組状況に関する政策評価の取りまとめを行った。両分野について、報告書では、今後のこの取組の推進に当たっては、原子力政策大綱等に示された基本的考え方は引き続き尊重されるべきとした上で、関係行政機関等が留意すべきところを以下のとおり提言として取りまとめた。</p> <p>■ 放射性廃棄物の処理・処分</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 関係行政機関は市民等の学習機会整備のあり方について協議し、教育機関と協力すること。</li> <li>② 原子力環境整備機構(NUMO)は、研究開発機関等と連携し、安全な処分の実施にかかる技術信頼性に関する報告書を取りまとめて公表するとともに、定期的に改定していくこと。</li> <li>③ 国及びNUMOは、処分場の閉鎖に至るまでの各段階において、その時代の最新の知見等により安全確認が行われることを、国民に十分説明すること。</li> <li>④ 原子力委員会は、高レベル放射性廃棄物の処分に関する取組について関係行政機関に定期的に報告を求め、改善状況を確認し、提言を行っていく。なお、今後2年から3年の間に期待される成果が上がる見通しが得られない場合は、取組のあり方を再検討することの是非を審議する。等</li> </ol> <p>■ 核融合研究開発</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ITER計画に参画する優秀な人材の確保と、核融合炉実現に向けた体制構築に向けた、関係機関における戦略的な検討を実施すべき。</li> <li>② 文部科学省での核融合炉としての可能性評価の実施と、その後の計画の進め方を検討していくべき。</li> <li>③ 関連する科学技術分野、特に原子力の他の分野との連携・協力を視野に入れた戦略的研究体制、人材育成・交流方策の具体化していくべき。等</li> </ol> <p>(効率性)</p> <p>原子力委員会としては、関係行政機関等に対して、各分野の取組を、引き続き原子力政策大綱等に示した基本的考え方を尊重するとともに、報告書の提言にも留意しつつ推進することを求めた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>原子力利用に対する社会(内外)の期待に応えるため、また、原子力発電の拡大意欲のある国を支援していくため、国内における原子力発電、核燃料サイクル、放射性廃棄物の処理・処分等に係る取組を、リスク管理を着実に進めつつ、推進する。</p> <p>また、原子力研究開発の着実な推進、原子力人材の育成・確保、広聴・広報活動の充実、エネルギー教育等を通じた原子力に対する社会からの信頼の確保、原子力の平和的利用における国際協力の積極的な推進、原子力エネルギー利用の地球温暖化対策としての有効性に関する認識の拡大、原子力新規導入を開始する国への支援、原子力産業の国際展開の支援等にも引き続き取り組む。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="347 1800 1509 2040"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標 (平成20年度)</th> <th rowspan="2">達成状況</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">達成目標の設定の考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力政策大綱に盛り込まれた施策のフォローアップ</td> <td>達成できた</td> <td>原子力委員会政策評価部会等による施策の実施状況の確認(原子力と国民・地域社会の共生、平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化)</td> <td>同左(放射性廃棄物の処理・処分、核融合研究開発)</td> <td>政策評価部会での報告書のとりまとめ等を通じ、原子力政策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標として設定した。</td> </tr> </tbody> </table>				達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値		達成目標の設定の考え方	19年度	20年度	原子力政策大綱に盛り込まれた施策のフォローアップ	達成できた	原子力委員会政策評価部会等による施策の実施状況の確認(原子力と国民・地域社会の共生、平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化)	同左(放射性廃棄物の処理・処分、核融合研究開発)	政策評価部会での報告書のとりまとめ等を通じ、原子力政策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標として設定した。
達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値		達成目標の設定の考え方												
		19年度	20年度													
原子力政策大綱に盛り込まれた施策のフォローアップ	達成できた	原子力委員会政策評価部会等による施策の実施状況の確認(原子力と国民・地域社会の共生、平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化)	同左(放射性廃棄物の処理・処分、核融合研究開発)	政策評価部会での報告書のとりまとめ等を通じ、原子力政策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標として設定した。												
政策評価の結果の政策への反映	<p>&lt;事務改善&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力委員会政策評価部会等において、関係行政機関の原子力に関する施策の実施状況を把握し、原子力の研究開発利用に関する政策の妥当性を定期的に評価する際に、原子力政策に対</li> </ul>															

<b>状況</b>	<p>する国民の理解と信頼を高める観点から、情報公開や広聴・広報活動を推進し、企画・審議過程の透明性・公開性の更なる向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託契約については平成19年度より一般競争入札を導入しており、引き続き、予算の効率的な執行に努めていく。</li> </ul>		
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項（抜粋）</b>
	原子力委員会の「原子力政策大綱」に関する対処方針について（閣議決定）	平成 17 年 10 月 14 日	政府は、原子力委員会の「原子力政策大綱」（平成17年10月11日原子力委員会決定）を原子力政策に関する基本方針として尊重し、原子力の研究、開発及び利用を推進することとする。
	環境エネルギー技術革新計画（総合科学技術会議決定）	平成 20 年 5 月 19 日	1. 低炭素社会実現に向けた我が国の技術戦略 (1) 短中期的対策（2030年頃まで）に必要な技術 ① 削減効果の大きな技術 (中略) 現状でも大きな削減効果をもつ原子力発電（軽水炉）を安定的に利用・拡大していくための環境整備等の取り組みを推進する。 (2) 中長期的対策（2030年以降）に必要な技術 ① 削減効果の大きい革新的技術 (中略) 2030年前後に見込まれるリプレースに向けた次世代軽水炉や2050年よりも前の実用化を目指す高速増殖炉の開発（中略）を進める。
	低炭素社会づくり行動計画（閣議決定）	平成 20 年 7 月 29 日	(関係箇所のみを抜粋) II 革新的技術開発と既存先進技術の普及 2 既存先進技術の普及 (7) 原子力の推進 (8) 原子力発電の優れた安全技術や知見の世界への提供
	経済財政改革の基本方針2009（骨太の方針2009）（閣議決定）	平成 21 年 6 月 23 日	第2章 成長力の強化 1. 成長戦略の推進 (1) 低炭素革命 <主な施策> 安全を前提とした原子力発電及び核燃料サイクルの推進・原子力産業の国際展開の推進、原子力教育の推進

<p>施策名</p>	<p>防災政策の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災・減災対策（「防災に関する普及・啓発」、「国際防災協力の推進」、「災害復旧・復興に関する施策の推進」、「防災行政の総合的推進（防災基本計画）」及び「地震対策等の推進」）を着実に推進する。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>（総合的評価）</b></p> <p>「防災に関する普及・啓発」、「国際防災協力の推進」及び「災害復旧・復興に関する施策の推進」については、評価指標の設定にあたって定量的な評価が可能となるよう努め、アンケート結果や研修参加者数などについて具体的な目標値を設定した。実績値においては、すべての指標について目標値を達成し、一部についてはこれを上回る成果を上げることができた。</p> <p>また、「防災行政の総合的推進（防災基本計画）」及び「地震対策等の推進」についても、施策の性質上定量的な目標値を設定することは困難であったが、それぞれ施策のフォローアップ等を目標とし、全て目標を達成することができた。</p> <p><b>（必要性）</b></p> <p>我が国は、その厳しい自然条件から、世界でも有数の災害が発生しやすい国であり、平成20年には、岩手・宮城内陸地震、岩手県沿岸北部を震源とする地震、夏に頻発した集中豪雨など、各地で様々な災害が発生している。</p> <p>このような自然災害から国民の生命、身体、財産を守ることは国政の最重要課題であり、内閣府は関係省庁と緊密に連携を図りつつ、災害の予防、応急、復旧・復興対策に努め、災害に強い国づくりを推進している。</p> <p><b>（有効性）</b></p> <p>「防災に関する普及・啓発」については、各施策に参加した者を対象にしたアンケートや聞き取りに基づくと、各行事等に対し、多数が、肯定的な意見であった。また、当該各行事の効果は、参加者にだけでなく、その周辺へも波及する結果を生んでいる。例えば防災フェアについては、様々な準備作業を通じて、出展・出演の個人・団体等の意識の高まり、横断的な連携が図られ、また、防災ポスターコンクールについては、制作の過程を通じ、家庭・学校・地域で、平時及び災害時の対応、危険な場所等の認識等が話し合わせ、認識を高める効果を生んでいる。</p> <p>「国際防災協力の推進」については、アジア防災センターを通じた防災情報の提供、我が国の防災に関する施策を提供することにより、アジア各国の災害被害の軽減が図られる。また、防災分野における国際機関等との連携を図り、防災先進国として我が国の取組をアピールすることにより、国際防災協力における我が国の信頼性や発言力を高めることとなる。</p> <p>「災害復旧・復興に関する施策の推進」については、平成21年1月に、地方公共団体の作成する地域防災計画における災害復旧・復興対策に関する記述の状況について調査を行った。その結果、都道府県・政令指定都市の計画に関しては、平成17年度調査と比較して14項目中13項目について記載が増えており、平均では53.6%から65.3%と11.7ポイント上昇している。これらは必ずしも全てが当府の施策の効果とは言えないものの、大規模震災の復興対策のあり方の検討、地方公共団体に対する復旧・復興対策の普及・啓発といった災害復旧・復興全般に関する施策が地方公共団体全般の問題意識の向上につながったことに加え、住家被害認定業務のあり方の検討、被災者生活再建支援法の改正（平成19年）や同制度に関する調査といった個別の制度に関する施策の充実が、地方公共団体レベルにおける対応の充実につながったものと考えられる。</p> <p>「防災行政の総合的推進（防災基本計画）」については、今後、フォローアップの結果の分析を行い、時宜に合った防災基本計画の修正を行うことにより、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民それぞれの防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力が図られ、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が行われ、我が国の国土並びに国民の生命、身体及び財産が災害から保護されることとなる。</p> <p>「地震対策等の推進」については、大規模地震等について、中央防災会議において、被害想定に基づき、予防、応急、復旧・復興までの対策のマスタープランである地震対策大綱や定量的な減災目標と具体的な実現方法を定めた地震防災戦略等を策定することにより、関係機関と連携した予防対策、応急対策、復興・復旧対策を実施することを定め、防災対策及び減災対策に資することとなり、有効性は極めて大きい。また、東海地震、東南海・南海地震の地震防災戦略フォローアップを行うことにより、対策の進捗状況を把握することの有効性は極めて大きい。</p> <p><b>（効率性）</b></p> <p>「防災に関する普及・啓発」については、防災フェア及び防災ポスターコンクールについて、いずれも内閣府単独での開催ではなく、防災推進協議会や開催自治体との共催となっており、予算の面でも効率的な執行を図っている。また、事務の面でも、当該行事の周知や実施の面で、同協議会や関係機関・関係自治体の協力を受けており、内閣府が関与する部分は一部となることによって、かなり広報経費等の節減が図られている。以上のように、いずれの行事においても、効率的な実施を図るべく努力している。</p> <p>「国際防災協力の推進」については、アジア27カ国のメンバー国を有するアジア防災センターにおける取組や国際機関等との連携を図ることにより、海外の災害リスク情報や防災施策、各国での災害発生時の情報等の各種防災情報について効率的に収集・提供し、迅速な対応が可能となる。</p> <p>「災害復旧・復興に関する施策の推進」については、施策の実施に当たって、災害復旧・復興の分野に精通したコンサルタント業者を競争入札により選定し、調査業務を委託することにより、そのノウハウを活用し、内閣府で直接調査を行う場合と比較し効率的・効果的に業務を行っている。</p>

「防災行政の総合的推進（防災基本計画）」については、防災に関する上位計画である防災基本計画について措置状況のフォローアップを行うことにより、関係機関の防災に関する措置状況を一元的に把握することが可能となり、防災行政の総合的推進を効率的に進めることができる。

「地震対策等の推進」については、大規模地震対策等が発生した場合、人的被害や経済被害、交通、通信等のインフラ等に係る予防対策、応急対策、復旧・復興対策について関係省庁毎に検討することは経費的にも、また、組織的にも非効率である。従って、関係省庁と連携しながら対策等を検討し、中央防災会議にて地震対策大綱等を決定することにより効率的に地震対策等の推進を行っている。

**（反映の方向性）**

「防災に関する普及・啓発」、「国際防災協力の推進」、「災害復旧・復興に関する施策の推進」、「防災行政の総合的推進（防災基本計画）」及び「地震対策等の推進」のそれぞれについて、引き続き取組を推進する。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方
		19年度	20年度	
「防災フェア」等におけるアンケートで「有益だった」と評価する割合60%以上	目標以上の成果を達成できた	76%	73%	過半数以上を目標として、6割を設定。
アジア各国の防災行政実務担当者に対する短期研修者数100名以上	目標以上の成果を達成できた	255名	254名	兵庫行動枠組の実現に向けた取組主体となる各国の動向を把握する一つの目安として、また、我が国があらゆる機会を通じて国際社会に情報発信したことの効果測定のための指標として、これまでの実績や受入れ体制を考慮して設定。
アジア各国の将来の防災行政を担う人材に対するアジア防災センターにおける課題解決型実務研修者数3名以上	目標以上の成果を達成できた	4名	4名	兵庫行動枠組の実現に向けた取組主体となる各国の動向を把握する一つの目安として、また、我が国があらゆる機会を通じて国際社会に情報発信したことの効果測定のための指標として、これまでの実績を踏まえて設定。
アジア各国の地域特性や災害発生状況に応じた防災対応力向上プロジェクト実施件数3件以上	達成できた	3件	3件	兵庫行動枠組の実現に向けた取組主体となる各国の動向を把握する一つの目安として、また、我が国があらゆる機会を通じて国際社会に情報発信したことの効果測定のための指標として、これまでの実績を踏まえて設定。
災害復旧・復興対策に係る項目について記載された地域防災計画の割合	達成できた	—	17年度比増	前回調査時点（平成17年度）の実績値を踏まえて目標値を設定した。
防災基本計画に盛り込まれた重点課題のフォローアップ	達成できた	—	平成20年2月の防災基本計画修正に係る事項について関係機関に進捗状況を確認	防災基本計画を効率的に実施するためには、年1回程度フォローアップしておく必要があると考えて設定した。
地震防災戦略の目標の達成状況のフォローアップ	目標以上の成果を達成できた	フォローアップに向けた作業を実施	フォローアップ結果を取りまとめ (東海地震防災戦略及び東南海・南海地震防災戦略)、平成21年4月の中央防災会議に報告	東海地震防災戦略及び東南海・南海地震防災戦略（平成17年3月中央防災会議決定）において、「3年ごとに達成状況のフォローアップを行う。」と記載されている。
中部圏・近畿圏直下地震対策大綱	達成できた	策定に向けた作業を実施 (基本被害想定を公表)	平成20年12月に専門調査会報告書を取りまとめ。平成21年4月の中央防災会議において中部圏・近畿圏直下地震対策大綱を決定	既に策定している東海地震や東南海・南海地震等の地震対策大綱の作業スケジュール及び関係機関との調整等を踏まえて設定した。
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略	達成できた	策定に向けた作業を実施	平成20年12月の中央防災会議において日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略を決定	既に策定している東海地震や東南海・南海地震等の地震防災戦略の作業スケジュール及び関係機関との調整等を踏まえて設定した。

<b>政策評価の結果 の政策への反映 状況</b>	<事務改善> 予算要求や政策評価書作成等の過程で無駄削減に資する検討を行い、引き続き一般競争入札による入札を行う等、今後とも一層の予算の効率的な執行に努めることとした。		
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項（抜粋）</b>
	第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。
	第168回国会所信表明演説	平成19年10月1日	今なお頻発する災害による死者の発生は、国民生活に大きな不安をもたらしています。災害が発生した場合の「犠牲者ゼロ」を目指し、対策の充実に意を用いています。
	第169回国会施政方針演説	平成20年1月18日	自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。
	第170回国会所信表明演説	平成20年9月29日	昨今は、集中豪雨や地震など、自然災害が相次いでいます。被災された方に、心よりお見舞い申し上げます。復旧・復興には、無論、万全を期してまいります。
第171回国会施政方針演説	平成21年1月28日	学校施設の耐震化も前倒しで実施します。	

<p><b>施策名</b></p>	<p>沖縄政策の推進</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>駐留軍用地跡地（以下「跡地」という。）の有効かつ適切な利用は、沖縄の将来発展にとって極めて重要な課題であることから、米軍再編に伴う米軍施設等の返還をも見据えた跡地利用の促進のため、アドバイザー派遣、跡地利用計画の作成のための調査に対する支援などを実施する。</p> <p>離島の活性化は、沖縄の均衡ある発展にとって重要な課題であるとともに、国土保全の面でも重要であることから、観光等の産業振興や環境問題などの離島間の広域連携が有効と考えられる事項について、実施に必要な調査等を行うとともに、広域連携モデル事業を実施することにより、離島間の連携による活性化の取組の支援などを実施する。</p> <p>沖縄振興計画に関する具体的施策を展開するための調査やフォローアップ、評価を実施するために必要な調査を含め各般の沖縄振興の取組方策について調査を実施し、もって同計画の効果的・一体的な推進を図る。</p> <p>情報通信産業の集積・高度化の拠点となる「沖縄 I T津梁パーク」の中核支援施設を整備するとともに、質の高い観光・リゾート地の形成に向けて、環境・景観の保全に配慮した観光振興、特別自由貿易地域への更なる企業立地促進などを実施する。</p> <p>沖縄の自立型経済の構築に向けた産業の発展を支えるとともに、県民生活の向上に資するための社会資本等の整備を着実に推進するため、戦略的・総合的な取組を進める。</p> <p>亜熱帯の気候風土、独自の文化など、沖縄の特性・優位性を活かした地域活性化を図るため、体験滞在交流を促進する。また、亜熱帯の特性を活用した科学技術研究（亜熱帯研究）の総合的推進を図る。</p> <p>脆弱な経済基盤、高い失業率などの特殊事情を抱える沖縄県経済を金融面から支援するため、沖縄振興開発金融公庫の政策金融機関としての機能発揮を図る。</p> <p>先の大戦において、国内最大の地上戦が行われた結果、沖縄では今なお相当数の不発弾等が埋没していると見られるほか、土地登記簿、公図等の滅失等により土地の位置境界が明らかでなくなった地域が存在するなどしている。こうした沖縄の歴史的背景等を踏まえ、不発弾等処理対策や土地の位置境界明確化事業等の推進を図る。</p>
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>（総合的評価）</b></p> <p>「駐留軍用地跡地利用の推進」及び「沖縄振興の推進に関する調査」については、すべての指標について目標を堅実に達成している。また、「沖縄の離島の活性化」及び「沖縄における産業振興」については、目標を堅実に達成し、一部について目標を上回る成果を上げることができた。</p> <p>「沖縄における社会資本等の整備」については、平成22年度から27年度の目標達成に向けて一定の進展があり、社会資本等の整備が着実に進んでいる。「沖縄の特殊事情に伴う特別対策」については、おおむね目標を達成している。「沖縄の戦後処理対策」については、一部について個別事由により一定の進展にとどまったものもあるが、おおむね目標を達成している。</p> <p><b>（必要性）</b></p> <p>昭和47年の沖縄の本土復帰以来、振興開発のための諸施策を積極的に講じてきた結果、社会資本整備面を中心に次第に本土との格差は縮小し、また、観光や情報通信産業の振興等においても一定の成果を上げているが、今日なお、沖縄の社会経済は全国に比べて低い県民所得や高い失業率に示されるように厳しい状況にある。</p> <p>こうした中で、沖縄振興計画等を踏まえ、自立型経済の構築等を進める必要がある。</p> <p><b>（有効性）</b></p> <p>沖縄の離島の活性化については、沖縄の離島は小規模のものが多く、観光振興や環境保全など離島単独で対応することは困難である。そこで、広域連携モデル事業として、宮古地域で観光や環境等に関するモデル事業、また、八重山地域で観光に関するモデル事業をそれぞれ実施し、離島が連携・協力し、諸課題の解決に向けて検討・取組を進めることにより、より効果的に離島の活性化を図ることが可能となる。</p> <p>沖縄振興の推進に関する調査については、沖縄振興計画の効果的な推進に向けた具体的な施策を展開するため、観光や情報通信、国際物流に関する調査を実施し、その調査結果を活用することにより、今後、具体的な施策に活かすための検討を行うことにより、沖縄振興計画の一体的・効果的な推進を図る。</p> <p>沖縄における産業振興については、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 観光産業の振興について、県内各観光拠点の状況把握及び観光客受入容量の定量化手法の研究等を実施した結果、沖縄観光の付加価値を高め、観光客の満足度を高めるためには、地域の意見も踏まえ、かつ、県全体のバランスを考慮した上で、各観光拠点の状況に応じて施設整備等の方策を推進する必要があることが分かった。また資源の保全に配慮した観光地づくりに取り組む市町村を支援することにより、観光資源の魅力を失うことなく観光振興が図られ、持続可能な観光地づくりに寄与するものとなった。</li> <li>② 情報通信産業の振興については、沖縄 I T津梁パークの中核支援施設の整備により、I T産業の集積・高度化に向けた基盤が整備される等の成果が得られた。</li> <li>③ その他産業の振興については、特別自由貿易地域において製造業者が賃貸できる工場施設の整備により、製造業の立地・集積の促進に向けた基盤が整備される等の成果が得られた。</li> </ol> <p>沖縄における社会資本等の整備について、各整備分野における代表的な指標及び目標を見ると、平成20年度までの実績値はおおむね順調に推移しており、社会資本等の整備が着実に進んでいることを示している。</p>



本土との比較では、教育施設（公立学校施設の耐震化率（対全国比：106.0）等の分野において、整備率水準の向上が認められる一方、下水道（下水道処理人口普及率（対全国比：89.8））等の分野においては、依然として本土との格差が見られるところである。

沖縄の特殊事情に伴う特別対策については、「沖縄体験滞在交流促進事業」により、市町村が行う体験滞在プログラム作成、インストラクター養成、必要な施設の整備等に対して支援を行っており、平成20年度に体験提供施設を利用した者の満足度も高く、地域の活性化に寄与している。

「亜熱帯特性研究推進事業」により、有識者による研究企画委員会を設置し、亜熱帯に関する研究について今後優先的に取り組むことが望ましい研究領域の検討を行った。また、平成12年度から19年度までの調査成果の総括を行うことにより、今後の亜熱帯研究活動の総合的推進を図った。

また、沖縄振興開発金融公庫の平成20年度における貸付残高は、1兆1,156億円となっている。災害や社会的・経済的環境の変化等に対するセーフティネット機能の発揮や、沖縄の経済振興及び社会開発のための長期資金の円滑な供給が図られた。

沖縄の戦後処理対策については、「沖縄不発弾等対策事業」のうち、沖縄県が過去の情報等を基に不発弾等の点的な探査・発掘を行う不発弾等処理事業は、情報保有者の高齢化等により有力な埋没情報が多くは得られなかったため、件数は一定程度にとどまったが、面的に実施する広域探査発掘事業及び市町村支援事業は着実に実施された。

対馬丸関連の施策については「対馬丸遭難学童遺族給付事業」及び「対馬丸平和祈念事業」により、着実に実施された。

「沖縄戦関係資料閲覧室事業」については、利用者の利便性の向上を図るために場所を移転するため、一時利用を停止したこと等から、来室者数やホームページ利用件数は伸び悩んだ。

「位置境界明確化調査事業」については、関係地権者間の合意が必要であるため、その事業実施に困難を伴ったが、平成20年度においては0.0007km<sup>2</sup>（700m<sup>2</sup>）の認証を行った。

#### （効率性）

駐留軍用地跡地利用の推進事業の実施にあたっては、施策の連携に十分配慮するなど、少ない費用で高い事業成果が得られるよう効率的な事業の実施を図った。

沖縄の離島の活性化事業実施に当たっては、適正な事業規模として「宮古地域」及び「八重山地域」の2か所に絞るとともに、地元住民を中心とした広域連携会議を設置し、連携の在り方や地域の課題等の検討を十分に行うなど、効率的な事業の実施を図った。

沖縄振興の推進に関する調査の実施に当たっては、一般競争により業者を選定するなど、効率的な事業の実施を図った。

沖縄における産業振興事業の推進に当たっては、施策の重複の排除や県、関係省庁等と関係施策間の連携を図るなど、効率的な事業実施を図った。

沖縄における社会資本等の整備の推進に当たっては、関係事業の全体的な把握、事業相互間の進捗調整、沖縄振興計画に沿った着実な事業推進を図る見地から内閣府において予算の一括計上を行った上、関係省庁に移し替えを行うことにより、資源配分の最適化を図った。

沖縄の特殊事情に伴う特別対策のうち、「体験滞在交流促進事業」については、事業の実施地域を「国が先行的に観光客誘致のための条件整備を行わないと、民間の滞在型・参加型体験施設等の参入が望めないと考えられる地域」に絞り込み、効果的、効率的な事業執行に努めた。

沖縄の戦後処理対策の推進に当たっては、国や地方、関係団体等との役割分担を踏まえつつ、各事業の目的や性質に即して、効率的な事業実施を図った。

#### （反映の方向性）

沖縄が本土に復帰してから37年余りの間、振興開発のための諸施策を積極的に講じてきた結果、社会資本整備面を中心に次第に沖縄と本土の格差は縮小し、また、観光や情報通信産業の振興等においても観光客数が7年連続で最高を更新するなど、着実に発展を遂げてきている。しかし、その一方で、沖縄の社会経済は高い失業率や全国平均の約7割にとどまる県民所得など、今日なお課題も抱えている。

こうした中で、沖縄振興計画等を踏まえ、沖縄の魅力や優位性を最大限に生かし、自立的・持続的に発展するための取組を進めるため、「駐留軍用地跡地利用の推進」、「沖縄の離島の活性化」、「沖縄振興の推進に関する調査」、「沖縄における産業振興」、「沖縄における社会資本等の整備」、「沖縄の特殊事情に伴う特別対策」及び「沖縄の戦後処理対策」のそれぞれについて、引き続き取組を推進する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】



達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方
		19年度	20年度	
ア① 市町村に対するアドバイザー派遣件数(要望がある全市町村に派遣)	達成できた	3件	6件	要望がある市町村すべてに専門家を派遣することを目標としている。
ア② 今後の跡地利用施策展開方策の報告書作成状況(報告書の作成)	達成できた	—	報告書の作成	平成18年5月の日米安全保障協議委員会(2+2)における嘉手納飛行場以南の6施設の返還合意により、今後、中南部都市圏に広大な返還跡地の発生が見込まれていることを受け、今後の跡地利用の取組を円滑に進めるための展開方策を検討するための調査を行い、報告書を作成することを目標としている。
ア③ 地方自治体における跡地利用計画の作成状況(3件)	達成できた	2件	3件	基地の返還状況を踏まえ、跡地関係市町村等が策定する跡地利用計画(関連計画を含む)について、3件の策定を目標としている。
イ 離島地域広域連携推進モデル事業における事業採択件数(2件)	目標以上の成果を達成できた	—	4件	目標設定時点で宮古地域及び八重山地域においてモデル事業を実施することを想定しており、それぞれの地域で少なくとも1件ずつの事業実施を目標としている。
ウ 調査結果を活用した施策の検討状況(施策の検討4件)	達成できた	—	施策の検討4件	調査見込み数3件のうち、すべてにおいて施策の検討に活用されることを目標としている。
エ①① 「持続可能な観光地づくり支援事業」報告書作成状況(報告書の作成)	達成できた	—	報告書の作成	観光客数の増加の一方で、観光による自然環境等への影響が懸念されており、そのため、観光地の振興・規制の基礎データとなる観光客受入容量の定量化手法の研究・調査を行い、報告書を作成することを目標としている。
エ①② 「持続可能な観光地づくり支援事業」事業採択件数(7件)	目標以上の成果を達成できた	—	9件	沖縄観光の持続的発展を図るため、市町村の自然環境等の保全に配慮した観光地づくりへの取組事業について7件採択し支援することを目標としている。
エ② 沖縄IT津梁パークの中核支援施設の整備(整備率100%)	達成できた	—	整備率100%	沖縄の情報通信関連産業の高度化・集積化に向けて、沖縄IT津梁パークのうち、情報通信産業の振興に資する公的役割を担う企業・団体や、管理機能等が入居する中核支援施設の整備を支援することを目標としている。
エ③ 特別自由貿易地域における賃貸工場の整備(整備率100%)	達成できた	—	100%(2棟)	賃貸工場は立地企業にとって分譲用地と比べて初期投資を軽減することができ、企業の立地・集積の促進に果たす役割が大きいことなどから、特別自由貿易地域における賃貸工場(2棟)の整備を支援することを目標としている。
オ① 地域森林計画書に記載された治山事業の数量のうち、着手済の地区数(23年度:88地区)	達成に向けて進展があった	57地区	66地区	沖縄県が策定した各地域の地域森林計画書(農林水産大臣同意)における目標値を目標としている。
オ②① 津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない面積の削減(24年度:649ha)〔農地・漁港海岸〕	達成に向けて進展があった	1,187ha	783ha	社会資本整備重点計画における目標値のうち、沖縄県分の数値を目標としている。
オ②② 津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない面積の削減(海岸整備率の向上)(23年度:59.5%)〔河川・港湾海岸〕	達成に向けて進展があった	56.4%	57.4%	第3次沖縄県社会資本整備計画における目標値を目標としている。
オ③ 公営住宅整備戸数(23年度:34,700戸)	達成に向けて進展があった	33,092戸	33,726戸	第3次沖縄県社会資本整備計画における目標値を目標としている。
オ④ 下水道処理人口普及率(23年度:70%)	達成に向けて進展があった	64.5%	65.3%	第3次沖縄県社会資本整備計画における目標値を目標としている。

オー⑤ 配水池標準有効容量の達成率(23年度:100%)	達成に向けて進展があった	67.2%	67.2%	第3次沖縄県福祉保健推進計画における目標値を目標としている。
オー⑥1 一般廃棄物のリサイクル率(22年度:22%)	わからない(現時点で未集計であるため)	13.4%	—	第3次沖縄県環境保全実施計画及び沖縄県廃棄物処理計画(廃棄物処理法に基づく法定計画)における目標値を目標としている。
オー⑥2 一般廃棄物の最終処分率(22年度:12%)	わからない(現時点で未集計であるため)	10.1%	—	第3次沖縄県環境保全実施計画及び沖縄県廃棄物処理計画(廃棄物処理法に基づく法定計画)における目標値を目標としている。
オー⑦ 工業用水道整備進捗率(23年度:100%)	達成に向けて進展があった	88.2%	97.1%	第3次沖縄県社会資本整備計画における目標値を目標としている。
オー⑧ 一人当たり公園整備面積(23年度:14.0㎡/人)	達成に向けて進展があった	9.8㎡/人	10.3㎡/人	第3次沖縄県社会資本整備計画における目標値を目標としている。
オー⑨ 農地にかんがい施設が整備された面積の割合(23年度:49%)	達成に向けて進展があった	37.1%	38.6%	第3次沖縄県農林水産業振興計画における目標値を目標としている。
オー⑩ 造林面積(23年度:1,660ha)	達成に向けて進展があった	1,488ha	1,499ha	第3次沖縄県農林水産業振興計画における目標値を目標としている。
オー⑪ 漁船が台風時に安全に避難できる岸壁整備率(23年度:60%)	達成に向けて進展があった	54%	59%	第3次沖縄県農林水産業振興計画における目標値を目標としている。
オー⑫ 公立学校施設の耐震化率(27年度:90%)	達成に向けて進展があった	68.6%	69.1%	「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(国土交通省告示)」における目標値を目標としている。
オー⑬ 10万人対医師数(全国比)(23年度:100%)	わからない(現時点で未集計であるため)	—	—	第3次沖縄県福祉保健推進計画における目標値を目標としている。
オー⑭ さとうきびの生産量(22年度:879,300t)	達成に向けて進展があった	848,802t	881,936t	さとうきび増産プロジェクトにおける目標数値を目標としている。
オー⑮ ウリミバエの発生件数(23年度:0件)	達成に向けて進展があった	0件	0件	台湾、東南アジア諸国からのウリミバエの進入を防ぎ、発生件数「0」件を維持することを目標としている。
カー① 亜熱帯特性研究推進事業の実施状況				研究成果を着実に取りまとめ、活用を図ることを目標としている。
・ 報告書の作成・公表	達成できた	—	報告書を作成し、関係機関等に配布を行った	
・ 研究企画委員会の開催(2回)	達成できた	—	4回	
カー② 体験提供施設を利用した満足度(75%)	目標以上の成果を達成できた	—	88.6%	平成17~18年度において本事業を実施した南城市が行った「交流・体験施設利用者に関する満足度等アンケート調査」のうち、施設を利用した感想を「とても楽しい」又は「楽しい」と回答した割合が約75%であることを基準として目標としている。
カー③ 沖縄振興開発金融公庫の貸付状況(貸付金残高:1兆1,654億円)	達成に向けて進展があった	—	1兆1,156億円	当該年度の予算における貸付金残高の予定額を目標としている。
キー① 沖縄不発弾等対策事業の実施状況(過去の目撃情報等に基づく不発弾等の探査・発掘事業)				なお多くの不発弾等が地中に埋没していると推測され、事故防止等のために今後も事業を推進する必要があることから、これまでの探査・発掘の実績等を基に目標を設定している。
・ 不発弾等処理事業の実施件数(15箇所)	達成に向けて一部進展があった	2箇所	2箇所	
・ 広域探査発掘事業の実施地区数(5地区)	達成できた	5地区	5地区	
・ 市町村支援事業の実施件数(6箇所)	目標以上の成果を達成できた	11箇所	17箇所	
キー② 対馬丸遭難学童遺族給付事業に係る支給の実施状況(適正、円滑な特別支出金の支給)	達成できた	適正、円滑な特別支出金の支給期限内に誤りなく支給を完了(平成	適正、円滑な特別支出金の支給期限内に誤りなく支給を完了(平成20年度予算での給付対象件数33件)	本事業の性質を踏まえ、適正、円滑な特別支出金の支給が実施されているか否かを目標としている。

			19年度予算での給付対象件数38件)		
キー③ 対馬丸平和祈念事業の特別展に係るアンケート調査において有益とする者の割合(90%以上)	目標以上の成果を達成できた		98.9%	99.5%	遺族や生存者の高齢化が進む中、沖縄戦の悲劇の象徴である対馬丸事件を後世代に伝えるとともに、遭難学童への哀悼と平和を祈念する事業の目的を大半の者が理解するよう、本事業を有益とする者の割合が90%以上であるか否かを目標としている。
キー④ 沖縄戦関係資料閲覧室の利用状況					①ホームページ利用件数 平成19年度実績82,298件の約10%増 ②来室者数 平成19年度実績323人の約10%増
・ホームページ利用件数(90,000件)	達成に向けて一部進展があった		79,970件	38,341件	
・来室者数(320人)	達成に向けて一部進展があった		323人	287人	
キー⑤ 位置境界明確化事業の実施状況(認証面積率の上昇)	達成できた		99.69%	99.69%	関係地主の十分な合意を得つつ、できるだけ早期に位置境界の明確化を実施していく必要があるため、認証面積率の上昇を目標としている。

政策評価の結果の政策への反映状況	<p>&lt;予算案&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖縄予算全体として、厳しい財政事情の下、事業仕分け等にも対応しつつ、2,298億円を計上。</li> <li>・ 公共事業関係費については、「コンクリートから人へ」の理念の下、事業仕分け等の反映も含め全国ベースの伸率が対前年度比△18.5%と厳しく抑制される中、沖縄については△10.2%とし、沖縄へ重点配分された。全国に占める沖縄のシェアは3.6%へ拡大(21年度3.3%)。</li> <li>・ 北部振興事業(非公共)については、沖縄北部活性化特別振興事業費として35億円を計上。</li> <li>・ 不発弾等対策については、8億円(対前年度比76%増)を計上。</li> <li>・ 沖縄科学技術大学院大学については、運営費交付金(研究費、研究機器購入等)と施設整備費の合計で133億円(対前年度比18.5%増)を計上。</li> <li>・ 公立学校施設については、事業仕分けにも対応しつつ、120億円(対前年度比21.2%増)を計上し、老朽化した小中学校校舎の改築を進め、耐震化を図る。</li> <li>・ 南北大東地区地上デジタル放送推進事業として7.3億円、沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業として2.9億円を計上。</li> <li>・ 今後の沖縄振興のあり方について検討を行うために必要な沖縄振興総合調査費2億円を計上。</li> <li>・ 沖縄の厳しい経済情勢等に鑑み、緊急の課題に機動的・弾力的に対応するため、特別調整費において特別に30億円を増額して計上。</li> </ul> <p>(平成22年度予算案：229,794百万円〔21年度予算(補正後)：267,460百万円])</p>
------------------	--

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	沖縄振興計画(内閣総理大臣決定)	平成14年7月10日	第1章「4」計画の目標 この計画においては、沖縄の特性を積極的に生かしつつ、自立的発展の基礎条件を整備し、豊かな地域社会を形成するとともに、我が国ひいてはアジア・太平洋地域の社会経済及び文化の発展に寄与する特色ある地域として整備を図り、平和で安らぎと活力のある沖縄県を実現することを目標とする。
	第169回国会施政方針演説	平成20年1月18日	在日米軍再編については、抑止力維持と負担軽減という考え方を踏まえ、 <u>沖縄など地元の切実な声によく耳を傾けつつ、地域の振興に全力をあげて取り組みながら、着実に進めてまいります。</u>
	第170回国会所信表明演説	平成20年9月29日	<u>沖縄の声に耳を傾け、沖縄の振興に、引き続き取り組みます。</u>
	第171回国会施政方針演説	平成21年1月28日	在日米軍再編については、 <u>沖縄など地元の声に耳を傾け、地域の振興に全力を挙げて取り組みながら、引き続き、着実に進めてまいります。</u>

施策名	共生社会実現のための施策の推進
施策の概要	国民皆で子どもや若者を育成・支援し、年齢や障害の有無に関わりなく安心して暮らせる社会を実現するための施策を推進する。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 32件の指標のうち23件について、目標値を上回る等の結果を得ており、目標は概ね達成できたと考えられる。</p> <p>(必要性) 21世紀を迎え、国民皆で子どもや若者を育成・支援し、年齢や障害の有無に関わりなく、安心して暮らせる共生社会を実現するため、我が国においては、少子化対策、青少年育成施策、高齢社会対策、障害者施策等の各般の施策を着実に推進することが必要である。共生社会政策担当においては、各施策分野ごとに、施策の基本的方向性等を示す大綱等を作成し、関係省庁と連携しつつ、政府一体となった総合的な施策の推進を図っている。</p> <p>(有効性) 青年国際交流の推進については、6事業を実施し、総計278人の日本青年（団長やナショナル・リーダー等を除く。）とのべ38か国562人の外国青年（同）とが、ディスカッション等を通じて交流した。参加青年や在外日本公館の評価も高く、国際性を備えた健全な青年の育成、各国青年相互の理解と友好の促進共に概ね達成できた。</p> <p>青少年健全育成に関する普及・啓発については、各種事業の参加者に対し行ったアンケート調査において、ほとんどの参加者から肯定的な回答が得られていることから、次代を担う青少年の健全な成長に資するため、事業の実施等を通じて、青少年の健全育成と非行防止に向けた国民運動の推進を図るといった目的は達成されており、その有効性は高い。</p> <p>食育の総合的推進（食育推進基本計画）については、家庭における食育の推進を始め各施策が各府省において着実に推進されていることが確認された。ただし、食育推進運動の展開において、市町村、地域における推進等は更なる取組が必要である。また、食育に関する普及・啓発については、第3回「食育推進全国大会」来場者アンケートの結果、肯定的な回答の割合が目標値を大きく上回り、目標以上の成果を達成することができた。</p> <p>少子化社会対策の総合的推進（少子化社会対策大綱）については、児童相談所の夜間対応等の体制整備、公共交通機関（ノンステップバス、航空機）のバリアフリー化などは既に目標を達成しており、奨学金事業の充実、大企業における行動計画の策定・実施の支援などは目標達成に向け着実に進捗している。また、少子化社会対策に関する普及・啓発については、シンポジウム等の参加者に対し行ったアンケートの結果、肯定的な評価の割合が各事業とも目標値を大きく上回り、目標以上の成果を達成できた。</p> <p>高齢社会対策の総合的推進（高齢社会対策大綱）については、60代前半の就業率の向上や高齢者のグループ活動への参加者の増加、70歳以上の消費相談件数の減少等が確認できた。また、高齢社会対策に関する普及・啓発については、各種事業におけるアンケートの肯定的な評価の割合が9割を超えており、目標以上の成果を達成できた。</p> <p>バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する普及・啓発については、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進HPへのアクセス件数が、前年度に比べて件数が増加傾向にあることから、施策の普及・啓発が着実に図られており、当初の目標が達成できた。また、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰受賞事例集の作成・配布を行い、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する優れた受賞事例を広く周知することにより、その取組の一層の推進に有効であった。</p> <p>障害者施策の総合的推進（障害者基本計画）については、障害者基本法、「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」等により、「共生社会」の実現に向けて施策の着実な推進が図られた。また、障害者施策に関する普及・啓発については、障害者週間関連事業及び障害者施策総合推進地方会議等の各種事業において、来場者の82%が肯定的な評価をしており、目標以上の成果を達成できた。</p> <p>交通安全対策の総合的推進（交通安全基本計画）については、平成20年に基本計画の数値目標（死者5,500人以下、死傷者100万人以下）を2年前倒して達成できた。また、交通安全対策に関する普及・啓発については、多様な主体が連携しつつ効果的・効率的に対策を講じることができるようになっており、国の行政機関、地方自治体及び民間団体等がそれぞれ実施している交通安全対策と相俟って、交通事故死者数の減少傾向に寄与しているものと考えられる。</p> <p>犯罪被害者等施策の総合的推進（犯罪被害者等基本計画）については、犯罪被害給付制度の拡充、刑事裁判における被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度の創設、損害賠償命令制度の創設等、犯罪被害者等基本計画において課題とされた施策が実現されており、犯罪被害者等施策は基本計画に基づいて概ね順調に推進されている。また、犯罪被害者等施策に関する普及・啓発については、シンポジウム・研修・会議等におけるアンケートの肯定的な評価の割合が8割を超えており、目標は達成できた。</p> <p>自殺対策の総合的推進（自殺総合対策大綱）については、達成に向けて進展しているものの、最近の動向としては、自殺者数が平成10年以降連続して3万人を超える状況にあること、また、平成20年に入り硫化水素による自殺が発生するなど憂慮すべき事態にある。また、自殺対策に関する普及・啓発については、全国都道府県・政令指定都市自殺対策主管課長等会議は、国の現状・施策や各自治体の自殺対策の取組についてお互いに情報交換する貴重な機会となっており、国、地方にとって自殺対策の推進に大きく貢献していると考えられる。</p>

#### (効率性)

青年国際交流の推進については、国内各地や船内などでのプログラム実施支援業務を各事業とも外注しているが、その受注者の選定について、平成20年度からは全事業で一般競争入札を導入するなどし、効率的な実施に努めている。

青少年健全育成に関する普及・啓発については、青少年育成都道府県民会議や、青少年育成市町村民会議と連携を取りながら、地域におけるモデル事業を実施しその成果を全国に普及する、あるいは中央において開催した研修会の成果を、ブロックから都道府県、都道府県から市町村に順次拡大し全国に普及することで、効果的・効率的な実施に努めている。

食育に関する普及・啓発については、食育基本計画の主旨に則り、国、地方公共団体といった行政が主体となるのではなく、このようなボランティアを始め各種団体等と連携して施策の推進に当たっていくことにより、効率的な推進に努めている。

少子化社会対策に関する普及・啓発については、シンポジウム等の事業の実施に当たっては、一般競争入札を実施し、効率的な事業の実施に努めている。

高齢社会対策に関する普及・啓発については、高齢社会対策HPへの掲載により、全国の住民や地域活動者などにも広く周知するとともに、開催地域において効率的な事業運営、集客力・発信力のある団体と協同して実施するなど、効率的な実施に努めている。

バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する普及・啓発については、事例集のより効率的な普及を図るため、内容や配布先の見直し等に努めている。

障害者施策に関する普及・啓発については、NPO等の民間団体や都道府県・政令指定都市等と連携を図るほか、専門性を要する事業等については外部に委嘱するなど、効率的な事業の実施に努めている。

交通安全対策に関する普及・啓発については、国の行政機関や都道府県・政令指定都市等と連携を図るほか、専門性を要する事業等については外部に委嘱するなど、効率的な事業の実施に努めている。

犯罪被害者等施策に関する普及・啓発については、国の行政機関、地方公共団体及び民間団体と連携を図るほか、有識者からの意見などを踏まえつつ、ほとんどの事業を外部に委嘱して実施しており、効率的な事業実施に努めている。

自殺対策に関する普及・啓発については、自殺者遺族支援の知見を有する民間団体に委託して実施しており、効率的な事業実施に努めている。

#### (反映の方向性)

青年国際交流の推進については、時代の変化に応じて事業内容の見直しを行いつつ、引き続き推進することとする。

青少年健全育成に関する普及・啓発については、青少年の健全育成に向けた気運の醸成に向け、普及・啓発に一層積極的に取り組んでいく。さらに、困難を有する若者を支援する人材の育成や、支援に携わる人材育成の体制整備を推進する。

食育の推進については、食育推進運動の展開において、市町村、地域レベルの推進がまだ途上であり、今後、一層の推進を図っていくことが必要である。

少子化社会対策については、今後とも利用者の視点に立った点検・評価とその反映を通じて、少子化対策推進の実効性を担保していく必要がある。また、平成21年内に新しい少子化社会対策大綱を策定するとともに、新しい大綱に基づき具体的実施計画を策定する。普及啓発については、子育て当事者以外の者、関心の低い層に対する知識の普及・啓発が必要である。

高齢社会対策については、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図るために、施策を講じていく。また、地域のリーダーに参考になるような深掘した議論が行えるフォーラムの充実を図ることが求められている。

バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する普及・啓発については、未だ社会全体の取組は十分とは言えず、その取組を一層推進していくことが必要であり、引き続き、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する普及・啓発を行うこととする。

障害者施策については、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を図るための施策等を、引き続き、計画的に一層推進していくこととする。

交通安全対策については、「人優先」の交通安全思想を基本に運転者や歩行者等の交通安全意識の向上を図り、国民一人一人が交通安全に関する意識を改革することが重要としていることから、交通安全対策に関する普及・啓発をより一層推進していくこととする。

犯罪被害者等施策については、今後とも犯罪被害者等基本計画に基づいた施策の実施を引き続き推進していくとともに、犯罪被害者等基本計画（第2次）の策定を行う必要がある。犯罪被害者等の置かれた状況を認識する必要性や地方公共団体において施策を推進する重要性について啓発・情報提供等を今後もより一層強力で推進していく必要がある。

自殺対策については、自殺者数が平成10年以降連続して3万人を超える状況にあること、平成20年に入り硫化水素による自殺が発生するなど憂慮すべき事態にあるため、自殺総合対策大綱及び自殺対策加速化プランに基づき、対策に一層取り組んでいく必要がある。普及・啓発については、自殺予防に関心の低い層に対しても広く自殺や精神疾患についての正しい知識を普及するため、参加者やプログラムの内容について工夫する必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】



達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方
		19年度	20年度	
ア① 青年国際交流の各事業における参加青年アンケート調査において、事業参加が青年本人の将来に役立ったと思う者の割合 (各事業90%以上)	達成できた	各事業67%以上	各事業平均94%	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
ア② 青年国際交流の各事業の派遣国及び寄港国を管轄する在外日本公館のうち、事業が日本及び当該国の友好に寄与したと考える公館の割合 (全体平均で70%以上)	目標以上の成果を達成できた	—	全体平均で89%	事業の外交的な貢献度も把握するべく設定した。
イ① 青少年育成HPへのアクセス件数(前年度比増)	達成に向けて一部進展があった	103,121件	93,441件	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
イ② 各種事業の参加者等に対する事業の有効性等についてのアンケート調査における肯定的な回答の割合				平成18年度政策評価における当該項目の指標を踏まえて目標値を設定した。
・ 19年度からの継続事業(90%以上)	達成できた	87%	各事業平均91%	
・ 新規事業(80%以上)			(該当する新規事業なし)	
ウ 食育推進基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	達成できた	—	施策の進捗状況の確認(食育推進評価専門委員会によるフォローアップ、食育白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)	食育推進評価専門委員会での審議及び食育白書の取りまとめを通じて、食育推進基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標値として設定した。
エ① 食育推進全国大会におけるアンケートへの肯定的な回答の割合(70%以上)	目標以上の成果を達成できた	69%	96%	昨年度の実績値を踏まえて目標を設定した。
エ② 食育HPへのアクセス件数(前年度比増)	目標以上の成果を達成できた	181,535件	228,905件	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
エ③ 食育推進計画を作成・実施している都道府県市町村の割合				食育推進基本計画に掲げた当該項目の目標値を設定した。
・ 都道府県(22年度:100%)	達成できた	85%	100%	
・ 市町村(22年度:50%以上)	達成に向けて進展があった	4%	26%	
オ 少子化社会対策大綱に盛り込まれた施策のフォローアップ	達成できた	—	施策の進捗状況の確認(少子化社会対策会議によるフォローアップ、少子化社会対策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標値として設定した。	少子化社会対策会議によるフォローアップ、少子化社会白書の取りまとめを通じて、少子化社会対策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標値として設定した。
カ① 少子化対策HPへのアクセス件数(前年度比増)	達成に向けて一部進展があった	140,000件	138,745件	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
カ② 各種事業(少子化社会対策に関する国際シンポジウム、官民連携子育て支援推進フォーラム・全国リレーシンポジウム、子育てを支える「家族・地域のきずな」フォーラム)におけるアンケートへの肯定的な回答の割合(各事業80%以上)	目標以上の成果を達成できた	各事業概ね80%以上	各事業平均93%	昨年度の実績値を踏まえて目標を設定した。
キ 高齢社会対策大綱に盛り込まれた施策のフォローアップ	達成できた	—	施策の進捗状況の確認(高齢社会対策会議によるフォローアップ、高齢社会白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)	高齢社会対策会議によるフォローアップ、高齢社会白書の取りまとめを通じて、高齢社会対策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標値として設定した。

			況の確認)	
クー① 高齢社会対策HPへのアクセス件数(前年度比増)	達成に向けて一部進展があった	224,383件	182,091件	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
クー② 各種事業(心豊かな長寿社会を考える国民の集い、高齢社会セミナー、都道府県・指定都市高齢社会対策主管課(室)長会議)におけるアンケートへの肯定的な回答の割合(各事業80%以上)	目標以上の成果を達成できた	各事業90%以上	各事業平均94%	昨年度の実績値を踏まえて目標を設定した。
ケー① バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進HPへのアクセス件数(前年度比増)	達成できた	37,018件	42,550件	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
ケー② バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰受賞事例集の作成・配布(実施)	達成できた	実施	実施	昨年度の実績を踏まえて目標を設定した。
ケー③ 「心のバリアフリー」を推進するマニュアルの作成・配布(実施)	達成に向けて一部進展があった。	—	マニュアル作成に向けた具体的検討を進めた	「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」(平成20年3月)において、分野別の基本的取組として、新たに「心のバリアフリー」の推進を項目立てたことから、その取組を強力に推進するため、目標を設定した。
コ 障害者基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	達成できた	—	施策の進捗状況の確認(障害者施策推進本部によるフォローアップ、障害者白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)	障害者白書の作成を通じ、障害者基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標値として設定した。
サー① 障害者HPへのアクセス件数(前年度比増)	達成に向けて一部進展があった	116,829件	99,848件	昨年度の実績を踏まえて目標値を設定した。
サー② 障害者週間関連事業(集い・シンポジウム・セミナー等)及び障害者施策総合推進地方会議等各種事業におけるアンケートへの肯定的な回答の割合(各事業70%以上)	目標以上の成果を達成できた	—	各事業平均82%	昨年度の実績を踏まえて目標値を設定した。
シ 交通安全基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	達成できた		施策の進捗状況の確認(交通安全白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)	交通安全白書の作成を通じ、交通安全基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標値として設定した。
スー① 交通安全対策HPへのアクセス件数(前年度比増)	目標以上の成果を達成できた	175,877件	185,924件	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
スー② 各種事業(シンポジウム・研修等)におけるアンケートへの肯定的な回答の割合				昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
・ 交通安全シンポジウム(90%以上)	達成できた	91%	91%	
・ 子どもと高齢者交通安全意識啓発事業(70%以上)	達成に向けて一部進展があった	75%	63%	
スー③ 全国交通安全運動の実施				昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
・ 運動期間中の交通安全教室参加者数(千人)(前年度比増)	達成に向けて一部進展があった	春:3,283 秋:2,851	春:2,962 秋:2,601	
・ 運動に携わったボランティア活動者数(千人)(前年度比増)	達成に向けて一部進展があった	春:1,156 秋:1,235	春:1,054 秋:1,049	
セ 犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	達成できた	—	施策の進捗状況の確認(犯罪被害者等施策推進会議または基本計画推進専門委員等会議における	犯罪被害者白書の作成を通じ、犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標値として設定した。



				フォローアップ、 犯罪被害者白書 の取りまとめに よる施策の進捗 状況の確認)	
ソー① 犯罪被害者等施策 HPへのアクセス件数 (前年度比増)	目標以上の 成果を達成 できた	44,545 件	47,021件		昨年度の実績値を踏まえて目 標を設定した。
ソー② 「被害者支援ハンド ブック・モデル案」、「研修 カリキュラム・モデル案」の 作成(実施)	達成できた	—	実施		「支援のための連携に関する 検討会」において提言された施 策の実施を目標値として設定 した。
ソー③ 各種事業(シンポジ ウム・研修・会議等)におけ るアンケートへの肯定的な 回答の割合 (各事業80%以上)	目標以上の 成果を達成 できた	概ね 80%	各事業平均91%		昨年度の実績値を踏まえて目 標を設定した。
タ 自殺総合対策大綱に盛り 込まれた施策のフォロー アップ	達成できた	—	施策の進捗状況 の確認(自殺対策 推進会議におけ るフォローアップ、 自殺対策白書 の取りまとめに よる施策の進捗 状況の確認)		自殺対策推進会議での審議及 び自殺対策白書の作成を通じ、 自殺総合対策大綱に盛り込ま れた施策の進捗状況を確認す ることを目標値として設定し た。
チー① シンポジウム等の アンケートにおける肯定的 な評価の割合(95%以上)	達成に向け て進展があ った	96%	93%		昨年度の実績値を踏まえて目 標値を設定した。
チー② 国民の意識・行動や 地方公共団体、民間団体等 における様々な取組等を調査 (実施)	達成できた	実施	実施		昨年度の実績値を踏まえて目 標値を設定した。

**政策評価の結果  
の政策への反映  
状況**

＜予算案＞

- ・ 青少年育成施策大綱及び子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）の成立を踏まえた、困難を有する若者を支援する人材の育成や、支援に携わる人材育成の体制整備を推進するため、必要経費を増額して計上。  
（平成22年度予算案：354百万円〔21年度予算（補正後）：349百万円〕）
- ・ 官民一体子育て支援推進事業及び家族・地域の絆の再生国民運動の内容、開催方式を見直すこととし、このための費用を減額して計上。  
（平成22年度予算案：39百万円〔21年度予算（補正後）：121百万円〕）

＜機構・定員要求＞

青少年育成施策大綱及び子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）の成立を踏まえた、困難を有する若者を支援する人材の育成や、支援に携わる人材育成の体制整備等を推進するため、審議官及び企画官を新設並びに増員。  
（機構要求：審議官クラス1名新設、企画官クラス1名新設、定員要求：参事官補佐クラス1名、主査クラス1名）

**関係する施政方  
針演説等内閣の  
重要政策（主な  
もの）**

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第169回国会施政方針演説	平成20年1月18日	少子高齢化の進展などにより、制度の持続可能性が問われています。これまで、給付やサービスを受ける方々の立場に立った行政を本当に行ってきたのか、反省すべき点が多いと思います。今こそ、国民の皆様の立場に立って発想を切り替え、自立と共生の理念に基づき、将来にわたり持続可能で、皆が安心できるよう、社会保障制度を立て直さなければなりません。
第171回国会施政方針演説	平成21年1月28日	昨年の交通事故死者数は、5,100人余りとなり、昭和45年のピーク時に比べ、3分の1以下に減らすことができました。今後10年間で、更に半減させます。
第162回国会施政方針演説	平成17年1月21日	先の臨時国会で犯罪被害者等基本法が成立しました。犯罪の被害者や遺族が、一日も早く立ち直り安心して生活できるよう、相談や情報提供などの支援を充実させてまいります。
第164回国会施政方針演説	平成18年1月20日	昨年末に決定された基本計画により、犯罪被害者や遺族が一日も早く立ち直り安心して生活できるよう支援いたします。
第171回国会施政方針演説	平成21年1月28日	自殺者は、年間3万人を超えています。誰もが生きやすい社会を、創らなければなりません。

<p><b>施策名</b></p>	<p>栄典事務の適切な遂行</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>栄典は、日本国憲法第7条に規定する国事行為として、内閣の助言と承認の下に天皇陛下から授与されるものであり、賞勲局は、これに関連する審査、伝達等の事務を行っている。</p> <p>叙勲が生涯にわたる国家・公共に対する功績を総合的に評価して行われるものであるのに対して、褒章は、特定の分野における善行等を表彰するものであり、現在、生存者に対する勲章・褒章の授与は原則として年2回、春は4月29日、秋は11月3日に春秋叙勲及び褒章（紅綬褒章、緑綬褒章、黄綬褒章、紫綬褒章及び藍綬褒章の5種類）が、また、著しく危険性の高い業務に精励した者を対象とする危険業務従事者叙勲が春秋叙勲と同日付けで発令されている。</p>
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>（総合的評価）</b></p> <p>栄典制度の適切な運用に努め、適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱（平成15年閣議報告）等に定められた総数の発令に努め目標を達成した。</p> <p>一般推薦制度に係る内閣府のホームページへのアクセス数については、前年度実績を上回ることにはできなかったが、同制度の周知に努めた結果、年度後半にかけて、前年同月のアクセス数を上回るなど、目標の達成に向けて一部進展があった。なお、ホームページへのアクセス数が前年度実績を上回ることができなかったのは、平成15年の制度改革において創設した一般推薦制度が、創設から5年を迎え社会・国民の間に定着してきたこと、また、毎年4月下旬から5月上旬にかけては春の叙勲及び褒章に関するマスコミ報道が行われることから、本来であれば平成20年5月においては相当数のアクセスが期待されるどころ、何らかの要因で前年同月のアクセス数を大きく下回ったことなどが要因として考えられるところである。</p> <p>栄典は国民にとって高い関心事項の一つとなっている。それは春、秋それぞれの発令日の前日においては褒章が、発令日当日においては叙勲に係る報道が新聞各紙等で大きく取り上げられている（平成20年度は、全国紙、ブロック紙、地方紙各紙等において取り上げられた）ことでも示されており、勲章・褒章の制度は広く国民に浸透・定着しているものである。</p> <p><b>（必要性）</b></p> <p>我が国の栄典制度は、国家、公共に対する功労、あるいは社会の各分野における優れた行いを表彰する重要な制度として定着しているところであるが、21世紀を迎え、社会経済情勢の変化に対応したものとするため、栄典制度の見直しを行い、平成15年秋の叙勲及び褒章から現在の制度に移行した。</p> <p>また、栄典の授与は、日本国憲法に規定された、内閣の助言と承認による天皇の国事行為であり、天皇と国民を結ぶ役割を果たしている。</p> <p>栄典制度の在り方に関する懇談会報告書（平成13年10月29日）においても、栄典の意義について、「そもそも栄典は、国家・公共への功労を国が評価し、その榮譽を称えるものであり、社会に対して、国家・公共の観点から評価されるべきものは何かを示すという役割を果たしている。国民の価値観が多様化している現代において、個人が、自律・自助、自己責任の意識とともに他者の存在を認めて思いやる心を持ち、そして社会の構成員としての権利・義務・責任の意識を持つことは、健全な社会が成り立つ上で不可欠である。このような公の精神が広く国民に行きわたる上で、国家・公共への貢献に対し国家がこれにふさわしい評価を行うことには大きな意義がある」、また「多くの受章者が自らの功績が評価されたことに、感激と喜びを感じている。日々公共のために努力を重ねている人々、地域において高い志をもって公共のための活動を行っている人々にとっては、栄典は大きな励みになっており、期待も非常に高い」としている。</p> <p><b>（有効性）</b></p> <p>「栄典制度の改革について」（平成14年8月7日閣議決定）の趣旨を踏まえ、平成15年秋の制度改革以降、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受章者が公務部門の功労者に偏ることなく適正なバランスとなるよう努めた結果、全受章者に占める民間分野の受章者（公選職を除く）の割合が平成20年春、秋の叙勲ともに約42%と高いものとなった。</li> <li>・ 民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者の発掘に努めた結果、平成20年春の叙勲では、過去最多と同数の受章者数となった。</li> <li>・ 人目につきにくい分野等であって多年にわたり業務に精励した受章者の増加に努めた結果、平成20年春の叙勲では、全受章者に占める人目につきにくい分野等の受章者の割合が約34.4%と高いものとなった。</li> <li>・ 女性受章者の増加に努めた結果、平成20年春の叙勲では、制度改革以降最多の受章者数になるとともに、全受章者に占める割合では初めて9%台に達した。</li> <li>・ 外国人の功績者の発掘に努めた結果、平成20年秋の叙勲では、制度改革前後を通じて過去最多の受章者数となった。</li> </ul> <p>など、栄典制度の適切な運用に努めるとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱（平成15年5月16日内閣総理大臣決定、平成15年5月20日閣議報告）等に定められた総数の発令に努めている。</p> <p><b>（効率性）</b></p> <p>平成15年秋の制度改革以降受章者数が増加したが、審査業務に必要な先例調査や前叙（栄典の候補者が従前に受章した勲章・褒章）調査等を迅速・効率的に処理する栄典事務効率化システムの運用等により業務の効率化を図り、公正かつ適正に対応することができた。また、同システムの利便性向上及びセキュリティ強化を目的としてシステムの再構築を行い、業務の更なる効率化を図った。なお、システムの再構築に当たっては、一般競争入札を実施した。</p>

(反映の方向性)

栄典制度が、今後とも、公のために努力している多くの人々の誇り、励みとなるよう、

- ・ 中央、著名人等に偏ることなく各界各層から幅広く発掘
- ・ 官民比率のバランスに留意
- ・ 民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者の発掘
- ・ 人目につきにくい分野等にあつて業務に精励した功労者の発掘
- ・ 女性の功労者の発掘
- ・ 外国人の功労者の発掘
- ・ 褒章のうち自己の危険を顧みず人命救助に尽力した者（紅綬褒章）、自ら進んで社会奉仕活動に従事し徳行顕著な者（緑綬褒章）の発掘

など、栄典事務を適切に遂行する上での留意すべき重要な点を踏まえ、制度の適切な運用に努めていく。

また、一般推薦制度に係るホームページのアクセス数が前年度実績を下回ったことを踏まえ、より多くの国民に同制度を周知するため、政府広報の一層の活用や各都道府県に対する広報の要請の強化等、同制度に係る広報活動の強化に努めていくこととしたい。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方
		19年度	20年度	
春秋叙勲の発令数 (春秋の発令ごとにおおむね4,000名)	達成できた	春：4,036名 秋：4,061名	春：3,973名 秋：4,028名	春秋叙勲候補者推薦要綱（平成15年5月16日内閣総理大臣決定、平成15年5月20日閣議報告）において、春秋叙勲において授与される勲章の受章者の予定数は、毎回おおむね4,000名とされている。
危険業務従事者叙勲の発令数 (毎回の発令ごとにおおむね3,600名)	達成できた	第8回：3,591名 第9回：3,616名	第10回：3,617名 第11回：3,612名	危険業務従事者叙勲受章者の選考手続について（平成15年5月20日閣議了解）において、危険業務従事者叙勲において授与される勲章の受章者の予定数は、毎回おおむね3,600名とされている。
春秋褒章の発令数 (春秋の発令ごとにおおむね800名)	達成できた	春：760名 秋：794名	春：754名 秋：789名	褒章受章者の選考手続について（平成15年5月20日閣議了解）において、褒章の受章者の予定者数は、毎回おおむね800名とされている。
発令日 〔春：4月29日〕 〔秋：11月3日〕	達成できた	春：4月29日 秋：11月3日	同左 同左	勲章及び文化勲章各受章者の選考手続について（昭和53年6月20日閣議了解）において、春は4月29日、秋は11月3日に発令するものとしてされている。
「一般推薦制度」に係るホームページへのアクセス数（平成19年度：約27,000件）（前年度比増）	達成に向けて一部進展があった	—	前年度比減 (約23,500件)	一般推薦制度の国民への周知度を推し測る指標として、前年度アクセス数を目安とした。

政策評価の結果の政策への反映状況

< 予算案 >  
幅広く功労者の発掘に努め、発掘された候補者数に適切に対応できるよう必要な褒賞品を確保する。（平成22年度予算案：2,769百万円〔21年度予算（補正後）：2,859百万円〕

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第171回国会・衆・参・内閣委員会官房長官所信表明	平成21年3月11日（衆） 同年3月12日（参）	（各通） 政府広報、栄典行政、国際平和協力業務についても適切に推進してまいります。

<b>施策名</b>	男女共同参画社会の形成の促進
<b>施策の概要</b>	<p>男女共同参画に関する普及・啓発のため、各種啓発事業、「男女共同参画週間」の実施、広報誌及びホームページでの情報提供、各種表彰の実施、研修等を行う。</p> <p>国際交流・国際協力の促進のため、国際的規範等の国内への浸透、セミナーの開催、情報収集・分析、我が国の施策・取組についての情報発信、各種国際会議への出席等を行う。</p> <p>男女共同参画基本計画（第2次）に基づき、政府一体となって総合的かつ計画的な男女共同参画社会実現のための施策の推進を図る。</p> <p>女性に対する暴力の根絶に向けて、社会の意識を喚起し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発や教育の充実、被害者支援の取組を充実する。</p> <p>女性のチャレンジ支援のため、様々な分野における女性の政策・方針決定過程への参画や女性の再チャレンジ等を推進するための総合的な支援策を講じる。</p>
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>（総合的評価）</b></p> <p>男女共同参画に関する普及・啓発や、国際交流・国際協力の促進については、目標を確実に達成している。また、女性に対する暴力や、女性のチャレンジ支援に関する啓発事業については、参加者の満足度が目標を大幅に上回るものとなっている。</p> <p>「2020年30%」の目標については、達成に向けて一定の進展が見られたが、今後さらなる取組が必要である。</p> <p><b>（必要性）</b></p> <p>急速に進む少子高齢化や社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するためには、女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが必要である。</p> <p><b>（有効性）</b></p> <p>広報誌や各種パンフレット、啓発用DVD、ホームページ上での情報提供・収集等、多様な媒体を活用して、分かりやすい広報啓発活動を展開したほか、各種表彰を行うことで、ロールモデルを提示するとともに、国民の関心を高めることができた。</p> <p>国際交流・国際協力の促進については、我が国の取組発信を国際会議等の場で発信したほか、スウェーデンとのジョイントセミナーを開催し、両国の施策・取組事例の共有等を通じて活発な議論を行うなど、有益な経験の共有を図ることができた。</p> <p>男女共同参画基本計画（第2次）の推進については、関連する法・制度の整備が進んだほか、様々な分野で男女共同参画の取組が進められた。</p> <p>女性に対する暴力の根絶に向けた取組については、「女性に対する暴力をなくす運動」のポスター・リーフレットを全国の地方公共団体に配布したほか、地下鉄等国民の目に止まりやすい場所への掲示に努め、効果的な広報を行った。また、地方公共団体における相談業務の質の向上を図るため、地方公共団体の相談担当者を対象として、各種セミナーを実施した結果、各参加者の8～9割から「良かった」との評価を得た。</p> <p>女性のチャレンジ支援については、女性国家公務員のI種試験採用者が着実に増加する等の成果が見られた。</p> <p><b>（効率性）</b></p> <p>広報資料の印刷・梱包・発送、会議の開催等は、一般競争入札等によって効率的に実施した。</p> <p><b>（反映の方向性）</b></p> <p>男女共同参画社会の実現のためには、国民各界・各層の幅広い理解を得ることが重要である。このため、男女共同参画に関する普及・啓発活動については、若年層や男性の参画が少ないことから、その参画を促進するような取組を行う必要がある。</p> <p>また、女性に対する暴力の根絶に向けた取組においても、一層効果的な広報・啓発活動を行う必要がある。</p> <p>地方公共団体や民間団体、国際機関等との連携を一層強化しつつ、幅広い層を取り込む形で男女共同参画の推進に取り組んでいきたい。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p>

達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方
		19年度	20年度	
「男女共同参画社会づくり」に向けての全国会議」及び「男女共同参画フォーラム」におけるアンケートの肯定的な評価の割合(70%以上)	目標以上の成果を達成できた	70%	76%	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数(月32,000件以上)	達成できた	月33,000件	月32,000件	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
「国連婦人の地位委員会」等の男女共同参画に関する国際会議等への出席回数(4回)	目標以上の成果を達成できた	5回	5回	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
国際シンポジウム・セミナーのアンケートにおいて肯定的な評価の割合(80%以上)	目標以上の成果を達成できた	83.3%	82.5%	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
男女共同参画基本計画(第2次)に盛り込まれた施策の推進状況の確認(男女共同参画白書の取りまとめによる施策の推進状況の確認)	達成できた	—	男女共同参画白書の取りまとめによる施策の推進状況の確認	基本計画(第2次)のフォローアップの実施により、基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標値として設定した。
「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」におけるアンケートにおいて「良かった」とする評価の割合(50%以上)	目標以上の成果を達成できた	50%以上 基礎:88.7% 応用:91.0% 管理職:84.5%	50%以上 基礎:93.3% 応用:91.7% 管理職:83.0%	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した
DV全国会議における参加者アンケートにおいて「有益だった」とする評価の割合(50%)	目標以上の成果を達成できた	—	85.7%	昨年度の同種事業(女性に対する暴力に関するシンポジウム)の実績値を踏まえて目標値を設定した。
女性に対する暴力に関するポスター等の配布箇所数(全地方公共団体)	達成できた	—	全地方公共団体に配布	女性に対する暴力をなくす運動の趣旨(地方公共団体等と連携し、国民の意識啓発を行う。)を踏まえて設定した。
社会のあらゆる分野における指導的地位に女性が占める割合(30%程度(平成32年度))	達成に向けて一部進展があった	—	—	男女共同参画基本計画(第2次)に掲げた当該項目の目標を設定した。
女子高校生に対する理工系への進路選択支援のための啓発事業におけるアンケートの肯定的な評価の割合(50%以上)	目標以上の成果を達成できた	—	94.1%	昨年度当局で実施した事業(女性に対する暴力に関するシンポジウム)の実績値を踏まえて目標値を設定した。

**政策評価の結果  
の政策への反映  
状況**

<予算案>

- 幅広い層を取り込みつつ、さらなる男女共同参画の推進に取り組むため、平成22年度の重要課題に関連した経費として、男女共同参画基本計画改定関連経費(22年度予算案:21百万円〔新規〕)、APEC関連会合開催に関する経費(22年度予算案:95百万円〔21年度予算(補正後):4百万円])を計上。
- 全体を通じて、不要不急の事業の中止、調査研究業務の大幅縮減、広報啓発業務の合理化等による徹底した業務の見直しを実施。
- 全体として、平成22年度予算案:432百万円〔21年度補正後予算:413百万円〕)

<機構・定員要求>

あらゆる分野における男女共同参画の促進を目指し、監視・影響調査機能の更なる強化を図るため、1名を増員。(定員要求:課長補佐クラス1名)

**関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)**

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第162回国会施政方針演説	平成17年1月21日	女性がその能力を発揮し、新しい事業の展開や地域づくりなど、あらゆる分野でチャレンジできるように支援
第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	女性の活躍は国の新たな活力の源です。意欲と能力のある女性が、あらゆる分野でチャレンジし、希望に満ちて活躍できるよう、働き方の見直しやテレワーク人口の倍増などを通じて、仕事と家庭生活の調和を積極的に推進します。子育てしながら早期の再就職を希望する方に対し、マザーズハローワークでの就職支援を充実します。
第168回国会施政方針演説	平成19年10月1日	女性も男性もすべての個人が、喜びや責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向け、取り組みます。

	第 169 回国会施政 方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	特に女性の参画が進んでいない分野に重点を置いて、女性の働く意欲を引き出すことができるよう、「男女共同参画社会」の実現に向け戦略的に取り組んでまいります。
--	---------------------	------------------	--



<p><b>施策名</b></p>	<p>国民生活政策の推進</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>国民生活局は、①国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること、②一般消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること、③市民活動の促進に関すること。④個人情報の保護に関する基本方針の作成及び推進に関すること、を所掌し、主に以下のような業務を行っている。</p> <p>ア 国民生活に関する調査分析  イ 省資源・省エネルギー型生活の推進  ウ 公益通報者保護の推進  エ 社会的責任の取組促進に関する施策の推進  オ 個人情報保護に関する施策の推進  カ 市民活動の促進  キ 消費者行政の推進（消費者基本計画を含む）  ク 消費者契約法の施行  ケ 消費者の安全に係る施策の推進</p>
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>（総合的評価）</b></p> <p>ア 国民生活に関する調査分析  国民生活白書はその時々の国民生活の状況に応じた重要課題をテーマとして設定し、国民生活に関する横断的な問題に対し、経済社会の変化に応じた重点的な分析を行ってきた。平成20年度において、1回の国民生活白書の作成・公表、関係者への説明、国会への情報提供等を行う中で、我が国が消費者が主役の社会に大きく転換していこうとしている流れを「可視化」し、加速させる役割を果たした。また、メディアにも多く取り上げられたことで国民が白書の分析結果に触れる機会が増え、日本という多様な社会について個々人が自らの状況を相対的に把握することに繋がった。以上から目標年度における施策目標を概ね達成できた。</p> <p>イ 省資源・省エネルギー型生活の推進  省資源・省エネルギーに関する普及啓発、国民への訴求効果を高めるための普及啓発事業については、「省資源・省エネルギー」HPトップページのアクセス件数が昨年度より約6%増え、目標を達成することができた。</p> <p>ウ 公益通報者保護の推進  公益通報者保護制度に関する情報提供・啓発事業として実施したシンポジウム（1回開催）及び説明会（10回開催）参加者数が合計1,129名となり、昨年（シンポジウム2回開催、説明会開催15回）の参加者合計よりは低下したものの、開催回数、会場の収容人数等を考慮すると、目標は達成することができたと考える。また、情報収集・調査研究事業の一つとして実施した「行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査」においては、「通報・相談窓口を設置している市区町村の割合」が前回調査の35.5%から目標値である40%を超え、40.1%となったこと等から、目標は達成できたと考える。</p> <p>エ 社会的責任の取組促進に関する施策の推進  円卓会議は、政府だけでは解決できない社会的課題に対し、広範な主体が協働して自ら解決に当たるための新たな“公”の枠組みとして必要性が高く、政策手段としても有効かつ効率的。平成20年度は、各ステークホルダーの実務担当が参加した準備委員会（全5回）にて活発な意見交換を行い、円卓会議の制度設計を共同で進めたほか、各ステークホルダーが円卓会議の参加に向けた自主的なネットワークを形成し、実際に自ら委員候補の選出を行った。この結果、平成20年度内に円卓会議が発足し、協働戦略の策定に向けた検討が開始されたところであり、目標年度における施策目標を概ね達成できた。</p> <p>オ 個人情報保護に関する施策の推進  個人情報保護法制の普及・定着を図るため、各種媒体を用いてきめ細かな対応を実施し、また積極的に国際会議等へ出席し各国と意見交換を行うなど、施策の目標は概ね達成できた。</p> <p>カ 市民活動の促進  特定非営利活動法人は、全国で3万7千法人、内閣府所轄で3千法人を超え、着実に社会に定着してきている。当該法人制度を健全に維持するため、所轄庁として適切に認証・監督業務を実施し、また、特定非営利活動法人の活動基盤の強化、NPOと行政との連携、協働を推進するための肯定的な評価が得られ、目標を概ね達成した。今後も法人数の増加が予想される中で、必要な体制の整備を図り、引き続き認証・監督業務の適切な執行、特定非営利活動法人の活動基盤の強化及びNPOと行政との連携、協働を推進するための環境整備が重要である。</p> <p>キ 消費者行政の推進  消費者政策を効率的に推進するため、消費者基本法に基づく消費者基本計画の実効性確保の観点から、消費者政策会議（内閣総理大臣を会長とし、全閣僚及び公正取引委員会委員長が委員）を開催し、計画の進捗状況につき検証・評価・監視を行った。消費者基本計画の進捗状況を見ると、これまでの検証・評価・監視によって計画の実効性が確保されるなど、相応の成果を上げてきたと評価することができる。また、平成21年5月に消費者庁関連3法が成立し、消費者を主役とする政府の舵取り役としての消費者庁の創設が決定した。</p> <p>ク 消費者契約法の施行  消費者団体訴訟制度の意義や適格消費者団体の活動、第169回国会における改正の内容が国民一般に広く理解されることを目的として、パンフレット176,700部を適格消費者団体をはじめと</p>



して関係各所に配布し、意見交換ミーティングを全国6箇所で開催し、前年度に比べ目標達成に向けて進展があった。

#### ケ 消費者安全に係る施策の推進

平成19年9月より、有識者からなる「リコール等に関する研究会」を設置して食品・製品等のリコールに関する分野横断的指針についての準備的な調査研究を行い、平成20年6月には報告書を取りまとめた。

同報告書も踏まえ、国民生活審議会消費者政策部会消費者安全に関する検討委員会において審議事項の一つとしてリコール制度の検討を行い、平成21年3月31日には「リコール促進の共通指針―消費者の視点から望まれる迅速・的確なリコールのあり方―」を策定した。

#### (必要性)

##### ア 国民生活に関する調査分析

近年、国民の価値観が多様化していることを踏まえ、その時々々の国民生活の状況に応じた重要テーマを分析し、その課題の動向や原因を究明し、国民生活政策の形成や議論に資することが重要になっている。また、国民生活について政府の認識を白書として明確に示すことにより、政府の企画立案に資するほか、広く国民一般への重要な情報提供となり、国民生活の重要課題について適切な理解の形成を促すことにつながっている。

##### イ 省資源・省エネルギー型生活の推進

我が国の省資源・省エネルギー対策の推進は、石油危機等を契機として開始されたものであるが、昨今においても、人類の生存基盤に関わる地球温暖化問題をはじめ、我が国のエネルギー供給制約等への対応、さらには循環型社会の形成促進等の観点から、国民生活における大量生産・大量消費・大量廃棄型ライフスタイルを変革し、環境と調和したライフスタイルを定着させていくことが喫緊の課題となっている。

本施策は、広く国民に対して省資源・省エネルギー型生活の普及啓発等を行うものであり、かつ対価が得られるものではないため、営利を目的とした民間の企業活動としてではなく、行政が中心となって展開する必要がある。

##### ウ 公益通報者保護の推進

近年、国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事の多くが、事業者内部の関係者等からの通報を契機として、相次いで明らかになった。

このような状況を踏まえ、事業者による国民の生命や身体の保護、消費者の利益の擁護等にかかわる法令遵守を確保するとともに、公益のために通報を行ったことを理由として、労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けることがないよう、公益通報に関する保護制度が整備されたところである。

公益通報者保護制度は、行政機関、民間事業者、労働者すべてにかかわる新しい制度であり、制度の内容が十分浸透するよう、制度の周知徹底や理解の向上を図る必要がある。

##### エ 社会的責任の取組促進に関する施策の推進

安全・安心で持続可能な社会を築くためには、社会の様々な立場にある組織や個人がその実現のプロセスに参加し、それぞれの役割を果たすことが不可欠である。したがって、政府だけでは解決できない社会的課題に対して、広範な主体が補完し合いながら、協働して自ら解決に当たるための新たな“公”の枠組み（マルチステークホルダー・プロセス）を提供する円卓会議の必要性は極めて高い。

##### オ 個人情報保護に関する施策の推進

個人情報保護法は、対象となる範囲も広範囲に及ぶことから、内閣府は法の所管官庁として各省庁関係部局等と連携をとりつつ、法の一体的な運用に努めることが求められる。法の全面施行後4年余りを経過し、事業者の取組は進んできているものの、事業者からの個人情報漏えい事案は依然としてみられ、個人情報保護に関する国民の意識が高まる中で、法の解釈の誤解や法の定め以上に情報の提供を控えてしまう状況も一部に見られることから、法の趣旨の正しい解釈の周知徹底を含む法制度の普及・定着を図り、各種媒体を活用した広報・啓発を行うことが必要である。

##### カ 市民活動の促進

特定非営利活動法人促進法は、市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動を促進するため、その活動を行う非営利団体に簡易な手続きで法人格を取得できる道を開くものとして、議員立法により制定されたものであり、所轄庁である内閣府が法の規定に従って、法人の認証・監督等について、着実な業務を実施することは、制度の信頼性確保のために常に求められているものである。

また、NPOと行政との連携・協働が地域社会で果たす重要性に鑑み、両者が円滑に協働事業を進められるような基盤形成を支援するものである。

##### キ 消費者行政の推進

消費者政策を効率的に推進するため、消費者基本法に基づく消費者基本計画の実効性確保の観点から、消費者政策会議を開催し、計画の進捗状況につき検証・評価・監視を行った。また、国、地方を通じて総合的・機能的な消費者行政を展開するために都道府県等担当課長会議等を開催した。さらに、OECD消費者政策委員会等の場において我が国の重要課題に係るプロジェクトを推進し、その得られた成果を我が国の消費者政策に反映させる等の取組みを実施している。また、消費者基本法において、消費者政策の基本理念として消費者の自立支援が規定されたことを受け、消費者教育に係る啓発資料を作成したほか、5月の消費者月間に当たり、各種事業等を実施する等、様々な方法で消費者問題の啓発活動を実施し、消費者被害の未然防止・

拡大防止を図ってきた。これらの取組が今後も継続して行われることにより、消費者行政の推進を図ることが重要である。

#### ク 消費者契約法の施行

少額かつ同種の被害が多発するという消費者被害の特性にかんがみると、消費者団体訴訟制度が国民に広く理解され、活用されることで消費者被害の拡がりを未然に防止することが可能となる。また、消費者団体訴訟制度は、国民からの情報提供や寄附などの協力により成り立っているものであり、今後より制度が発展していくためにも国民に対する当該制度の普及・啓発活動は不可欠である。

#### (有効性)

##### ア 国民生活に関する調査分析

国民生活白書では、①消費者市民社会に向けた消費者・生活者の役割と課題、②消費者政策の経済分析をテーマに現状と課題、今後の方策等について考察している。平成20年版白書公表後、大手全国紙を含む60以上の新聞各紙に記事及び社説等として取り上げられ、その他多くのメディアで報道された。また、消費者問題に関する特別委員会での答弁への引用や、消費者市民社会の在り方が議論される等、多くの国民に対し、問題提起及び議論の材料を提供する役割を果たした。

##### イ 省資源・省エネルギー型生活の推進

地球温暖化防止や省エネルギーに対する国民の意識・行動の経年変化をみるための参考指標として、平成20年11月に内閣府が実施した「国民生活モニター調査」(2,000人対象(回収率90.5%))の集計結果をみると、地球温暖化防止のため個人の日常生活において取り組むとする者の割合が98.1%(平成18年調査97.2%、平成19年度調査98.4%)、また日常の買い物の際に、ごみ・資源・エネルギーなど環境のことを考えているとする者の割合が87.6%(平成18年調査85.9%、平成19年度調査89.1%)となっており、ここ数年、環境問題への関心や、地球温暖化防止のため自ら行動しようという意識が高水準で推移している。このことから、「省資源・省エネルギー型生活の推進」のための政策が有効に機能していることを間接的に示しているものと考えられる。

##### ウ 公益通報者保護の推進

国、都道府県及び市区町村を対象として実施している「行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査」によると、市区町村における通報・相談窓口の設置率は、平成19年度の35.5%から平成20年は40.1%に上昇した(府省庁、都道府県は前年同の100.0%)。また、平成21年1月から2月に実施した「民間事業者における通報処理制度の実態調査」では、“内部通報制度を導入している”と回答した割合が前回調査(平成19年1～2月)の41.7%から44.3%へ増加、さらに同年1月に実施した「公益通報者保護制度に関する労働者向けインターネット調査」では、“法をよく知っている”と回答した者は2.5%、“ある程度知っている”と回答した者が26.1%(前回調査(平成18年3月)では、それぞれ1.7%、20.9%)となっている等、説明会、シンポジウムの開催や広報資料の配付等の周知活動によって、公益通報が浸透してきているであろうと推察される。

また、民間事業者向け調査において、法及び民間事業者向けガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を“いずれも知っている”と回答した事業者では79.5%が導入している一方、“いずれも知らない”と回答した事業者では導入している事業者は9.8%にとどまっていることから、周知活動により法及びガイドラインの認知度を高めることが制度の導入に寄与していると考えられる。

##### エ 社会的責任の取組促進に関する施策の推進

学識経験者を中心とした審議会など従来の政府の意志決定方式では、法令上の義務を超えて各主体の自発的な取組を確保することは不可能。そこで、各主体が自ら選んだ代表が参加し、情報や問題意識を共有するとともに、それぞれの取組についてコミットメントを行う、新たな社会的合意形成の枠組み(マルチステークホルダー・プロセス)を整備することが有効。実際、円卓会議を通じ、各主体が法令上の義務を超えた取組のコミットメントを行う基盤が整備された。

##### オ 個人情報保護に関する施策の推進

個人情報の適正な取扱いを確保するための各種施策を講じることにより、事業者における個人情報の取扱いの適正化、国民の不安の解消等が図られ、国民が安心してIT社会の便益が受けられる社会の実現、電子商取引などITを活用した事業の一層の発展が期待される。

また、個人情報保護制度の国際的な調和・連携を図ることにより、国民の個人情報の国際的な保護につながるとともに、我が国企業の国際的な経済活動の活性化にも資する。

##### カ 市民活動の促進

特定非営利活動促進法の設立申請受理から認証・不認証を4ヶ月以内で行ったことは、自由な社会貢献活動を行う非営利活動団体の確実・迅速な法人化を進めるために有効であったと考えられ、法で義務付けられた事業報告書等の未提出法人への督促状送付も含め、制度全体の信頼性確保にも寄与したと考えられる。

また、NPOと行政との連携・協働を推進するために、「官民パートナーシップ確立のための支援事業」を実施し、この中から優良事例を「官民パートナーシップによる地域活性化モデル」として事業成果フォーラムにて紹介を行い、肯定的な評価が得られた。

##### キ 消費者行政の推進

消費者基本法に基づく消費者基本計画の実効性確保の観点から、計画の進捗状況につき、消

費者政策会議において検証・評価・監視を行ったところ、今後重点的に取り組むこととされた施策のうち、平成19年度に実施するとされたものについては着実に推進されていると評価された。

ク 消費者契約法の施行

パンフレットに関しては簡易版と詳細版を作成して消費者団体訴訟制度の理解度により使い分けられるような配慮をした結果、適格消費者団体や消費者団体からだけでなく一般の方からも取り寄せの連絡をいただくなどして印刷部数の全てを配付することができた。意見交換ミーティングについても、昨年度より参加人数も増えたことなどから消費者団体訴訟制度の普及・啓発に一定の有効性が感じられる。

ケ 消費者安全に係る施策の推進

当指針を策定し、事業者をはじめ、事業者団体、消費者、行政その他関係者の参考に供することをもって、迅速、的確なリコールの促進を図ることが期待される。

(効率性)

ア 国民生活に関する調査分析

国民生活白書では、報告書の印刷及び情報化作業においても一般競争入札により昨年より少額に抑え、経費を削減した。また、国民生活モニター調査、国民生活選好度調査や海外調査結果を活用することにより、効率的に必要なデータを入手し、分析を行うことができた。

イ 省資源・省エネルギー型生活の推進

国民に対する普及啓発活動を効率的に実施するためには、関係する主体が連携し、幅広い角度から複合的かつ集中的に普及啓発活動を展開することが必要不可欠である。本施策については、従来から、関係する主体（国、都道府県、市町村、消費者団体、環境団体、経済・業界団体、報道・広報関係団体、文化・教育団体、NPO等）が連携し、それぞれの主体が自らの持ち味、人材、ノウハウを有効に活用しつつ、国民への普及啓発活動等を複合的かつ集中的に展開してきたところである。また、啓発・広報資材については、極力ホームページを活用することにより、経費削減に努めてきたところである。

ウ 公益通報者保護の推進

説明会、シンポジウムの開催や広報資料の作成、配布に当たっては、一般競争入札に付すことによってコストの低廉化を図っている。

エ 社会的責任の取組促進に関する施策の推進

社会を構成する多様な主体の取組を促進することで、法令執行や財政的措置等の政府の伝統的政策手段では大きな効果が得られない課題に関しても、比較的小さな行政コストで課題の解決を図ることができる。円卓会議を通じ、経済界、消費者団体、労働組合、金融セクター、NPO・NGOなど各グループに属する極めて多くの主体が、自らのリソースを用いて自発的な取組を行う基盤が整備されている。特に、円卓会議の設立趣意書には各ステークホルダーの代表が署名し、ともに協働戦略を描いていくことに合意しており、従って、少ない行政コストでより実効性の高い取組を実現することが可能となっている。

オ 個人情報保護に関する施策の推進

作業の実施にあたっては、外部協力者の活用、複数の業者からの見積の徴取により、効率的な施策の推進に努めた。

カ 市民活動の促進

内閣府は特定非営利活動法人の認証・監督を行う所轄庁として、法の適切な執行を行うことが求められる。年々所轄法人が増加し、監督業務も複雑化する中、認証業務については、業務の効率化を図り、目標を達成することができた。事業報告書等の未提出法人への督促状送付については、業務の効率化を図り、目標設定時の遅れを短縮し、達成に向けての進展があった。

また、「官民パートナーシップ確立のための支援事業」の採択に当たっては、請負額の精査を行い、経費削減に努めた。

キ 消費者行政の推進

平成20年度においては、前年度と同等の予算で同等の成果を達成しており、また、広報資料の企画、調査研究等については、外部への請負を積極的に活用するとともに、複数の請負業者から見積もりを徴取し、最も廉価な業者に発注するなど経費削減に努めている。

ク 消費者契約法の施行

パンフレットについては簡易版、詳細版のデザイン作成を一括して委託したことにより昨年度と同程度の予算で効率的な作成が可能となった。意見交換ミーティングに関しては昨年の1.5倍程度の予算で2倍の開催ができたため効率的であったと考える。

(反映の方向性)

ア 国民生活に関する調査分析

平成21年9月目処で消費者庁が発足予定であり、国民生活局は消費者庁への移管が決定していることから「国民生活白書」としては平成20年版が最終版となるが、「消費者市民社会への展望」を副題とする本白書は五十有余年の国民生活白書の歴史の中で初めて「消費者」に焦点を当てた分析をしており、その中で消費者被害の経済的損失額の推計、集団的被害救済制度や消費者団体支援の世界的潮流とその重要性を示すなど、その分析等は消費者庁が今後とも経済的分析を行うことで、科学的知見に基づく消費者行政を推進する礎となるものである。

イ 省資源・省エネルギー型生活の推進

省資源・省エネルギー型施策の推進については、一定程度の効果がみられることから、業務内容の見直しや業務量の縮小・整理の上、他の施策と統合することとする。

#### ウ 公益通報者保護の推進

平成20年度の市区町村における通報・相談窓口の設置率は、前年度より増加したものの、40.1%にとどまっている。労働者向け調査では、公益通報者保護法を“よく知っている”又は“ある程度知っている”と回答した者の合計は28.6%となっており、前回調査（平成18年3月、22.6%）に比べると増えてはいるものの、十分浸透しているとは言い難い。また、同調査において、労務提供先の法令違反行為等を知った場合に“通報する”と回答した者の割合は、法の認知度が高いほど“通報する”者の割合が高く、また民間事業者向け調査でも、法及びガイドラインの認知度、制度の導入状況とも、従業員数の多い事業者ほど“知っている”あるいは“導入している”と回答した割合が高いことから、今後一層広範な制度の普及に向け、制度の周知徹底や理解の向上を図る必要があるため、引き続き従来の取組みを継続する。

#### エ 社会的責任の取組促進に関する施策の推進

円卓会議は、平成21年3月の第1回総会において、平成22年を目途として、最初の「安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略」を策定することとし、現在、総会の下に設置した総合戦略部会において、具体的な審議を行っているところである。そこで、引き続き、本施策を推進することで、協働戦略の策定を行い、政府だけでは解決できない社会的課題に対する各主体の自主的な行動を確保していくことが必要。

#### オ 個人情報保護に関する施策の推進

個人情報保護法は、全面施行後4年余りを経過したところであるが、法の誤解に基づく個人情報の取扱いに対する苦情・相談は依然として多くある。

本制度は、消費者庁に移管されることとなっており、消費者庁が設立された場合には、消費者庁において法の趣旨の正しい解釈の周知・徹底の対応、国際的な理解を深めるための取組等について検討が行われることになる。

#### カ 市民活動の促進

- ・ 特定非営利活動法人制度の信頼性の確保のため、特定非営利活動促進法に基づく業務を着実に行う。
- ・ 地方公共団体とNPOとが円滑に協働事業を進められる基盤づくりの必要性から、平成22年度においても「官民パートナーシップ確立のための支援事業」を引き続き実施する予定。

#### キ 消費者行政の推進

消費者トラブルが深刻化・多様化していることを踏まえ、国、地方を問わず、消費者行政担当部局間の連携を十分に図る必要がある。また、消費者の自立を支援するため、教材やパンフレットの作成を行っていく。消費者教育の基盤整備として、消費者教育ポータルサイトの構築をめざす。以上のことから、今後も各施策について引き続き実施し、消費者政策を着実に推進する。

また、消費者行政推進基本計画（平成20年6月27日閣議決定）に基づき、消費者を主役とする政府の舵取り役となる消費者庁の創設について検討を行い、平成21年5月に消費者庁関連3法が成立し、消費者庁の創設が決定した。

#### ク 消費者契約法の施行

消費者団体訴訟制度の普及・啓発活動については、今後も法改正が予想され、また適格消費者団体の数や、実績なども増えていくことから継続する。パンフレットに関しては国民にわかりやすいものを作成していき、随時新しい情報を掲載していく。意見交換ミーティングについては適格消費者団体がない地域を中心に行う予定である。

22年度概算要求に関しては広報資料作成・配布は頁数、配付先の見直しを行い削減の方向、意見交換ミーティングに関しては21年度と同額を要求予定である。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方
		19年度	20年度	
ア① 国民生活白書の作成に際して、テーマに即した適切なデータを収集し、分析できたか。 (各種調査を用いて適切に分析)	達成できた	—	国民生活選好度調査、世論調査、海外調査などを活用して適切に分析。	国民生活白書は、毎年、その時々での国民生活の背景にある重要課題をテーマとして取り上げ、将来の主要課題を先取りするよう問題提起や政策立案の材料提供を行っている。こうした観点から、平成20年版白書は、初めて「消費者」をキーワードとして、本格的に焦点を当て考察したが、テーマに即してデータを収集、分析することが国民生活政策の形成や議論に資する前提となることから目標とした。
ア② 同白書公表時における新聞等メディアへの掲載数を平成19年度並みとする。(10件以上)	目標以上の成果を達成できた	10件	62件	毎年、白書公表時に新聞等メディアで取り上げられていることから、20年版白書においても同程度を目標値とした。
ア③ 同白書に関するHPのアクセス数を平成19年度並みとする。(59,000件以上)	達成に向けての進展はなかった	59,000件	26,287件 (但し、20年版は公表からの期間が例年より浅い。)	毎年、白書公表後には、多くのユーザーからのアクセスがあることから、20年版白書においても同程度を目標値とした。
イ 「省資源・省エネルギー」HPトップページのアクセス件数(月平均) (800件以上)	目標以上の成果を達成できた	1,286件	1,357件	過去2年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
ウ① 公益通報者保護法説明会及び公益通報シンポジウムへの参加者数 (1,000人以上)	達成できた	2,203人	1,129人	過去の実績値及び開催計画を踏まえて目標値を設定した。
ウ② 公益通報・相談窓口を設置している市区町村の割合(40%以上)	達成できた	35.5%	40.1%	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
エ① 「社会的責任の取組促進に向けた円卓会議(仮称)」の開催に向けた意見交換会の開催(5回以上)	達成できた	—	5回	円卓会議の発足準備に際しては、実際に参加する主体間の十分な意見交換が不可欠であることから、当該目標を設定した。
エ② 「社会的責任の取組促進に向けた円卓会議(仮称)」の開催(5回以上)	達成に向けて進展があった	—	1回 (総会)	安全・安心で持続可能な社会を築くためには、広範な主体が協働して自ら解決に当たるための新たな“公”の枠組みが必要であることから、当該目標を設定した。
エ③ 社会的責任の取組促進に関するステークホルダーごとのネットワークの形成(4グループ以上)	達成できた	—	4グループ	広範な主体が協働して自ら解決に当たる枠組みとして円卓会議が機能するためには、各主体が自ら代表を選出し、審議結果を還元するためのネットワークの形成が不可欠であることから、当該目標を設定した。
オ① 個人情報保護施行状況に関する報告のとりまとめ、概要の公表、配布(1万部)	達成に向けて進展があった	公表、配布 (1万部)	公表、配布 (3,000部)	関係行政機関等において、法の着実な施行のために必要な情報が共有され、具体的な施策が適切に実施されることに有効であるため目標として設定した。
オ② 個人情報保護に関する説明会・講演会のアンケートにおいて、説明会等が「有益であった」又は「まあ有益であった」とする評価の割合(80%以上)	目標以上の成果を達成できた	88%	90%	事業者及び国民の個人情報保護の問題への意識・関心が高まると共に、制度に関する正しい理解が浸透することに有効であるため目標として設定した。
カ① 特定非営利活動促進法に基づく申請に対する認証・不認証の決定までの期間(4ヶ月以内)	達成できた	4ヶ月以内	4ヶ月以内	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項に基づく縦覧2ヶ月、第12条第2項に基づく認証又は不認証の決定期間2ヶ月以内の計4ヶ月以内と設定した。
カ② 事業報告書等未提出の特定非営利活動法人への督促状送付未提出法人(平成20年9月末現在)の全てに督促状送付(督促状送付前に提出した法人を除く)	達成に向けて進展があった	—	概ね送付を行った (92%)	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第21条第1項で義務付けられた事業報告書等を提出しない法人に対し督促状を送付することは、法人の適切な監督に資するとともに、特定非営利活動全体の信頼性確保につながることから設定した。

カー③ 特定非営利活動促進法に係るシンポジウム・研修会等についてのアンケートの肯定的な評価の割合(70%以上)	目標以上の成果を達成できた	—	93%	概ね施策の効果があつたとみなせる水準として設定した。
キー① 消費者政策会議(会長:内閣総理大臣、委員:全閣僚+公取委員長)の開催数(1回)	達成できた	1回	1回	消費者基本法において、消費者基本計画の実効性確保のために、消費者政策会議は、毎年、計画の進捗状況につき、検証・評価・監視を行うとされていることから、同会議を開催することにより、消費者基本計画の検証・評価・監視が行われることとなる。
キー② 消費者基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ(施策の進捗状況の確認)	達成できた	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	消費者基本法において、消費者基本計画の実効性確保のために、消費者政策会議は、毎年、計画の進捗状況につき、検証・評価・監視を行うとされていることから、同会議を開催することにより、消費者基本計画の検証・評価・監視が行われることとなる。
キー③ 消費者政策担当課長会議の開催数(6回)	達成に向けて進展があつた	5回	4回	消費者問題への迅速かつ的確な対応を図る観点から、消費者政策担当課長会議を開催しており、関係省庁との連携を図っている。
キー④ 都道府県等の地方自治体との連絡会議の開催数(7回)	目標以上の成果を達成できた	7回	8回	最近の国の消費者政策の動向等について情報提供を行うと共に、意見交換を実施できる。
キー⑤ 国際会議の出席数(4回)	目標以上の成果を達成できた	4回	6回	会合に定期的に出席することにより、他の加盟国との関係構築が図られ、情報交換・収集を行えるのみならず、我が国消費者政策について、国際的な理解が得られる。
キー⑥ 消費者月間の啓発に関するポスターの配布枚数(34,200枚)	達成に向けて進展があつた	34,100枚	33,900枚	国民に対し消費者問題に対する理解と自覚を促し、5月が「消費者月間」であることを周知徹底させる。
クー① 消費者契約法に関する広報資料の作成・配付(ポスター40,000部 パンフレット80,000部 リーフレット120,000部)	達成に向けて進展があつた	パンフレット34,100部、 リーフレットは作成せず	パンフレット176,700部、 ポスター、リーフレットは作成せず	前年度と同程度の水準を目標とした。
クー② 意見交換ミーティングの開催(全国8箇所)	達成に向けて進展があつた	3回	6回	開催地に偏りが生じないように、全国8ブロックで開催することを目標とした。
ケ リコール等に関する分野横断的指針の策定(指針の策定)	達成できた	—	20年度内に策定した	「『消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて』(国民生活審議会意見)に対するアクションプラン(工程表)」(平成20年7月25日消費者政策会議了承)を踏まえて設定した。

**政策評価の結果の政策への反映状況**

< 予算案 >

特定非営利活動促進法人数の増加が予想される中、必要な体制整備を図り、特定非営利活動促進法に基づく業務を着実に行うため、必要経費を計上。  
(平成22年度予算案:57百万円[21年度予算(補正後):53百万円])

**関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)**

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第165回国会所信表明演説	平成18年9月29日	NPOなど「公」の担い手を支援し、官と民との新たなパートナーシップを確立します。
第168回国会所信表明演説	平成19年10月1日	政治や行政のあり方のすべてを見直し、国民の皆様が日々、安全で安心して暮らせるよう、真に消費者や生活者の視点に立った行政に発想を転換し、悪徳商法の根絶に向けた制度の整備など、消費者保護のための行政機能の強化に取り組みます。
第169回国会施政方針演説	平成20年1月18日	< 第一 国民本位の行財政への転換 > 国民に新たな活力を与え、生活の質を高めるために、これまでの生産者・供給者の立場から作られた法律、制度、さらには行政や政治を、国民本位のものに改めなければなりません。国民の安全と福利のために置かれた役所や公の機関が、時としてむしろ国民の害となっている例が続発しております。私はこのような姿を本来の形に戻すことに全力を傾注したいと思います。



			<p>今年を「生活者や消費者が主役となる社会」へ向けたスタートの年と位置付け、あらゆる制度を見直していきます。現在進めている法律や制度の「国民目線の総点検」に加えて、食品表示の偽装問題への対応など、各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための、強い権限を持つ新組織を発足させます。併せて消費者行政担当大臣を常設します。新組織は、国民の意見や苦情の窓口となり、政策に直結させ、消費者を主役とする政府の舵取り役になるものです。すでに検討を開始しており、なるべく早期に具体像を固める予定です。</p>
	<p>第170回国会における麻生内閣総理大臣所信表明演説</p>	<p>平成20年9月29日</p>	<p>すべからく、消費者の立場に立ち、その利益を守る行政が必要なゆえんであります。既存の行政組織には、事業者を育てる仕組みがあり、そのため訓練された公務員がありました。全く逆の発想をし、消費者、生活者の味方をさせるためにつくるのが、消費者庁であります。国民が泣き寝入りしなくて済むよう、身近な相談窓口を一元化するとともに、何か商品に重大な事故が起きた場合、その販売を禁止する権限も持たせます。悪質業者は、市場から駆逐され、まじめな業者も救われます。</p> <p>行政の発想そのものをめぐる改革であればあるだけ、甲論乙駁はもつともであります。しかし、国民の不安と怒りを思えば、悠長な議論はしてはなりません。消費者庁創設に、ご賛同いただけるのか否か。民主党に問うものです。否とおっしゃるなら、成案を早く得るよう、話合いに応じていただけるのか。問いを投げかけるものであります。</p>

<p><b>施策名</b></p>	<p>食品の安全性の確保</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>ア 食品安全基本法に規定する基本的事項のフォローアップ          食品安全基本法第11条から第20条までに定める基本的な方針を具体化するために、必要な措置の実施に関する基本的事項（「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成16年1月16日閣議決定。）について、毎年度、実施状況のフォローアップを実施する。</p> <p>イ 食品健康影響評価技術研究の推進          科学を基本とするリスク評価の推進のため、あらかじめ研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、リスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等に資する研究として、大学や試験研究機関等に属する主任研究者に委託して実施する。</p> <p>ウ 食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進          国民の関心の高い事項等について、厚生労働省、農林水産省等と連携しつつ、関係者との間で情報の共有や意見の交換を行うとともに、ホームページ、メールマガジン、パンフレット、季刊誌等を通じた情報発信を行う。</p>
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>（総合的評価）</b>          基本的事項のフォローアップは、平成20年度においても実施することができた。また、食品健康影響評価技術研究の評価結果や意見交換会の参加者の「理解が増進した者」及び「意見交換会に満足した者」の割合は、目標以上の成果を達成することができた。一方、メールマガジンの登録者数については、目標にわずかに達しなかったが、登録者数自体は増加しており、達成に向けて進展があったといえる。</p> <p><b>（必要性）</b>          食品流通の国際化等の国民の食生活を取り巻く状況の変化、BSE等の食の安全を脅かす事件の発生、食の安全には「絶対」はなく、リスクの存在を前提に科学的な評価を行い、適切な管理をするという考え方（リスク分析）の一般化等の情勢の変化を踏まえ、平成15年に食品安全基本法（平成15年法律第48号）が制定され、新しい食品安全行政の枠組みが導入された。また、同年7月1日に、リスク管理機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価（リスク評価）を行う機関として、食品安全委員会が設置された。          食品安全基本法第6条において、「食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施すること」は国の責務であるとされており、同法第23条第1項各号の規定に基づき、食品安全委員会は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切にリスク管理を行い、食品安全を確保するための基礎となるリスク評価を実施すること、</li> <li>・ リスク評価手法の開発などリスク評価を実施するための科学的知見の充実に必要な研究を実施すること、</li> <li>・ 国民の意見を反映するとともに、公正性及び透明性を確保するための関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）を企画・実施すること</li> </ul> <p>等を行う必要がある。</p> <p><b>（有効性）</b></p> <p>ア 食品安全基本法に規定する基本的事項のフォローアップ          基本的事項の記載事項の実施状況を確認した結果、関係府省において食品の安全性の確保のための措置がとられていることが確認された。</p> <p>イ 食品健康影響評価技術研究の推進          平成20年度に実施することとされていた23課題のうち、研究期間が平成21年度以降に及ぶ16課題については中間評価の結果、すべての研究課題が平均評価点3以上とされ、平成21年度において研究を継続実施している。平成20年度に研究期間が終了した7課題については事後評価の結果、すべての研究課題が平均評価点3以上とされ、目標を上回る研究成果を得ており、今後、リスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等や新たな科学的知見として活用される予定であり、信頼性の高いリスク評価の実現やリスク評価の迅速化を図る上で有効であった。</p> <p>ウ 食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進          食品安全委員会では、リスクコミュニケーション専門調査会が取りまとめた「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」（平成20年8月食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会）に沿って、参加者の相互理解が円滑に進むように十分配慮を行うなど、きめ細かいリスクコミュニケーションを実施している。その結果、平成20年度は、達成目標のとおり、意見交換会の参加者の84.2%が評価書の内容に対して「理解が増進した」、73.7%が意見交換会の内容に「満足した」としており、これらの取組は、極めて有効である。メールマガジンの登録者数は、目標値にはわずかに及ばないものの、より多くの方への情報提供を行えている。</p> <p><b>（効率性）</b>          食品健康影響評価技術研究の推進については、研究受託者に対する実地指導を実施し、研究費の適切な執行を図っており、食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションのための意見交換会実施のための業者の選定に当たっては、一般競争入札を行うことにより効率性の確保に努めた。</p> <p><b>（反映の方向性）</b>          基本的事項のフォローアップについては、基本的事項の策定に関する事務が消費者庁に移管されることを踏まえ、効率的なフォローアップのあり方を検討する。          食品健康影響評価技術研究については、リスク評価の効率化に必要な研究を一層推進するため、研究の委託に係る予算の拡充を要求するとともに、応募者の範囲の拡大に努める。</p>

食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションについては、よりきめ細かいリスクコミュニケーションの実施のための予算の拡充を要求するとともに、メールマガジンの登録の更なる促進を図る。

また、食品安全委員会においては、平成20年7月に設立5周年という節目を迎えたことを機に、これまでの実績を総括し、委員会の業務の改善を図るための検討を行い、平成21年3月26日に開催された第279回食品安全委員会会合において、「食品安全委員会の改善に向けて」を取りまとめた。今後は、取りまとめられた改善方策を着実に実施するとともに、必要な予算要求等に反映する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方
		19年度	20年度	
ア 食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項のフォローアップ	達成できた	実施	実施	基本的事項の記載事項の実施状況を確認することにより、基本的事項のフォローアップを実施することを目標値として設定した。
イー① 実施要領に定める事後評価結果	目標以上の成果を達成できた	—	100%	個々の技術研究においては研究目標が達成できない場合があることを踏まえ、事後評価結果において、概ね目標を達成したと認められる評価点の研究課題が過半を超えていることを目標値として設定した。
イー② 実施要領に定める中間評価結果	目標以上の成果を達成できた	—	100%	個々の技術研究においては研究目標が達成できない場合があることを踏まえ、中間評価結果において、概ね目標を達成したと認められる評価点の研究課題が過半を超えていることを目標値として設定した。
ウー① 食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合	目標以上の成果を達成できた	53.4%	84.2%	過去に食品安全委員会が開催した意見交換会におけるアンケート調査において、説明内容について理解が深まったとする者の割合は平均で約40%であったことから、意見交換会において、リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動について分かりやすい情報の提供に努めることにより、「リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動についての理解が増進した者の割合」が50%以上となることを目標値として設定した。
ウー② 食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「意見交換会に満足した者」の割合	目標以上の成果を達成できた	—	73.7%	相互理解を深める新たな手法の導入や円滑な意見交換会の運営は、リスクコミュニケーションを推進する上で重要な要素である。このような取組により、「意見交換会に満足した者」の割合が50%以上となることを目標値として設定した。
ウー③ 年度末におけるメールマガジンの登録者数(対前年度末に対する増加率)	達成に向けて進展があった	36.60%	19.1%	リスクコミュニケーションの推進においては、リスク分析の考え方を理解した上で、食品の安全性について考えることができる関係者が増加することが重要であり、地方も含めた全体的な評価を行うに当たっては、メールマガジンの登録者数を測定指標とすることが有効と考えられるため、メールマガジンの登録者数の増加率が20%以上となることを目標値として設定した。

政策評価の結果の政策への反映状況

<予算案>  
 ・ 食品健康影響評価の的確な実施に資するため、新たな評価手法の開発や評価基準の策定等に関する研究を推進する競争的研究資金制度に必要な経費を増額して計上。  
 (平成22年度予算案：343百万円〔21年度予算(補正後)：323百万円])  
 ・ 国民の食品健康影響評価結果等に関する理解の促進を図るため、意見交換会の開催のほか、新たにインターネット動画による配信、意見交換会の会場等におけるパネル展示やDVDの上映等、多様な情報発信を推進。(平成22年度予算案：4百万円〔新規])  
 (平成22年度予算案：54百万円〔新規4百万円含む〕〔21年度予算(補正後)：100百万円])

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
—	—	—

<p><b>施策名</b></p>	<p>原子力利用の安全確保</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>原子力安全委員会は、「原子力基本法」及び「原子力委員会及び原子力安全委員会設置法」に基づき、原子力の研究、開発及び利用に関する事項のうち、安全の確保に関する事項について企画し、審議し、及び決定することを任務としている。</p> <p>具体的な政策としては、まず、原子力施設の設置許可等の際に、規制行政庁の審査結果について2次審査を行い、意見を述べる。また、設置許可後の建設・運転段階の規制についても定期的に報告を受けて規制調査を行い、監視・監査する。これらの活動の前提として、最新の科学的・技術的知見を獲得・蓄積し、必要に応じ指針・基準等として整理する。</p> <p>また、「原子力災害対策特別措置法」等に基づき、原子力安全委員会は原子力災害発生時において政府に技術的助言を行う役割があることから、災害発生時に迅速かつ効率的に対応できる体制を整える。</p> <p>さらに、情報公開及び社会とのコミュニケーションの推進により、外部の理解促進や外部の意見の把握に努め、透明性を確保する。</p>
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 原子力利用の安全確保に係る施策については、全体として目標値を達成することができたと評価する。</p> <p>(必要性) 原子力を利用するに際しては、安全の確保に万全を期すことが前提であることから、原子力の安全規制においては、規制行政庁が安全規制を行うことに加え、原子力安全委員会がそれを専門的・中立的な立場からチェックしている（これを「ダブルチェック」体制と称している）。</p> <p>原子力安全委員会の関与により、安全に関する判断をより公正・確実に行う、あるいは、科学的知見や国際的な制度の動向等を踏まえた安全規制の適切な見直しを促進することにより、安全規制の信頼性を維持・向上することが期待されている。</p> <p>(有効性) 外部委託調査や国際会議等を通じて最新の科学的知見の収集・整理を実施し、整理した最新知見を踏まえ、指針・基準等を策定している。また、策定した指針・基準等を踏まえ、2次審査や既設原子力施設の耐震安全性の確認（バックチェック）、規制調査を着実に実施し、規制行政庁に対し答申や見解の提示を行っている。さらに、防災訓練の実施、シンポジウム等の開催など、有効的に施策を実施している。</p> <p>(効率性) 2次審査において必要に応じ規制行政庁に対し検討の追加を要請する、バックチェックにおいてあらかじめ留意点を提示する等を通じ、効率的かつ厳正に審査・確認を行っている。また、規制調査の案件選定にあたっては、安全確保上の重要課題と考えられる点について対象案件としている。さらに、「規制調査の実施方針について」を改訂し、同方針に基づき規制調査を実施しているなど、効率的に施策を実施している。</p> <p>(反映の方向性) 政策課題は平成20年度から継続しているが、バックチェックを継続して実施するとともに、安全審査指針類への最新の知見の反映に係る検討に重点を置く。</p> <p>また、平成22年度概算要求において、第2期原子力安全研究計画に基づく原子力安全研究推進事業、最新知見を踏まえた安全情報の収集及び技術評価事業、合同庁舎4号館被災時における原子力災害等緊急事態対応能力確保に関する予算の要求を実施する。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p>

達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方
		19年度	20年度	
安全規制等に係る見解、専門部会等報告書及び指針類の策定・改訂の件数6件	目標以上の成果を達成できた	6件	10件	常に最新の科学的、技術的知見を獲得し、安全確保の基礎となる知見を蓄積することが必要であるため、当該年度で必要とされる見解、指針等を踏まえ、本目標を設定した。
原子炉の設置許可等に係る安全審査において、行政庁による審査結果について専門的・中立的な立場から2次審査の実施。また、新耐震指針に基づき、既設原子力施設の耐震安全性の確認	達成できた	—	実施	原子炉の設置許可等に係る安全審査や原子力施設の耐震安全性の確認については、行政庁の審査・確認結果を専門的・中立的観点から適切に確認することが必要であるため、本目標を設定した。なお、安全審査や耐震安全性の確認は、規制行政庁からの諮問や報告に基づいて実施する施策であるため、目標を「実施」としている。
規制調査の実施件数12件	目標以上の成果を達成できた	16件	14件	安全確保に万全を期すため、過去の調査実績から少なくとも12件以上の規制調査実施が必要と考えられるため、本目標を設定した。
原子力安全委員会における防災訓練の実施回数及び行政庁・地方公共団体が開催する訓練への参加回数20回	目標以上の成果を達成できた	参加	21回	過去の訓練回数から少なくとも20回程度の訓練実施が必要と考えられるため、本目標を設定した。
シンポジウム等の開催回数3回、参加者の理解度60%以上	目標以上の成果を達成できた	実施	5回、平均79% (89%、91%、77%、52%、85%)	国民とのコミュニケーションを図り、理解度を向上させることが重要であるため、本目標を設定した。

政策評価の結果 の政策への反映 状況	<予算案> 原子力安全規制の科学的合理性を一層向上するための安全研究の実施のための経費を新規に計上。(平成22年度予算案：111百万円〔新規〕)
	<機構・定員要求> 原子力の重点安全研究計画の推進、原子力施設の耐震安全性に関する最新知見の収集・反映業務のため、2名を増員。(定員要求：課長補佐クラス2名)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
		第168回国会所信表明演説	平成19年9月10日
	地球温暖化対策に関する内閣総理大臣演説	平成19年5月24日	原子力の信頼性と安全性を高めるとともに、高温ガス炉、小型炉など先進的な原子力発電技術を開発し、安全で平和的な利用を拡大していきます。

<b>施策名</b>	公益法人制度改革等の推進																																													
<b>施策の概要</b>	公益法人制度改革を着実に推進するとともに、新制度への移行を円滑に行うため、関係行政機関との連携、迅速・丁寧な広報の実施、公益認定等総合情報システム（P I C T I S）の管理・運営、公益社団・財団法人等の監督等といった措置を通じ、改革の目標たる「民による公益の増進」の実現を目指す。																																													
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>（総合的評価）</b>          新制度への円滑な移行及び関係行政部局との連携、迅速・丁寧な広報の実施、特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整の適切な実施については、概ね目標を達成することができた。P I C T I Sの管理・運営については、満足度アンケートを指標とした所期の目標値には達していないものの、申請件数に占める電子申請の割合に鑑みれば、申請者等利用者の利便性の向上・行政の効率化の確保という所期の目標の達成に向けて進展があったと言える。          以上のことから、平成20年度においては、公益法人制度改革等の施策を着実に推進してきた結果、「民による公益の増進」の実現という政策目標の達成に向け、着実な進展があったと言える。</p> <p><b>（必要性）</b>          公益法人制度改革は、主務官庁制に対する批判・指摘、民間非営利部門の活動の健全な発展の促進の必要性に対応するために実施され、「民による公益の増進」の実現を目標とするものである。そのためには、公益法人制度改革の推進に係る措置を着実に推進し、新制度への円滑な移行を確保するとともに、公益社団・財団法人等の監督を適時・適切に行う必要がある。</p> <p><b>（有効性）</b>          各府省・都道府県との連携、相談窓口等を通じた相談対応、パンフレット・申請の手引き等を通じた広報の実施、電子申請の基盤となるP I C T I Sの管理・運営は、申請に向けて準備している法人関係者の利便に資するとともに、広く国民全般に向けて新制度の内容や申請手続の普及・啓発に寄与するものであり、制度改革の推進及び新制度への円滑な移行を図る上で有効であったと言える。</p> <p><b>（効率性）</b>          説明会等を通じた各府省・都道府県との連携、相談窓口等を通じた相談対応は、法人関係者への新制度の内容や申請手続の周知において効果的であったと言える。特にP I C T I Sの管理・運営は、ホームページを通じた迅速・丁寧な情報周知、申請者の負担の軽減、行政事務の効率化に寄与するものであり、制度改革の推進及び新制度への円滑な移行を図る上で効果的であったと言える。</p> <p><b>（反映の方向性）</b>          次年度以降は申請案件の大幅な増加が見込まれることから、関係行政機関との連携、迅速・丁寧な広報、電子申請の利用の確保及びそのためのP I C T I Sの管理・運営等の取組を引き続き実施し、公益認定等の事務を円滑に処理する必要がある。          また、公益社団・財団法人等の監督も本格化し、審査事務と監督事務の輻輳が懸念されるため、審査及び監督にかかる体制の充実・強化を図っていく必要がある。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="347 1323 1513 2159"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標 (平成20年度)</th> <th rowspan="2">達成状況</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">達成目標の 設定の考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各府省、都道府県における相談窓口の設置及び法人等からの相談への適切な対応</td> <td>達成できた</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>新制度への円滑な移行のためには、法人からの相談体制の確立が必要であることを踏まえ設定した。</td> </tr> <tr> <td>全府省・都道府県における所管法人向けの説明会の開催(100%)</td> <td>達成できた</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>新制度への円滑な移行のためには、移行期間は、所管官庁(各府省・都道府県)から法人に対する情報提供を重点的に実施する必要があることを踏まえ設定した。</td> </tr> <tr> <td>公益認定等の事務の円滑な実施</td> <td>達成できた</td> <td>—</td> <td>円滑に実施</td> <td>新制度への移行が円滑に行われることは、改革の目的である「民による公益の増進」の実現に向けての重要な目標であることを踏まえ設定した。</td> </tr> <tr> <td>申請の手引き、パンフレットの公益法人所管行政部局担当者、所管法人への配布又は周知の比率(100%)</td> <td>達成できた</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>新制度への円滑な移行のためには、改革の趣旨を法人関係者及び関係行政機関すべてに周知することが重要であることを踏まえ設定した。</td> </tr> <tr> <td>HPに記載すべき広報関係情報がある場合の速やかなHPへの情報の追加・更新</td> <td>達成できた</td> <td>—</td> <td>速やかに実施</td> <td>国民に開かれた、透明性の高い行政運営を行っていく観点からは、速やかな情報提供を行う必要があることを踏まえ設定した。</td> </tr> <tr> <td>HP上等における利用者等を対象としたアンケートでの肯定的な評価の割合(70%)</td> <td>達成に向けて進展があった</td> <td>—</td> <td>16%</td> <td>申請者等利用者の利便性の向上の観点からは、システムへのアクセスを維持・向上する必要があることを踏まえ設定した。</td> </tr> <tr> <td>公益社団・財団法人等の監督の適時・適切な実施</td> <td>— (未開始)</td> <td>—</td> <td>— (未開始)</td> <td>公益社団・財団法人等への監督が適時・適切に実施されることは、改革の目的である「民による公益の増進」の実現に向けての重要な目標であることを踏まえ設定した。</td> </tr> </tbody> </table>				達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方	19年度	20年度	各府省、都道府県における相談窓口の設置及び法人等からの相談への適切な対応	達成できた	—	100%	新制度への円滑な移行のためには、法人からの相談体制の確立が必要であることを踏まえ設定した。	全府省・都道府県における所管法人向けの説明会の開催(100%)	達成できた	—	100%	新制度への円滑な移行のためには、移行期間は、所管官庁(各府省・都道府県)から法人に対する情報提供を重点的に実施する必要があることを踏まえ設定した。	公益認定等の事務の円滑な実施	達成できた	—	円滑に実施	新制度への移行が円滑に行われることは、改革の目的である「民による公益の増進」の実現に向けての重要な目標であることを踏まえ設定した。	申請の手引き、パンフレットの公益法人所管行政部局担当者、所管法人への配布又は周知の比率(100%)	達成できた	—	100%	新制度への円滑な移行のためには、改革の趣旨を法人関係者及び関係行政機関すべてに周知することが重要であることを踏まえ設定した。	HPに記載すべき広報関係情報がある場合の速やかなHPへの情報の追加・更新	達成できた	—	速やかに実施	国民に開かれた、透明性の高い行政運営を行っていく観点からは、速やかな情報提供を行う必要があることを踏まえ設定した。	HP上等における利用者等を対象としたアンケートでの肯定的な評価の割合(70%)	達成に向けて進展があった	—	16%	申請者等利用者の利便性の向上の観点からは、システムへのアクセスを維持・向上する必要があることを踏まえ設定した。	公益社団・財団法人等の監督の適時・適切な実施	— (未開始)	—	— (未開始)	公益社団・財団法人等への監督が適時・適切に実施されることは、改革の目的である「民による公益の増進」の実現に向けての重要な目標であることを踏まえ設定した。
達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方																																										
		19年度	20年度																																											
各府省、都道府県における相談窓口の設置及び法人等からの相談への適切な対応	達成できた	—	100%	新制度への円滑な移行のためには、法人からの相談体制の確立が必要であることを踏まえ設定した。																																										
全府省・都道府県における所管法人向けの説明会の開催(100%)	達成できた	—	100%	新制度への円滑な移行のためには、移行期間は、所管官庁(各府省・都道府県)から法人に対する情報提供を重点的に実施する必要があることを踏まえ設定した。																																										
公益認定等の事務の円滑な実施	達成できた	—	円滑に実施	新制度への移行が円滑に行われることは、改革の目的である「民による公益の増進」の実現に向けての重要な目標であることを踏まえ設定した。																																										
申請の手引き、パンフレットの公益法人所管行政部局担当者、所管法人への配布又は周知の比率(100%)	達成できた	—	100%	新制度への円滑な移行のためには、改革の趣旨を法人関係者及び関係行政機関すべてに周知することが重要であることを踏まえ設定した。																																										
HPに記載すべき広報関係情報がある場合の速やかなHPへの情報の追加・更新	達成できた	—	速やかに実施	国民に開かれた、透明性の高い行政運営を行っていく観点からは、速やかな情報提供を行う必要があることを踏まえ設定した。																																										
HP上等における利用者等を対象としたアンケートでの肯定的な評価の割合(70%)	達成に向けて進展があった	—	16%	申請者等利用者の利便性の向上の観点からは、システムへのアクセスを維持・向上する必要があることを踏まえ設定した。																																										
公益社団・財団法人等の監督の適時・適切な実施	— (未開始)	—	— (未開始)	公益社団・財団法人等への監督が適時・適切に実施されることは、改革の目的である「民による公益の増進」の実現に向けての重要な目標であることを踏まえ設定した。																																										



	特例民法法人の現状を把握するための各種の調査等の実施	達成できた	—	実施	新制度への円滑な移行のためには、特例民法法人の実態の把握を通じ所管官庁による指導監督が適切になされる必要があることを踏まえ設定した。
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>&lt;機構・定員要求&gt;  申請件数の大幅な増加に適切に対応するため、常勤委員を法律上の上限である4名にするため、非常勤委員の1名を常勤化。  (定員要求：公益認定等委員会委員の常勤化(常勤委員の1名増))</p>				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)		
	第162回国会施政方針演説	平成18年1月20日	公益法人制度については、明治以来100年ぶりに抜本的な見直しを行い、役所の許可を廃止し登記による設立に改めることなどを内容とする法案を国会に提出します。		
	行政改革の重要方針(閣議決定)	平成17年12月24日	公益法人制度の改革については、16年行革方針において具体化された「公益法人制度改革の基本的枠組み」に基づき、制度上の枠組みを設計し、法案を平成18年通常国会に提出する。 また、その具体的内容を踏まえ、新制度施行までの間に、対応する税制上の措置を講ずる。		

<p><b>施策名</b></p>	<p>経済社会総合研究の推進</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>経済社会総合研究所は、内閣府のシンクタンクとして理論と政策の橋渡し役を担うこととされている。具体的には、内閣府設置法第4条第3項第5号、6号、56号に基づき、①経済理論を用いた計量モデル等の分析ツールの開発や、政策効果分析、景気指標等の政策判断材料の内部部局等への提供、②国民経済計算の作成及び体系の整備・改善、③内閣府及び他省庁の職員を対象とした経済理論等を用いた研修を行っている。</p>
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b>  研究成果や景気指標に関するアクセス件数、フォーラム・研修等の満足度については、おおむね目標値を達成しており、当研究所の活動についての高い関心、一定の評価が得られていると考えられる。また、国民経済計算の推計手法解説書の英語版の作成等、目標達成に至らなかった施策についても、定められた目標値を確実に達成できるよう、今後もより一層の質の向上を図りつつ、業務の効率化にも努めていく。</p> <p><b>(必要性)</b>  経済社会総合研究所は、中央省庁再編の一環として従来の経済企画庁経済研究所の機能、規模を拡充して、平成13年1月に発足した内閣府の施設等機関である。  経済社会総合研究所は、内閣や内閣総理大臣を助ける「知恵の場」たる内閣府の内部部局と連携して機能し、さらにその「知恵の場」を助ける「知恵の場」、いわば内閣府のシンクタンクとして理論と政策の橋渡し役を担うこととされている。</p> <p><b>(有効性)</b>  研究成果や景気指標に関するアクセス件数、フォーラム・研修等の満足度については、おおむね目標値を達成しており、当研究所の活動についての高い関心、一定の評価が得られていると考えられる。また、我が国の重要な基幹統計であり、一国の経済状態を可視化することができる国民経済計算を作成することで、的確な経済分析や経済財政政策の判断材料となるとともに、国際比較が可能となり、我が国経済の国際的な位置付けを見ることが出来る。</p> <p><b>(効率性)</b>  研究活動の推進に当たっては、研究企画会議等において研究の必要性等について厳しくチェックを行っている。また、調査研究や国際フォーラム等の運營業務の委託を行う際には、業者の選考にあたって質の維持・向上を図りながら、コストの抑制・削減を図っている。</p> <p><b>(反映の方向性)</b>  経済社会総合研究所は、内閣府のシンクタンクとして理論と政策の橋渡し役を担うこととされている。このため、内部部局とより一層の連携を図りつつ、経済理論を用いた計量モデル等の分析ツールの開発や、政策効果分析、景気指標等の政策判断材料の提供を通じ、政策の企画・推進に貢献していく。  国民経済計算については、引き続き統計の精度向上に向けた取り組みを行うとともに、「08SNA」への円滑な移行作業に取り組むための検討体制の整備や、平成21年3月13日に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」にある国民経済計算の諸課題等について着実に対応していく。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p>

達成目標 (平成 20 年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方
		19 年度	20 年度	
E S R I Discussion Paper 等の研究成果に関するHP へのアクセス件数 (前年度並み)	目標以上の成果を達成できた	2,478,675件	2,733,584件	行政機関や国民が公表資料を見ることによって、経済社会状況や関連する研究の動向に対する理解が深まると考えられるため。
景気指標に関するHPへのアクセス件数 (前年度並み)	目標以上の成果を達成できた	619,606件	1,016,901件	行政機関や国民が公表資料を見ることによって、経済社会状況や関連する研究の動向に対する理解が深まると考えられるため。
E S R I - 経済政策フォーラムについての、参加者の肯定的評価の割合 (総じて 2/3 以上)	達成できた	—	80.7%	行政機関や国民が公開フォーラム等に参加することによって、経済社会状況や関連する研究の動向に対する理解が深まると考えられるため。
I M F が定めた国際的な公表基準に基づく公表スケジュールの遵守 (100%)	達成に向けて一部進展があった	50%	50%	I M F 統計局の「特別データ公表基準」では、速報発表については 1 四半期前までに、確報発表については 1 週間前までに公表日程を事前に公表すること、とされており、当該基準を達成目標とした。
推計手法解説書の英語版の作成 (実施)	達成に向けての進展はなかった	—	未実施	平成 19 年度に、我が国国民経済計算の作成方法を概説した「推計手法解説書」をリニューアルし、公表したところである。今後、国際的に我が国国民経済計算の作成方法を認知されるよう、当該解説書の英語版の作成を達成目標とした。
国民経済計算の国際的な作成基準の改定 (93 S N A Rev 1) への対応 (日本語訳の作成)	達成に向けて進展があった	—	日本語仮訳を作成	2008 年 2 月に国連において、「93 S N A」の改定版として「08 S N A」の前編部分が採択され、その後、2009 年 2 月に「08 S N A」の後編が採択された。今後、我が国国民経済計算において「08 S N A」の導入に向けた検討を行うための資料として、「08 S N A」の日本語訳の作成を達成目標とした。
計量経済分析及び経済理論等の研修に対する研修員アンケートの満足度 (80% 以上)	目標以上の成果を達成できた	—	84.20%	計量経済分析及び経済理論等の研修に対する研修員アンケートにより研修講義の内容、理解度等を把握し、より良い経済研修を実施するため。
業務システム最適化計画に基づいた作業の推進状況 (業務システム最適化に沿った作業の実施)	達成に向けて一部進展があった	—	実施	「経済財政政策関係業務等に必要システムに係わる業務・システム最適化計画」に示されている工程表に基づく事業の実施を目標とした。

政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>&lt;予算案&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済社会の広範な政策課題に的確に対応するための、経済活動及び社会活動についての経済理論等を用いた研究の推進に必要な経費、及び政府、民間の意思決定に資する景気統計を提供していくために必要な経費を計上。 (平成 22 年度予算案：594 百万円 [21 年度予算 (補正後)：602 百万円])</li> <li>国連が勧告した国民経済計算の国際基準(93 S N A)に基づき、G D P 等の年次推計、四半期別速報(Q E)などの統計作成・公表を行うために必要な経費を計上。 (平成 22 年度予算案：256 百万円 [21 年度予算 (補正後)：273 百万円])</li> <li>経済社会活動についての経済理論等の研修実施及び政策研究を行う人材育成のための経済研修所運営に必要な経費を計上。 (平成 22 年度予算案：19 百万円 [21 年度予算 (補正後) 19 百万円])</li> <li>経済財政政策関係業務システムの最適化について、最適化計画に基づき作業を進めるために必要な経費を計上。 (平成 22 年度予算案：141 百万円 [21 年度予算 (補正後)：353 百万円])</li> </ul> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>景気の急減速など経済の脆弱性の的確な把握と評価を実施するため、1 名を増員。 (定員要求：研究専門官 1 名)</li> <li>基本計画の実施に伴う国民経済計算の整備を行うため、2 名を増員。 (定員要求：研究専門官 2 名)</li> </ul>		
	関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日

<p><b>施策名</b></p>	<p>迎賓施設の適切な運営</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>① 迎賓施設の適切な運用        国公賓等の接遇は、「迎賓館の運営大綱について」（昭和49年7月9日閣議了解）に基づき、国公賓・公賓・公式実務賓客をはじめ、国会及び最高裁の賓客の接遇を行うこととなっている。        京都迎賓館については、国公賓等の接遇のほか国の機関、地方公共団体等が催す招宴その他の接遇等について「京都迎賓館の使用について」（平成17年3月16日内閣総理大臣決定）に基づき、使用に供している。</p> <p>② 迎賓施設の管理・運営の効率化        施設の整備・維持管理については、賓客が満足できる安全・快適な施設の提供など、円滑な接遇を行うための迎賓施設の管理・運営を確実に実施するとともに、効率的な維持管理に努め、予算の適切な執行管理を行いつつ、必要な施設整備を実施している。</p> <p>③ 一般参観の適切な実施        迎賓館では、迎賓施設の役割、接遇についての国民の理解を深めることを目的に、毎年、国公賓等の接遇に支障のない時期に一般参観を実施している。</p>
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>（総合的評価）</b>        京都迎賓館における接遇については、達成目標を上回る接遇(15回)を円滑かつ安全に実施するとともに、賓客からは接遇に関する感謝の意が表されており、高い評価をいただいているものと考えられ、賓客に満足してもらい我が国の外交に資する有効な施策の実施を行うことができた。また、一般参観においても87%以上の方に満足いただける結果となっており、接遇に対する国民の理解を深めることができたと考えている。（赤坂迎賓館は改修工事のため、接遇・一般参観を実施していない。）</p> <p><b>（必要性）</b>        迎賓館は、閣議決定等に基づき、外国の国王、大統領及び首相などの国公賓・公賓等の賓客に係る公式行事、宿泊等に関する接遇を行う施設であり、歓迎行事、天皇皇后両陛下のご訪問、内閣総理大臣との首脳会談などを一体的に取り扱う我が国唯一の施設として、政府のみならず衆参両議院及び最高裁判所の賓客についても同様な接遇を行うなど三権全てにおいて、外交儀礼上重要な役割を果たしている。これらの役割を果たすため、外交儀礼上必要な品格の保持、快適な空間の提供及び安全の確保等適切な管理・運営を行って行く必要がある。        また、一般国民に対する参観を実施し、迎賓施設の役割等について国民の理解を得る必要もある。</p> <p><b>（有効性）</b>        接遇については、目標を上回る接遇を円滑かつ安全に実施するとともに、賓客からは感謝の意が表されており、高い評価をいただいているものと考えられ、我が国の外交に資する有効な施策の実施を行うことができた。</p> <p><b>（効率性）</b>        迎賓館事務連絡会議を開催し、関係省庁との連携を図るとともに、接遇に当たっては主催機関と綿密な打ち合わせを行うほか、賓客国先遣隊等の視察を行うなど、効率的な実施に努めている。また、管理・運営の効率化については、過去の実績に基づく積算の見直しを行い、その必要性、効率性の検証を行うとともに、予算の適正な執行管理を行いつつながら必要な施設整備を実施している。</p> <p><b>（反映の方向性）</b>        迎賓施設の利活用については、引き続き促進に努めるとともに、効率的な施設の維持管理に努め、予算の適切な執行管理を行いつつ、必要な施設整備を実施する。また、シルバーボランティア説明員の導入等一般参観の充実にも努めるとともに、施設の一般公開の拡大についての御指摘もことから、セキュリティーの確保や館内保全等の問題についての検証を行いつつながら、引き続き検討することとし、当面、迎賓館赤坂離宮前庭を公開することを考えている。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p>

	達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方
			19年度	20年度	
	迎賓施設の積極的な活用を図り、賓客の接遇を円滑に行うため、関係機関による迎賓館事務連絡会議を開催(毎月開催)	達成できた	—	年11回	迎賓施設の適切な運営に不可欠な関係機関の連携のための事務連絡会議の開催を設定
	利用(接遇)実績(年10回)	目標以上の成果を達成できた	—	年15回	迎賓施設の利活用状況を明らかにするため設定
	賓客の安全対策に対応する適正な警備と秩序(確実な実施)	達成できた	—	確実に実施	迎賓施設の運営に不可欠な安全の確保を設定
	接遇に関する事業者等からの意見聴取を行い施設の管理方法等に対する評価(ヒアリングの実施)	達成できた	—	1回	施設整備の検診に不可欠な事業者等専門家からの意見聴取による必要性の検証等効率化に努める。
	迎賓施設の維持管理(臨時的なものを除く)方法等の見直した場合のコスト(施設の保守管理、庭園管理等)を参考に評価(前年度契約実績との比較)	達成にむけて一部進展があった	—	対前年度3百万円減	施設の維持管理方法の見直しによるコスト比較を行い効率化に努める。
	一般参観者数(10,000人)	達成できた	—	10,000人	迎賓施設の役割等について理解を深めるための一般国民対象者数を検証
	参観者へのアンケート実施による評価(「満足した」、「ある程度満足した」とする評価の合計割合(80%以上))	達成できた	—	87%以上	一般参観実施方法の工夫に資するとともに、迎賓施設の役割等への理解度を検証
<b>政策評価の結果 の政策への反映 状況</b>	<p>&lt;予算案&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価結果を踏まえ、引き続き迎賓施設の管理・運営の効率化に努めるべく、予算の執行状況に鑑みて単価及び維持管理方法の見直し等を行い、一部接遇関連経費及び光熱水費の減額(△17百万円)を行った上で、必要な迎賓施設の管理・運営経費を計上。 (平成22年度予算案:873百万円[21年度予算(補正後):829百万円])</li> <li>評価結果を踏まえ、一般参観の内容の充実及び迎賓施設の役割についての理解の深化を図るため、シルバーボランティア説明員導入経費及び前庭一般公開に必要な経費を増額して計上。 (平成22年度予算案:28百万円[21年度予算(補正後):25百万円])</li> </ul>				
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項(抜粋)</b>		
	—	—	—		

<b>施策名</b>	北方領土問題の解決の促進																								
<b>施策の概要</b>	北方領土問題に関する広報・啓発活動を展開するほか、北方領土返還を求める各種大会に後援名義を付与する。また、北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題解決のための環境整備を目的として実施される北方四島との交流（訪問事業）の実施に当たり、必要な事務手続を行う。さらに、北方地域旧漁業権者等を対象とした貸付事業等の援護措置を実施する。																								
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>（総合的評価）</b>          北方領土返還を求める各種の大会が全国各地で開催されたほか、北方四島との交流事業を通じて日本国民と現に北方地域に居住するロシア人との相互理解の増進が図られた。また、北方地域旧漁業権者等への貸付事業を通じて、北方地域旧漁業権者等が営む漁業その他の事業の経営とその生活の安定が図られた。このような取組は、北方領土問題の解決の促進に貢献したと考えられる。</p> <p><b>（必要性）</b>          ロシアの不法占拠下にある北方四島の返還を一日も早く実現することは国家の存立に関わる課題であり、当然国が政策をもって関わるべき分野であるといえる。          また、北方四島の早期返還のためには、外交交渉を支える一致した国民世論の高揚とその持続、日露間における相互理解の増進が不可欠であり、それらを政府として支援する当該政策は今後とも優先的かつ積極的に取り組むことが必要な政策の一つである。</p> <p><b>（有効性）</b>          平成20年度においては、全国各地で目標を上回る回数的大会が行われ、外交交渉の後押しとなった。          また、北方四島との交流事業（訪問事業）においては、北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題解決のための環境整備に貢献する取組が行われた。          北方地域旧漁業権者等への貸付については、北方地域旧漁業権者等に対し、事業又はその生活に必要な資金が貸し付けられた。</p> <p><b>（効率性）</b>          北方地域旧漁業権者等に対する貸付事業は独立行政法人北方領土問題対策協会で行っているところ、同法人においては、事務所の移転等、経費の削減のための取組みが行われた。</p> <p><b>（反映の方向性）</b>          北方四島の帰属の問題を解決して日露平和条約を締結し、両国間に真の相互理解に基づく安定した関係を確立することが、我が国の一貫した基本方針である。この基本方針の下、外交交渉を後押しするため、国民一人一人の関心と理解をさらに深め、関係団体と連携しながら返還要求運動の一層の発展を図る。特に次代を担う若い世代に向けた施策の充実を図る。また、四島交流事業（訪問事業）や、北方地域旧漁業権者等に対する貸付事業等の援護措置について、関係機関と協力しつつ、今後の在り方に関する検討を行う。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="347 1256 1509 1563"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標 (平成20年度)</th> <th rowspan="2">達成状況</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">達成目標の 設定の考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国各地で開催される北方領土返還の各種大会の実績 (県民大会等30回)</td> <td>目標以上の成果を達成できた</td> <td>45回</td> <td>46回</td> <td>昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。</td> </tr> <tr> <td>北方四島との交流（訪問事業）の実績（13回）</td> <td>目標以上の成果を達成できた</td> <td>17回</td> <td>14回</td> <td>昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。</td> </tr> <tr> <td>北方地域旧漁業権者等への貸付実績（5億円）</td> <td>目標以上の成果を達成できた</td> <td>6億219万円</td> <td>6億1,919万円</td> <td>昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方	19年度	20年度	全国各地で開催される北方領土返還の各種大会の実績 (県民大会等30回)	目標以上の成果を達成できた	45回	46回	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。	北方四島との交流（訪問事業）の実績（13回）	目標以上の成果を達成できた	17回	14回	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。	北方地域旧漁業権者等への貸付実績（5億円）	目標以上の成果を達成できた	6億219万円	6億1,919万円	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値				達成目標の 設定の考え方																			
		19年度	20年度																						
全国各地で開催される北方領土返還の各種大会の実績 (県民大会等30回)	目標以上の成果を達成できた	45回	46回	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。																					
北方四島との交流（訪問事業）の実績（13回）	目標以上の成果を達成できた	17回	14回	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。																					
北方地域旧漁業権者等への貸付実績（5億円）	目標以上の成果を達成できた	6億219万円	6億1,919万円	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。																					
<b>政策評価の結果の政策への反映状況</b>	<p>&lt; 予算案 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北方地域総合実態調査経費（庁費）を減額して計上。（平成22年度予算案：3百万円〔21年度予算：5百万円〕）</li> <li>北方領土隣接地域への修学旅行等を通じた北方領土教育の充実経費を新規に計上。（平成22年度予算案：10百万円〔新規〕）</li> </ul>																								
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項（抜粋）</b>																						
	第171回国会施政方針演説	平成21年1月28日	ロシアとは、アジア太平洋地域における重要なパートナーとしての関係を構築するため、領土問題の最終的解決に向けた交渉を進めるとともに、幅広い分野での関係を進展させます。																						
	第169回国会施政方針演説	平成20年1月18日	ロシアとは、関係を高い次元に引き上げるべく領土交渉を促進するとともに、幅広い分野での交流を進めます。																						



<p><b>施策名</b></p>	<p>国際平和協力業務等の推進</p>														
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>平成4年6月、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協法力」という。）が制定され、国連平和維持活動への協力、人道的な国際救援活動への協力及び国際的な選挙監視活動への協力のほか物資協力の制度が定められている。</p> <p>平成20年度においては、ゴラン高原国際平和協力業務、ネパール国際平和協力業務とともに、新たにスーダン国際平和協力業務を実施した。また、ネパール選挙監視国際平和協力業務とともに、スーダン被災民、パレスチナ被災民への物資協力業務を実施した。</p> <p>また、国際平和協力研究員による研究活動等を実施した。</p>														
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>（総合的評価）</b>          ゴラン高原、ネパール、スーダンにおける国際平和協力業務、ネパール選挙監視国際平和協力業務、スーダン被災民及びパレスチナ被災民への物資協力については、国連、現地政府等から高い評価を得ており、目標を達成することができた。</p> <p>また、国際平和協力研究員もその研究活動等を通じて事務局の業務に貢献している。</p> <p><b>（必要性）</b>          国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動等に対し適切かつ迅速な協力を行う必要がある。</p> <p><b>（有効性）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際平和協力業務              国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）に司令部要員及び輸送隊を派遣し司令部における企画調整、物資の輸送・保管等の業務を実施、国連ネパール政治ミッション（UNMIN）に軍事監視要員を派遣し武器及び兵士の管理の監視業務を実施、国連スーダンミッション（UNMIS）に司令部要員を派遣し司令部における調整業務を実施した。</li> <p>また、ネパールの制憲議会選挙に選挙監視要員を派遣し、選挙の各プロセスの監視活動等を実施した。</p> <p>これらの活動に対して、国連関係者や現地政府関係者から高い評価と謝意が示された。</p> <li>○ 物資協力              国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）からの要請を受けスーダン南部地域で被災民救援のために浄水器を無償で譲渡し、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）からの要請を受けガザ地区のパレスチナ被災民のために毛布等を無償で譲渡した。</li> <p>これらの活動に対して、国連関係者や現地政府関係者から高い評価と謝意が示された。</p> <li>○ 研究員制度              研究員については、研究活動等を通じて事務局の業務に貢献しており、また、任期を終了した研究員は、国際平和協力分野で幅広く活動している。</li> </ul> <p><b>（効率性）</b>          国連からの要員派遣の要請に迅速かつ効率的に対応できるよう、国際平和協力隊派遣経費を計上した。</p> <p><b>（反映の方向性）</b>          我が国の国際平和協力業務等は、国連、現地政府等から高い評価を得ている。その一方で、より積極的に要員の派遣を行うべきとの指摘もある。我が国としては、国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与するため、現在、国際平和協法力に基づき可能な限り要員の派遣を行うとともに、新規の派遣の可能性についても検討を行っている。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="347 1518 1509 1646"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標 (平成20年度)</th> <th rowspan="2">達成状況</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">達成目標の 設定の考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際平和協力業務等の推進 (肯定評価)</td> <td>達成できた</td> <td>肯定評価</td> <td>肯定評価</td> <td>政策の性質上、数値化した定評評価になじまないため、測定指標を肯定評価とした。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方	19年度	20年度	国際平和協力業務等の推進 (肯定評価)	達成できた	肯定評価	肯定評価	政策の性質上、数値化した定評評価になじまないため、測定指標を肯定評価とした。
達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値				達成目標の 設定の考え方									
		19年度	20年度												
国際平和協力業務等の推進 (肯定評価)	達成できた	肯定評価	肯定評価	政策の性質上、数値化した定評評価になじまないため、測定指標を肯定評価とした。											
<p><b>政策評価の結果の政策への反映状況</b></p>	<p>&lt;予算案&gt;          現在、ゴラン高原、ネパール、スーダンに加えて、平成22年2月から新たにハイチにおいて国際平和協力業務を実施中。また、平成21年5月にはスリランカ被災民への物資協力を実施した。今後とも国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与する。          （平成22年度予算案：475百万円〔21年度予算（補正後）：559百万円〕）</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt;          物資協力の実施体制の強化を図るために、必要な定員を要求する。          （定員要求：係長クラス1名）</p>														
<p><b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</b></p>	<p><b>施政方針演説等</b></p> <p>第171回国会施政方針演説</p>	<p><b>年月日</b></p> <p>平成21年1月27日</p>	<p><b>記載事項（抜粋）</b></p> <p>国際的な平和協力活動などに積極的に取り組んでまいります。</p>												

<b>施策名</b>	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡
<b>施策の概要</b>	<p>日本学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発展を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映、浸透させることを目的として設置された特別の機関であり、日本学術会議法において、その職務として、「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること」及び「科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること」が定められている。</p> <p>日本学術会議においては、その設置目的の実現のため、具体的には、①政府・社会等に対する提言等、②各国アカデミーとの交流等の国際的な活動、③科学の役割についての普及・啓発及び④科学者間ネットワークの構築の4つの施策に重点を置いて活動を展開している。</p>
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)</p> <p>上記の4つの施策については、いずれも施策の目標を十分に達成しており、行政、産業及び国民生活へ科学を反映、浸透させる上で大きな役割を果たしている。</p> <p>(必要性)</p> <p>日本学術会議法において定められている日本学術会議の設置目的(科学の向上発展を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映、浸透させる)を実現させていくためには、各学術分野の第一人者で構成される日本学術会議において、更に活発に政府、社会等に対する提言等を行うとともに、我が国を代表するアカデミーとしての国際的学術交流の積極的展開、社会との双方向コミュニケーションの充実等を図っていくことが求められている。</p> <p>(有効性)</p> <p>上記の4つの施策については、いずれも、以下のとおり具体的な成果を挙げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府や社会等に対し、61件の提言等を行っており、その内容が学術専門誌、公開講演会等で取り上げられるなど、提言等の内容の実現に向けての成果が見られている。</li> <li>科学的知見が世界の政策形成に反映されるよう、G8各国等の科学アカデミーと共同で、G8サミットの議題に関する提言を共同声明として発出した。また、各種国際会議等への参画等を通じ、各国アカデミーや科学者との連携が強化されている。</li> <li>日本学術会議主催公開講演会、地区会議主催公開講演会及びサイエンスカフェをそれぞれ5回、8回、26回開催し、いずれも多数の参加者を得るとともに、アンケートにおいても好評を博している。</li> <li>我が国の研究活動を支える学術研究団体の機能強化に向けて具体的な提言を発出した。また、地域の科学者からの意見・要望等をくみ上げることで各地域の問題点等を知ることができており、科学者間ネットワークの構築に貢献している。</li> </ul> <p>(効率性)</p> <p>いずれの施策においても、ホームページの活用等による成果物の効率的周知、会議開催等に当たっての効率的な実施、他機関との連携等により、より少ないコストで施策が実施できるよう努めている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>行政、産業及び国民生活へ科学を一層反映、浸透させていくため、今後とも、各施策を着実に実施していくとともに、更に効果的かつ効率的に各施策が実施できるよう、取組を進める必要がある。この点を踏まえ、予算要求等を行う。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p>

	達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方
			19年度	20年度	
	専門的かつ信頼性のある見解の提示・助言等を通じた政府・関係機関との連携を実施する	達成できた	－	実施	各期（3年間）の提言等の発出状況や委員会の例年の審議の状況を勘案して目標値を設定した。
	各国アカデミーとの連携等について、				
	G8学術会議共同声明を発出する（1回）	達成できた	－	1回	これまでの発出状況を勘案して目標値を設定した。
	アジア学術会議を開催する（1回）	達成できた	－	1回	これまでの開催状況を勘案して目標値を設定した。
	二国間学術交流を実施する	達成できた	－	実施	これまでの交流状況を勘案して目標値を設定した。
	国際学術団体等への貢献について				
	I C S U（国際学術会議）、インターアカデミーパネル等への対応を実施する（2回）	達成できた	－	2回	これまでの対応状況を勘案して目標値を設定した。
	その他の国際学術団体等への代表派遣等を実施する	達成できた	－	実施	これまでの代表派遣等の状況を勘案して目標値を設定した。
	共同主催国際会議を開催する（7回）	達成できた	－	8回	これまでの開催状況を勘案して目標値を設定した。
	日本学術会議主催公開講演会等を開催する	達成できた	－	実施	これまでの開催状況を勘案して目標値を設定した。
	地区会議公開講演会を開催する	達成できた	－	実施	これまでの開催状況を勘案して目標値を設定した。
	学術団体をめぐる課題についての審議等を行い、報告書を取りまとめる	達成できた	－	報告書の取りまとめ	審議の結果等を外部に報告をする（報告書等を作成する）ことを目標値として設定した。
	地区会議を開催する	達成できた	－	実施	これまでの開催状況を勘案して目標値を設定した。
<b>政策評価の結果の政策への反映状況</b>	<p>&lt;予算案&gt;  国際学術団体への加入のあり方について検討を行うとの評価結果を踏まえ、国際対癌連合（U I C C）から脱退することにより、U I C C加入分の経費について、減額して計上。（平成22年度予算案：102百万円〔21年度予算（補正後）：105百万円〕）  ※ 予算額は、「国際分担金」の総額としている。</p>				
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項（抜粋）</b>		
	－	－	－		

表1-4-② 総合評価方式により平成20年度に事後評価した政策

政策の名称	沖縄振興計画（沖縄の振興への取組）
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p><b>【分野1】自立型経済の構築に向けた産業の振興</b></p> <p>1) 質の高い観光・リゾート地の形成 平成18年に沖縄に入域した観光客は、過去最高の564万人を記録するなど順調に推移している一方で、外国人観光客数の減少、観光客一人あたりの県内消費額の低迷など、いくつかの課題も残っている。</p> <p>2) 情報通信関連産業の集積 新たな企業の立地・集積を促進するための施策や人材育成支援等の諸施策の実施により、立地企業数や雇用者数が大幅に増加しており、大きな成果を上げている。</p> <p>3) 亜熱帯特性気候等の地域特性を生かした農林水産業の振興 地域特性を生かした「おきなわブランド」の確立に向けた取組や、消費者・市場等のニーズに対応した生産供給体制に必要な基盤整備が進展するなど、一定の成果を上げている。</p> <p>4) 新規企業及び新規事業の創出、地域を支える産業の活性化等 観光関連産業や泡盛、菓草など地域特性を生かした食品・健康産業など、地域特性や優位性を生かした新規事業の創出・地場産業の育成が促進されており、成果を上げている。</p> <p><b>【分野2】雇用の安定と職業能力の開発</b> 沖縄の優位性や地理的特性を生かした産業の振興等の取組により、就業者数が増加するなど一定の成果を挙げている。</p> <p><b>【分野3】科学技術の振興と国際交流・協力の推進</b></p> <p>○ 沖縄科学技術大学院大学（仮称）設立構想については、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の設立、先行的研究の実施や、キャンパス整備の着手など、開学に向けた取組が進展している。</p> <p>○ 国際交流については、IDB（米州開発銀行）総会を始め、多くの国際会議が沖縄で開催されており、各省庁との緊密な連携の下、政府全体としての取組の成果が出ている。</p> <p><b>【分野4】環境共生型社会と高度情報通信社会の形成</b></p> <p>○ 廃棄物処理施設の整備など、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けた取組や、下水道などの汚水処理施設や公園・緑地等の環境と共生した生活環境基盤の整備、防災、減災対策が着実に進められてきた。</p> <p>○ 情報通信基盤の整備の進展により、高速・超高速インターネット網加入世帯の増加など高度な情報通信サービスを受けられる環境が着実に整備されつつある。</p> <p><b>【分野5】健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保</b> 健康福祉社会の実現に向けた施策が着実に推進されているが、特に深刻な離島・へき地の医師不足への対策をはじめ、保健医療施設の整備・老朽化対策など、保健医療体制の整備が必要である。</p> <p><b>【分野6】多様な人材の育成と文化の振興</b></p> <p>○ 情報通信産業、金融をはじめ高度な専門的知見を持つ人材育成が進められた。基盤整備については、特に、塩害等で老朽化の目立つ公立学校の施設整備が十分とは言えず、更なる取組が必要である。</p> <p>○ 沖縄の文化の保護、活用に向けた取組が進められている一方、伝統工芸品産業の担い手が減少しており、今後の課題となっている。</p> <p><b>【分野7】持続的発展を支える基盤づくり</b> 社会資本の整備は着実に進展しているが、依然として本土と比べて整備水準が低い分野があるとともに、整備水準が向上している分野でも、地域間格差等の問題があるなど、今なお多くの課題を抱えている。</p> <p><b>【分野8】離島・過疎地域の活性化による地域づくり</b> 離島・過疎地域における基盤整備、活性化は着実に進んでいるが、医療・教育などの生活環境面を中心に、引き続き本土・本島との格差が存在することを踏まえつつ、県土の均衡ある発展と国土保全を図る観点から、離島・過疎地域の活性化を推進していく必要がある。</p> <p><b>【分野9】駐留軍用地跡地の利用の促進</b> 沖縄振興特別措置法における、駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置規定の整備などにより、跡地利用推進体制の整備が図られ、跡地利用促進に向けた取組が進められている。</p>

	<p><b>計画全体</b></p> <p>沖縄の振興については、社会資本の整備水準が次第に向上するとともに、観光・リゾート産業が好調に推移し、情報通信関連産業の立地が進むなど、自立型経済の構築に向けた取組は着実に進捗してきたところであるが、依然として全国の約7割にとどまっている1人当たり県民所得や、若年者を中心とする高失業率など、なお残された課題も多い。</p> <p>計画の残期間が5年となる中、民間主導による自立的かつ持続的な発展をさらに押し進めていくためには、迅速かつ一層戦略的な取組が必要となっている。</p>
<p><b>政策評価の結果 の政策への反映 状況</b></p>	<p>&lt;予算案&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖縄予算全体として、厳しい財政事情の下、事業仕分け等にも対応しつつ、2,298億円を計上。</li> <li>・ 公共事業関係費については、「コンクリートから人へ」の理念の下、事業仕分け等の反映も含め全国ベースの伸率が対前年度比△18.5%と厳しく抑制される中、沖縄については△10.2%とし、沖縄へ重点配分された。全国に占める沖縄のシェアは3.6%へ拡大(21年度3.3%)。</li> <li>・ 北部振興事業(非公共)については、沖縄北部活性化特別振興事業費として35億円を計上。</li> <li>・ 不発弾等対策については、8億円(対前年度比76%増)を計上。</li> <li>・ 沖縄科学技術大学院大学については、運営費交付金(研究費、研究機器購入等)と施設整備費の合計で133億円(対前年度比18.5%増)を計上。</li> <li>・ 公立学校施設については、事業仕分けにも対応しつつ、120億円(対前年度比21.2%増)を計上し、老朽化した小中学校校舎の改築を進め、耐震化を図る。</li> <li>・ 南北大東地区地上デジタル放送推進事業として7.3億円、沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業として2.9億円を計上。</li> <li>・ 今後の沖縄振興のあり方について検討を行うために必要な沖縄振興総合調査費2億円を計上。</li> <li>・ 沖縄の厳しい経済情勢等に鑑み、緊急の課題に機動的・弾力的に対応するため、特別調整費において特別に30億円を増額して計上。</li> </ul> <p>(平成22年度予算案：229,794百万円 [21年度予算(補正後)：267,460百万円])</p>

政策の名称	障害者施策の総合的推進（障害者基本計画）
政策評価の結果の概要	<p><b>【分野1】啓発・広報</b>  ①啓発・広報活動の推進、②福祉教育等の推進、③公共サービス従事者に対する障害者理解の促進、④ボランティア活動の推進の各施策について、「重点施策実施5か年計画」（平成14年12月24日障害者施策推進本部決定）に基づき、おおむね順調に進ちよく。</p> <p><b>【分野2】生活支援</b>  ①利用者本位の生活支援体制の整備、②在宅サービス等の充実、③経済的自立の支援、④施設サービスの再構築、⑤スポーツ、文化芸術活動の振興、⑥福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援、⑦サービスの質の向上、⑧専門職種の養成・確保の各施策について、「重点施策実施5か年計画」（平成14年12月24日障害者施策推進本部決定）に基づき、おおむね順調に進ちよく。</p> <p><b>【分野3】生活環境</b>  ①住宅、建築物のバリアフリー化の推進、②公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進、③安全な交通の確保、④防災、防犯対策の推進の各施策について、「重点施策実施5か年計画」（平成14年12月24日障害者施策推進本部決定）に基づき、おおむね順調に進ちよく。</p> <p><b>【分野4】教育・育成</b>  ①一貫した相談支援体制の整備、②専門機関の機能の充実と多様化、③指導力の向上と研究の推進、④社会的及び職業的自立の促進、⑤施設のバリアフリー化の促進の各施策について、「重点施策実施5か年計画」（平成14年12月24日障害者施策推進本部決定）に基づき、おおむね順調に進ちよく。</p> <p><b>【分野5】雇用・就業</b>  ①障害者の雇用の場の拡大、②総合的な支援施策の推進の各施策について、「重点施策実施5か年計画」（平成14年12月24日障害者施策推進本部決定）に基づき、おおむね順調に進ちよく。</p> <p><b>【分野6】保健・医療</b>  ①障害の原因となる疾病等の予防・治療、②障害に対する適切な保健・医療サービスの充実、③精神保健・医療施策の推進、④研究開発の推進、⑤専門職種の養成・確保の各施策について、「重点施策実施5か年計画」（平成14年12月24日障害者施策推進本部決定）に基づき、おおむね順調に進ちよく。</p> <p><b>【分野7】情報・コミュニケーション</b>  ①情報バリアフリー化の推進、②社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及、③情報提供の充実、④コミュニケーション支援体制の充実の各施策について、「重点施策実施5か年計画」（平成14年12月24日障害者施策推進本部決定）に基づき、おおむね順調に進ちよく。</p> <p><b>【分野8】国際協力</b>  ①国際協力等の推進、②障害者問題に関する国際的な取組への参加、③情報の提要・収集、④障害者等の国際交流の支援等の各施策について、「重点施策実施5か年計画」（平成14年12月24日障害者施策推進本部決定）に基づき、おおむね順調に進ちよく。</p> <p><b>計画全体</b>  「障害者基本計画」（平成14年12月24日閣議決定）及び当該計画の前期5年間に重点的に実施する施策を定めた「重点施策実施5か年計画」（平成14年12月24日障害者施策推進本部決定）に基づき、共生社会の実現に向け着実に推進され、各分野で法制度の改正等を実施。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>&lt;事務改善&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」の推進のため、引き続き各省庁との緊密な連携を図っていく。</li> <li>障害者基本法に基づく障害者週間の事業を実施するとともに、障害者基本計画に基づく障害及び障害者に関する国民の理解を促進する。</li> <li>障害者施策HPについてはより見やすいものとなるよう工夫していく。</li> </ul>